

令和2年3月定例会

飯島町議会会議録

令和2年3月 5日 開会

令和2年3月23日 閉会

飯島町議会

令和2年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2号議案 農業委員会委員の任命について

日程第 6 第 3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第10号）

日程第12 第 9号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第13 第10号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第14 第11号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第15 第12号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 第13号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第17 第14号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第18 第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算

日程第19 第16号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第20 第17号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 第18号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第22 第19号議案 令和2年度飯島町水道事業会計予算

日程第23 第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算

日程第24 第21号議案 飯島町道路線の認定について

日程第25 第22号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	小林 美恵
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議開会

開 会 令和2年3月5日 午前9時10分

議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては、大変御苦労さまです。
これから令和2年3月飯島町議会定例会を開会します。

本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙のところですが、よろしくお願いをいたします。

3月定例会は、令和2年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。令和2年3月議会定例会の招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。令和2年2月14日付、飯島町告示第10号をもって令和2年3月飯島町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会長さんにおかれましても、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が国内のみならず全世界的に広がっており、長野県内におきましても2月25日に感染者が確認されたところでございます。町でも新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国、県と連動しながら個々での感染の予防をはじめ集団感染の予防に最大限の注意を払い、取組を進めているところでございます。町内におきましてもイベントや行事の中止や延期、小中学校の休校の開始等、町民の皆様にとりましても大変な御不安や御心配があらうと思っております。町民が一丸となって、私たちの町、この地域を守っていかねばなりません。多くの皆様の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

今議会では、令和2年度の予算を上程いたします。新年度予算は、行政の3大事業である福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の着実な実施と3つのチャレンジの取組を行うとともに、新たに掲げました森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のある町、みんなで子育て世代を応援する意識啓発や職場づくり、活躍するシニア、技術や経験が地域に生かせる元気な人生100年時代、リニア新時代、後継者が夢を抱いて故郷に戻る経済基盤のある地域、職員が創造力と実行力にあふれ、行政サービスが的確に機能する町の組織づくりという戦略的な5つの政策目標と主要施策を推進し、人と緑輝くふれあいのまちを実現するための予算として編成したところでございます。

後ほど新年度予算の提案の際に行います施政方針の中で詳しく私の考えを申し上げる所存でございます。

本議会定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件2件、条例案件5件、新年度予算を含む予算案件13件、その他案件2件の合計22件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。ありがとうございます。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により2番 三浦寿美子議員、3番 久保島巖議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております。議会運営委員長より会期は本日から3月23日までの19日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの19日間とすることに決定しました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
最初に、請願、陳情等の受理について報告します。受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査結果について報告します。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、議会閉会中に実施されました議員研修については、お手元に配付のとおり報告がありました。研修参加、大変御苦労さまでした。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。また、予算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。

次に、町当局からの報告を求めます。

町長 飯島町土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算について報告いたします。飯島町土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算につきましては、去る2月21日開催の飯島

町土地開発公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。初めに、町内企業の動きとしましては、石曾根工場用地の造成工事が完了し、宮澤フルーツ製造株式会社へ売却したところでございます。工場建設につきましては、春先に着手するものと聞いております。中田切工業団地内のひかり味噌株式会社につきましては工場拡張に関する水路工事の施工が進んでいるとのことでございます。以上、報告申し上げます。さて、令和2年度の事業計画であります。土地造成事業につきましては、陣馬工業団地の造成及び売却、久根平工業団地の拡張計画を進めてまいります。また、未販売の分譲宅地につきましても、定住促進事業との連携や不動産業者への働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。次に、予算概要について申し上げます。主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益などにより、収入合計でおよそ1億5,300万円を予定しております。これに対し、支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ1億7,500万円など、事業支出およそ1億7,900万円を予定しており、この結果、単年度収支では陣馬工業団地を現在の相場で売却した場合およそ2,600万円の赤字となる予算であります。詳しくは、お手元の事業計画並びに予算書のとおりでございますので、御覧いただきたいと思っております。

続けて報告いたします。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳令和2年度事業計画及び予算計画について報告いたします。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和2年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月18日開催の取締役会において承認されておりますので、地方自治法の規定により、その概要を報告いたします。初めに、本年度の事業実施状況等につきまして御報告申し上げます。今年度の事業は、ネット配信事業者の放送事業への参入や大手通信事業者の有線無線のセット販売の影響もあり、経営環境はめまぐるしく変化してきているところでありますが、おおむね順調に進んできております。加入の状況につきましては、テレビは減少傾向ではありますが、インターネットサービスにつきましては新しい事業者の県内進出による影響は出ているものの増加しております。また、ケーブルプラス電話につきましては、契約が6,000件を超えることができましたところでございます。決算見込みですが、計画では1,700万円の利益を見込んでおりましたが、決算では昨年並みの4,000万円前後の利益が計上できるのではないかと見込んでおります。今期の決算につきましては、6月定例会で報告させていただきます。次に、令和2年度の事業計画及び予算計画について御説明申し上げます。基本方針及び運営方針につきましては、本年度と同様でございます。主たる事業計画といたしましては、新規加入者及び各サービス利用者の獲得に向けセット割の推進や通信事業者との連携を図り、営業活動を推進いたします。自主放送チャンネルみなこいチャンネルの充実では、地域振興等に資する番組の企画をするとともに、最新機器の利用と職員研修強化を図ってまいります。新しいサービスの展開と次世代サービスの研究では、地域BWAサービスの開始とローカル5Gの研究等、地域の皆さんに必要なサービスを見極めながら適切な事業運営をしてまいります。4K8Kの高度BS放送は、一昨年12月から放送が開始され、本年開催のオリンピックでの需要に向け、当地域での高度BS放送の普及促進を

図ってまいります。設備取得等では、インターネット回線での通信量の増大に対応するためのインターネットセンター設備の増強や確実に安全な放送環境の整備のため、必要な設備機器の更新を行ってまいるため4,480万円の資産取得を予定しております。これらのことから、予算では営業利益1,640万円、営業外利益660万円、計2,300万円の利益を見込んでおります。なお、今回の取締役会におきまして令和10年度までの収支計画、設備投資計画につきましても確認したところでございます。詳しくはお手元の事業計画及び予算計画、10年収支計画のとおりでございますので、御覧いただきたいと思います。

議長 　ただいま報告のありました2件につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑を受けることとします。

　　以上で諸般の報告を終わります。

議長 　日程第4　第1号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 　(議案朗読)

議長 　本案について提案理由の説明を求めます。

町長 　第1号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項により、町民であり町税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するとされております。また、同条第6項により任期は3年とするとし、飯島町税条例第78条の規定により固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とされております。現在、生田順市氏、内山喜夫氏、宮下好矢氏の3名の方が在任中ですが、このうちの1人であります生田順市氏がこの3月31日に任期満了となります。任期満了後の委員として人格、見識とも最適者と考え、生田順市氏を引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。よろしく御審議の上、議員の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 　これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　　本案は討論を省略し、これから第1号議案　飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

　　お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議長 　お座りください。起立全員です。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 　日程第5　第2号議案　農業委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 　(議案朗読)

議 長	<p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
町 長	<p>第2号議案 農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。現在の農業委員会委員の皆様の任期は、本年3月31日をもって満了となります。現委員の皆様には3年から長い方では6年間、町の農業振興のために御尽力いただきましたことに心より感謝と御礼を申し上げます。4月からは新たな委員の皆様をお願いするわけですが、その選任に当たっては、農業委員会等に関する法律の規定により町長が議会の同意を得て任命するとされておりますので、今回12名の方々を委員に任命するため議会の同意をお願いするものでございます。また、同法の規定により認定農業者等である者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされておりますが、当町の場合、認定農業者等のみで過半数を選出することが大変難しい状況であります。したがって、委員の4分の1を認定農業者等または同法施行規則に規定されている者とさせていただくことも併せて議会の同意をお願いするものでございます。なお、委員の任期でございますが、令和2年4月1日から3年間となります。それでは、御同意をいただく方々を申し上げます。小林昭夫さん、有賀久雄さん、矢澤美和子さん、吉川順平さん、高橋豊さん、田中浩二さん、塩澤尚美さん、三石昌志さん、片桐孝明さん、菊地正博さん、宮下俊三さん、竹澤孝生さんの以上12名でございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。</p>
産業振興課長	<p>(補足説明)</p>
議 長	<p>これより質疑を行います。質疑ありませんか。——ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>この議案は討論を省略し、これより第2号議案 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。</p> <p>本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。</p> <p>[賛成者起立]</p>
議 長	<p>お座りください。起立全員です。したがって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第6 第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。</p>
町 長	<p>第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係条例について所要の整備を行いたいものでございます。10の条例の一部改正及び1つの条例の廃止につきまして一括して整備するための条例制定について提案するものでございます。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。</p>

総務課長 (補足説明)
 議長 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 8番
 坂本議員 1つお聞きします。これに係る条例によって影響を受けた方の人数はどのくらいになるわけですか、減額になった方っていうことですけど。減額になった方はどのくらいで、増額になった方はどのくらいか。
 総務課長 第何条になりますでしょうか、減額。
 8番
 坂本議員 質問の仕方が悪かったと思いますが、第何条ということではなく、総額の月当たりの給与に対する総額の金額でという、そういう形では見ていませんか、そちらは。
 総務課長 会計年度任用職員につきましては、地方公務員法が適用されることから、処分、また分限、また減給等を行うという形で定めなければならないということになってございまして、そういった部分では現在まだ対象者がおりませんので、減額を受けた者はございません。また、特別職の報酬等につきましても、現行の報酬の額をそのまま移行して分かりやすくしたものという形でございまして、影響額等はございません。
 議長 長 ほかに。
 9番
 浜田議員 再確認ですけれども、第7条の重複禁止規定によって影響を受けた方はいないと、そういうことでよろしいですか。
 総務課長 この決めるは今のところ発生をしておりません。これから常勤の特別職、町長、副町長、また教育長及び一般職の常勤の職員がここの特別職の職に当たる場合には支給をしないという形で、これからのものについて定めておるところでございまして。また、人選につきましては、それぞれ慎重に人選をしまいるという形になってまいります。
 議長 長 ほかにありませんか。——ありませんか。
 (なしの声)
 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)
 議長 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
 議長 長 日程第7 第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 町 長 第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し

上げます。家屋へ附帯設備を取り付けたものと家屋の所有者が異なっている場合の固定資産税の課税に当たり、納税義務者につきまして町の税条例に定める必要がありますことから、地方税法第343条第9項の規定に基づき本条例を整備するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

住民税務課長
議長
9番
浜田議員

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

何点かお尋ねいたします。まず1つは、今回この条例が改定されるに至った具体的な事例をもう少し説明いただきたいと思えます。これだけでは、どういうものがその対象になったのかということが非常に理解しにくいので、それがまず第1点です。それから、もう一つは、もとになっている地方税法、この条項はもともとあったわけですが、それは今回の条例が制定する以前には当該するような事例はなかったのかということについてお尋ねいたします。以上2点です。

住民税務課長
議長
4番
中村議員

まず1つ目の質問でございます。今回は、町内にあります店舗の中で、店舗の所有者とその店舗の中の施設を利用して行う事業者がそれぞれいるということでありまして、よろしくお願いたします。それから、もう一点、事例がなかったかということでございますけれども、事例がなかったがために今回整備するものでございます。

ほかにありませんか。

今、最初のほうの事例のお話を聞いたわけなんですけれども、ちょっと私よく理解できないんですけれども、店舗の箱、箱物っていうか、その物、最初の借りているというか、その人が自分で何か設備を設けた場合に、その店舗設備の部分を今度は店舗として使っている人が払うという、そういう理解なんですかね。ちょっと私、もうちょっと説明加えていただけたら分かりやすいかと思うんですけど、お願いします。

住民税務課長
議長
2番
三浦議員

通常、御商売される場合につきましては、建物の所有者と施設の所有者が同一な場合が一般的でございます。ただ、今回の事例につきましては、建物を建てた方と建物を使って中で御商売される方がそれぞれ違いまして、設備の所有者が建物の所有者と異なりましますので、おのおのに課税する案件ということで、そういう事例でございます。お分かりでしょうか。

いいですか。

今、設備の規模とか、そういうことが関係するんでしょうか。どの程度の物になると課税対象になるとかあるんですか。

住民税務課長

今回のケースでございますけれども、特定附帯設備でございますけれども、例えばエアコンとか、あと内装関係、それが特定附帯設備に当たりまして、ちょっと規模につきましては様々でございますので、ちょっとこれから評価いたします。——評価というか、課税をいたしますので、ちょっと金額的には分かりませんが、具体的に申しますと、

議 長 今のような内装とかエアコン等になります。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由
の説明を申し上げます。国民健康保険につきましては、平成30年度から県へ経営が移行
され、課税については数年後に県下国民健康保険税水準の統一が予定されております。
過日行われました飯島町の国民健康保険の運営に関する協議会では、県から示された納
めるべき納付金を基に方式や税額、保険税率について検討がされ、2月13日に答申が出
されました。このたび、その答申を受けまして国民健康保険税の税率及び税額の一部を
改正するものであります。改正の経緯及び税率等の詳細につきましては、それぞれ担当
課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し
上げます。

健康福祉課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑さ
れるようお願いをします。それでは、質疑はありませんか。

7番

折山議員 1点だけ大きいところで、多分、資産割をなくすっていうことは、いわゆる昔流風に
言えば資産家の皆さんに関わる部分が軽減されて、世帯を構える、あるいは家族が多い、
こういった加入者の皆さん、そいで所得の多いっていう大小、ここへ課税のしわがその
分寄っていくっていうことの中で、多分、運営協議会の中でも弱者に対するかなり議論
がなされたと思います。具体的に、低所得層に7割減のその他が増額しているっていう
ことは、軽減額が増えているっていうことだと思うんですが、実際に最も低所得ってい
うか、軽減を求めている人たちの段階の影響額っていうのはどのようにつかまれて御決
定されたか、その点だけお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 具体的な影響額というものは、それぞれ一人一人本当に違いますので、計算ができな
いという形になります。本当に計算をすれば、2,000人の国民健康被保険者の皆様

の一人一人を全部洗い出さなくてはなりません。今回、運営協議会の中で検討をした中で、資産割についての検討です。こちらについては、昔は土地等の資産についてが所得を生み出したものであるけれども、今はなかなかそうではないということと、高齢者、高齢の方々の所得がない中の資産をお持ちの方々への影響が大きいのではないかとといったような協議もしたところです。

議長
2番

ほかにありませんか。

三浦議員
住民税務課長

軽減の対象になる方は何人ぐらいいるのか、人数についてだけ、ちょっと。試算では6割程度でございます。

議長
2番

いいですか。

三浦議員
住民税務課長

人数が何人、被保険者の対象人数なんですけど、6割では……。

2月1日に現在の試算でございますけれども、人数につきましては2,054名でございます。ですので、すみません、その6割ですので1,200人ほどになろうかと思えます。

8番
坂本議員

ちょっと金額的なことも聞きたいんですけども、これを改正しない以前の金額と改正後の金額、それぞれ国保、介護、後期高齢とあると思うんですけど、それは概算でどの程度の差が出てきますか。

住民税務課長

2月1日現在の試算でございますけれども、4方式のときの金額ですが、総額で1億9,320万円ほどでございました。改正後につきましては3方式でございますけれども、試算で1億9,690万円ほどでございます。全体につきましては手持ちがございまして、該当部分につきましては手持ちがございませんので、申し訳ございません。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております第5号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。第5号議案については社会文教委員会に付託をいたします。

議長

日程第9 第6号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

第6号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、令和元年12月16日に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第6号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採
決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 | 日程第10 第7号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例
を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 | 第7号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し
上げます。本条例案は、水道法の改正に伴い給水装置の工事を行うことができる事業者
の指定について5年ごとの更新制が導入されたため、所要の改正を行うものでございま
す。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御
議決賜りますようお願いいたします。

建設水道課長 | (補足説明)

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番 | 5年更新の規定についてはどこに書いてあるのでしょうか。

久保島議員 | 具体的な定めにつきましては町の規則にて定めております。

建設水道課長 | ほかにありますか。

議 長 | (なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第7号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 | ここで休憩といたします。再開時刻を10時40分といたします。休憩。

休 憩 | 午前10時26分

再 開	午前 10 時 40 分
議 長	会議を再開します。
議 長	<p>日程第 1 1 第 8 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号）</p> <p>日程第 1 2 第 9 号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）</p> <p>日程第 1 3 第 10 号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>日程第 1 4 第 11 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）</p> <p>日程第 1 5 第 12 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>日程第 1 6 第 13 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>日程第 1 7 第 14 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）</p> <p>以上 7 議案を一括議題とします。</p> <p>それでは、本 7 議案について提案理由の説明を求めます。</p>
町 長	<p>第 8 号議案から第 14 号議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>まず、第 8 号議案、令和元年度一般会計の補正予算（第 10 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 743 万 7,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 52 億 5,154 万 7,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、令和元年度の決算を迎えるに当たり、事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。主な歳入の内容としましては、地域福祉基金積立金 1,500 万円、石曾根工場用地に関わる町有地売払収入 670 万円、農業次世代人材投資事業交付金 370 万円をそれぞれ減額する一方、法人町民税及び固定資産税で 790 万円、認可保育園保育料 510 万円、長野県市町村振興協会交付金に 190 万円の増額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、開業医支援事業補助金 1,500 万円、介護保険事業繰出金 460 万円、農業次世代人材投資事業補助金 370 万円、また上伊那広域連合及び伊南行政組合負担金をそれぞれ減額する一方、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に関わる繰出金に 4,000 万円、福祉医療費給付事業に 670 万円、障害福祉サービス給付費に 600 万円、事業用施設新增設支援事業等の補助金におよそ 330 万円の増額補正を計上いたしました。そのほか、各種事務事業において決算を見込み、それぞれ補正計上したところでございます。</p> <p>続きまして、第 9 号議案、令和元年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に 1,002 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 8,260 万 5,000 円とするものであります。今回の補正は、税の徴収状況や国等の補助金申請、療養費の給付実績等により補正するものであります。歳入につきましては、国民健康保険税を 280 万 1,000</p>

円、国庫支出金を42万8,000円、県支出金を651万9,000円、繰入金を28万円増額するものでございます。歳出では、総務費を73万8,000円、保険給付費を670万7,000円、保険納付費を360万7,000円、保険事業費を3万円増額し、予備費を105万4,000円減額するものであります。

続きまして、第10号議案、令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に72万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,926万9,000円とするものであります。今回の補正は、後期高齢者保険料の現状及び事務負担分の確定により補正を行うものであります。歳入では、後期高齢者保険料を86万6,000円増額し、繰入金を14万円減額するものであります。歳出では、総務費を14万円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を86万6,000円追加するものであります。

続きまして、第11号議案、令和元年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出からそれぞれ472万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,792万7,000円とするものです。今回の補正は、人事異動、介護保険システム関係決算見込みによるものであります。歳入につきましては、地域支援事業の国庫支出金4万3,000円、県支出金2万2,000円を減額し、一般会計繰入金では人件費、事務費、地域支援事業の合計466万1,000円を減額するものです。歳出につきましては、総務費で人件費、介護保険システム更新、賦課徴収費、介護認定に関わる費用の決算見込みにより464万1,000円を減額し、地域支援事業では17万8,000円減額し、予備費を9万3,000円増額するものであります。

続きまして、第12号議案、令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億8,122万1,000円とするものであります。歳入では、下水道の特別会計が4月から公営企業会計へ移行することに伴い、当初の運転資金及び資本金の不足に対応するための追加繰入れとして4,000万円を計上するほか、下水道への加入が増加したことから新規加入金600万2,000円を計上しております。歳出では、飯島処理区において公共ますの設置工事を増額し、差額を予備費にて調整するものであります。

続きまして、第13号議案、令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額の変更はございません。歳出では、施設管理費の電気代について不足が見込まれるため増額補正を行い、予備費で調整するものであります。

続きまして、第14号議案、令和元年度飯島町水道事業会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、債務負担行為に関する補正であります。12月補正において追加したしました中川村との広域連携に関連する申請業務委託について入札を行い、契約金が確定したことから限度額を4,900万円から3,498万円へ減額するものでございます。

その他細部につきましては、第8号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第9号議案から第14号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 提案理由の説明がありました。

これから本7議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

9番

浜田議員

予算案の中でそれぞれの課にまたがっている項目についてお尋ねしたいと思うんですけども、1つは人件費関係です。一番最後の何ページでしたっけ、38、39がサマリーだというふうに考えてよいとすれば、特別職については38ページの表の合計のマイナス69万2,000円の減、それから一般職については次のページの上の段の比較の195万3,000円の増、この足したものが人件費の補正の全体像だという理解でいいのかどうかということが、まず1つです。それから、もう一つは、情報センターの様々な費用があちこちに散らばってしまっていて非常に全貌がつかみにくいんですけども、これについての総括的な管理並びに総括した諸表みたいなものが整備されているのかということと、本来、情報管理のシステムというのはそれほど年初計画に比べて大きな変動がないのではないかというふうに、私、勝手に想像しているわけですけども、にもかかわらず年度途中で幾つかの追加があったんでしたっけ、このあたりについての内容は、それぞれ負担する自治体として精査しているのかどうなのか、それから、その結果はどうであったのか、この点についてお伺いいたします。

総務課長

まず人件費の関係でございますけれども、この表に計上できないというか、この表には計上していない経費がございます。具体的には、退職手当組合への負担金等はこの表の部分にはちょっと計上されていないという形になってございます。そういう形で、ちょっと御理解のほうをお願いいたします。拾い出したもの、積み上げたものとは別の費用があります。

9番

浜田議員

さっき、ここへまとめてあると……

総務課長

ということなんですけれども、ちょっと説明不足だったかと思っておりますけれども、そういった部分の退職手当組合負担金とかにかかります費用につきましては、ちょっと別となっております。それと、情報センターに関わります費用につきましては、総務課の

文書情報係のほうで総体的なものは押さえております。そういったものについて管理しながら、補正する額、それぞれ事業ごとの補正する額につきましては、案分等いたしまして、今回の補正として計上するものもございまして、額が小さいもの等につきましては現行の予算の中での対応できるものもございまして、その全てに対しては、文書情報係で把握しておるものとは若干ちょっと違う、この補正予算とは若干違っている部分がありますので、御承知おきいただきたいと思っております。それから、年度途中のシステム改修等の関係でございまして、やはり令和2年度から新しい業務が始まると変わるものにつきましても対応を今のうちからやらなければならないという業務がございまして、それにつきましてもそれぞれ事務担当者の会議等もございまして、そういった部分での負担の増減等を確認しながら、予算的な部分、財政部分とも話をしながら準備をできておるところで、最終的には上伊那情報センターのほうで一括契約した中での額の確定という形でございますので、そういった部分での流れで、上伊那情報センターの業務のほうの担当のほうで打合せしながら、また財政のほうでも打合せしながら進めておるところでございます。

議長 ほかには質疑はありませんか。

9番

浜田議員

今の後半のほうについてよく理解できなかったんですけども、実務的に処理すればいいという話ではないように思うんですけど、上伊那広域連合として予算の補正がなければいけなくて、それについて当然何らかの形で飯島町議会にも説明があってもしかるべきではないかと思うんですけども、そういった記憶は私にはないんですけど、そのあたりの手続はどうだったんでしょうか。

総務課長

これにつきましては、上伊那広域連合の議会のほうにおきまして、こういった部分の費用の増減につきましては、補正予算をお諮りいたしまして御議決をいただいた中での事業執行、それに伴いまして各市町村への負担金の増減について配分されてくるという形で整理をされております。

議長

8番

坂本議員

24ページなんですけど、2821の感染症予防の事業に対する減額なんですけれども、風疹ということで、人数を盛っていると思うんですけど、人数を盛った中でこれだけ減額になるということは、該当者がいなかったのか、実際該当している人たちが使わなかったのか、そこら辺はどういうふうに見ているんでしょうか。

健康福祉課長

2821の風疹の対策なんですけれども、今年度予算につきましては、対象者について全てを載せたということになっております。3年度事業でございまして、3分の1にするということも考えましたが、全員受けるかもしれないというようなことがございましたので載せてございます。実際受けている方の人数がそこまで追いついていないという状況がございまして、それで減額なんですけれども、来年度に向けての対策を既に勧奨通知等を出しているところでございます。

議長

ほかにはありませんか。

2番

三浦議員

それでは質問をしたいと思います。最初に19ページの2111のプレミアム商品券に関連してなんですけれども、実は、プレミアム商品券に換えたんですけれども、実際には施設の中にいる方で買物になかなか出かけられない人が購入してしまったので、大変に困惑を、最終的に使えたかどうかちょっと疑問なんですけれども、そんな状況がありました。一人一人の状況に合った対応っていうのが、説明も必要だったのかなあというふうにも思うんですけれども、そんなような声とか実態のことなんかもつかむ必要があるんじゃないかなと思います。取り組んだ感想についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

この事業につきまして、販売が終了したというところで、今、そのまとめをこれからするところでございます。この事業に関しましては、たくさん、その丸々の予算を盛っておりますが、実態としてはそれほど御購入にならなかったということで、それがどこまで使われたかということについては、これからきちんと結果が出ますので、それを待って、また御報告をしたいと思います。

議長

ほかに質問ありますか。

8番

坂本議員

29ページなんですけれども、3855の林業振興事業なんですけれども、説明によると事業要望がなかったということなんですけれども、金額的には大きな事業ではないんですが、せっかくこういうふうに出るということの中で、できない実態とか、そういうもっと切り込んだ中での対象者に対してどういうふうな形でやっていったのか、そこら辺、御説明いただけますか。

産業振興課長

この事業でございますが、森林の集約化とよく言われる事業でございます。林業事業体という説明を申し上げましたが、個人ではございませんので、1つのエリア、山林のエリアを指定しまして、その山林の所有者に意向を聞きながら、山林をどのように管理していくか、間伐をするかとか、そういった計画等を立てたときに補助が出るものなんですが、事業体に聞きますと、やはりちょっと手間がかかると、事務的に。今年度はとてもちょっとその手間が回らないということで申請がなかったということでございます。したがって減額をさせていただきました。実態については聞き取りをしてございます。

議長

ほかにございせんか。

2番

三浦議員

21ページの福祉医療費給付事業についてお聞きをしたいと思います。670万円余の増額補正なんですけれども、この内容についてもう少し知りたいと思いますので、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

大枠といたしましては、子どもの部分も現物給付が増えているというところでございます。

議長

ほかにございせんか。

4番

中村議員

農林水産業費の県補助金の中で説明がありましたけれども、その中で、説明のところ

の60、64、68、71を一括して説明されたわけなんですけれども、これの中で活用がなかったという説明でした。単純に計算して693万6,000円、これだけを当初予算の中で盛っていたのだと思いますけれど、もっとあったかもしれません。これだけ減額するということは、当初の予算を盛る中でちょっと甘かったのではないかというふうに単純に思ってしまうんですけれども、その辺は当初の予算の中でどういうふうに考えていたのか、一応これだけ盛っておこうという感じだったのか、その辺のところを伺いたいのと、もう一点は、松くい虫の防除事業の48万8,000円がマイナスになって、これも対象外だったということの説明でした。これは事前に分かりにくいものだったのでしょうか。一応該当が多分県のほうからかあると思うんですけれども、その辺はどうだったのでしょうか。2点伺います。

産業振興課長

歳入の県支出金の中の農林水産業費、ちょっと説明を簡素にしまして大変申し訳なかったなと思います。それぞれ歳出に対応しておりますので、歳出の中でも御説明申し上げてきたところでございます。60番の機構集積協力金につきましては、中間管理機構に農地を預けた場合に1反歩当たり1万5,000円とか、そういう農家が農業を廃止するような経営転換協力金と、そういったものでございます。したがって、当初予算では前年並みを見ていたんですが、今年度は、そういった農地の動きが少なかったもので、見込みよりも少なかったと、見込みは前年並みで立ててございますので、御理解いただければありがたいなというように思います。また、次世代の人材育成の375万円、これは、先ほど申し上げましたとおり、該当にはカウントしていたんですが所得が多くて該当にならない方、こういう方もおいでになりまして、それから、1名は誰か該当になるのかなあという見込みを立てておるので、約300万円ぐらいはその2つで減額になったところでございます。それから、経営体の育成事業につきましても、当初予算は前年度並みに見込んだんですが若干の減と、これは歳出のほうでもちょっと説明したとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、松くい虫の関係でございます。これ、毎年同じことなんですけど、協議会がございまして、そちらのほうに補助金の申請するんですが、具体的に申し上げますと、千人塚の松の樹幹注入は認めていただけるんですが、与田切公園は標高も低いということがありまして、予算がそこまで回らないということで、ちょっと毎年お願ひはしているんですが減額になってきている部分でございます。その分の減ということで、新年度はちょっと考え方を考えまして、もう与田切公園のものは申請しないように、見込みがないということで、新年度はそんなような形に変えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

ほかにありませんか。

浜田稔議員、3回目となります。3回目の質問となります。

9番

浜田議員

農地集積協力金の事業の件ですけども、前年並みというお話でしたけれども、それは実態に合った説明ではないように私は思いました。一昨年は600万円盛っているんですね。昨年は100万円盛って、実際に執行されたのが52万円。にもかかわらず今回も100

万円盛って——130万円ですか、実際には100万円減額と、要するに実体のないものをずっと盛り続けているのではないかと。先走って言ってしまいますと、多分今年度予算も同じ金額の案になっているのではないかと思いますけども、そういう後になればなるほど実はメリットがなくなる制度があって、既に飯島町では、これに手を挙げる人はほとんどなくなっているという状況の中で、最後まで引っ張っておいてここで減額するというやり方はよろしくないのだというふうに思いますけども、もう一度、先ほどの説明、こういった事実に基づいてお願いしたいと思います。

産業振興課長

130万円、当初で見込んであります。地域集積協力金という地域がもらえるものが30万円、それから経営転換協力金ということで個人の方がもらえるのが100万円ということで130万円なんですが、経営転換協力金につきましては50万円が上限の2戸ということで100万円を見てあるんです。面積としては660アールということで、考え方は平成29年度実績ということで、今思えば、確かに過大と言え、結果的に見れば過大だったかなあというふうに思います。実際には、地域集積協力金の30万円盛ったものが対象にならなかったの、これがゼロになってしまったということ、それから経営転換協力金も4戸で149アールの実績ということで、減額ということでございます。飯島町は、議員おっしゃられたとおり、かなりの流動化率が高いわけでもございまして、なかなかこの事業が進むスピードはほかよりも逆に少ない部分があって、対象者もだんだん少なくなっているというように事務局も思っております。ただ、円滑化事業が今度なくなってまいりますので、全て中間管理機構への事業に変わってまいりますので、一応、営農センター的にはそちらのほうに移行していくように考えておりますので、もうちょっと精査をする中で、見込みはきちんとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長
9番

よろしいですか、9番。9番、よろしいですか。

浜田議員
議長

はい。

ほかにありませんか。

三浦寿美子議員、3回目となります。

2番
三浦議員

3回目です。はい。介護保険事業のことで質問をしたいと思います。7ページなんですけれども、賃金として認定調査員の減額が120万円ありました。調査に関わる事業への影響というのがあるのではないかとちょっと心配なんですけれども、この点についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

調査員の減額ですけれども、調査員、今は臨時職員と申しますが、お願いしているんですけれども、その方々の業務量が、なかなか来られないという状況がありまして、正規職員の地域包括支援センターの職員が今2名、そこの部分を請け負ってやっているような状況がございまして、この状況で決算見込みから減額をしております。調査員業務のところをやっていますので、地域包括のところの業務がもしかしたら押されているところはあるかもしれませんので、次年度以降は調査員を確保しようという

ふうに思っております。

議 長
3 番

ほかにありませんか。

久保島議員

2点お伺いたします。開業医支援事業で1,500万円カットになっていますが、この辺のところ、手応えはあったが今年度駄目だったのか、それとも全然最近はちょっとないよということなのか、その点をお伺いしたいと思います。ちょうど副町長担当でありましたので、お答えいただきたいと。もう一点は、台風災害、19号に対して、2か所から民生費雑入と、それから出ているんですが、町内で起きた被害に対してこれで十分賄えたのかどうか、補助金等が。本人の責任じゃないわけですので、その辺がどうなのかっていうことについてちょっと心配なんですけど、その辺の2点についてお伺いいたします。

副 町 長

私、途中まで担当しておりましたのでお答えをさせていただきます。今年度も委託料でコンサル関係の広報等は同じようにやっております。今のところ来ていただける見込みの方はおられません。ただ、業種的に絞るとか、そういうことを御提案いただきましたので、そういう方面の活動はしましたが、可能性はなかったということでございますので、よろしくお伺いいたします。

産業振興課長

台風災害の産業振興課関係のものでございますが、お二方対象になっておりまして、両方とも果樹の棚が風で倒されたというようなものが主な内容でございます。お一方は約100万円、もう一方は半分の50万円弱ということでございます。それぞれ1割負担ということでございますので、全額負担すれば一番よろしいかと思うんですが、一般的に、災害のときには1割負担というのがございますので、何とか御理解いただいてということで話はできておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議 長
7 番

ほかに。

折山議員

25ページ、診療所費なんですけど、細かいことで申し訳ありません。七久保診療所、休診をされていて、もう医療機器も全部ないわけで、今すぐ開所っていうのは、再開っていうのはなかなか厳しい状況の中であって、消火器だけ更新するっていうことはちょっと解せんなあと思うんです。多分、消防法の規定の中でやむを得ないのかなあということでの補正だと思うんですが、そういった状況を消防と一回詰めたんでしょうか、それとも査察に入られて、やっていないところへ査察に入られて指摘を受けたんで単なる補正計上したのかどうか、細かいお金ですけど、1つそういう考え方も大事ななあと思ってお伺いします。関連してもう一点、24ページ、1,500万円の開業費の減額、一般質問を通じて何度も申し上げてまいりましたが、七久保地区では、長い間、診療所があって、それがあるとき先生の御高齢によりなくなったということの中で、住民はものすごくその再開に期待をしておるところであります。まだ3月も話がどういふふうに進むか分からないこの段階で、多分、実務的には1,500万円を執行するのが難しいっていうことは理解できますけど、町長の大きい政策でもあります。年度末、一生懸命頑張ったけど期待に添えられなかったということで執行残で残すほうが地域の理解を、よく安心感を高める行政の努力が見えてくる、姿として見えてくるんじゃないかと思うんですが、

最初は所管課長に、次の質問は町長にその思いを伺います。査定段階で置いておいてくれよと、3月いっぱいまでぎりぎり努力するよと、そういう思いはわかかなかったかどうか。

健康福祉課長

では、2811の診療所費の消火器の点検による補正ですけれども、七久保診療所は行政財産でございますので、建物がある以上、管理はしなければいけないというふうに思います。それから、1,500万円の開業医支援のほうなんですけれども、今まで開業医支援事業で補助金を2つの医療機関にしまいましたが、実際にお話がありましてから1,500万円のお金を補助するということまでには、年単位、2年から3年ぐらいの期間がかかります。現在それがありませんので、今回は予算を落とさせていただいたということでございます。

町長

七久保への開業医さんの誘致につきましては、今、現時点、引き続き取り組むということで努力してまいりたいと思っています。また、その話ができ次第、4月でも十分間に合うかというふうに思っていますので、対応してまいりたいと思っております。

7番

折山議員

課長に申し上げますが、行政財産だから消火器を整備しておくというお答えでしたが、そうでなくて、使っていないところに、使っていないんですよ、行政財産の使っていないところに全部必要かどうかというか、さっき言ったみたいに再開するときには十分時間があると思うんで、その間に整備をしますということで消防との話ができなかったかどうかということについてお尋ねをしたところです。それから、町長には、いつでも対応ということなんです、私は予算措置上そういう気遣いがあってもいいんじゃないかということで町長にお尋ねしましたんで、課長のほうの答弁は結構ですが、町長の思いは1回お聞かせください。予算を残しておくのが住民に対する町長の姿勢の表れになるんじゃないかと感じるものですが、その点。

町長

その思いは変わりません。ただ、形式上、このような処理をさせていただきました。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

昼食の時間になりましたので、以後については午後にさせていただきたいと思っておりますので、ここで休憩とします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休憩

午後0時01分

再開

午後1時30分

議長

会議を再開します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、第8号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。

議案に対する賛成の立場からの討論を行います。今回の補正規模については、比較的少額でもありますし、年度末にふさわしい丁寧な補正が行われたのではないかっていうふうに全体としては感じましたので、賛成といたします。ただし、見ている中で、今後の執行、それから、その後の予算編成等に関して幾つか留意すべき点があるのではないかっていうふうに感じましたので、その点について申し上げます。まず、一番細かい話から申しますと、ちょっと質問の回数が足りなかったんですけども、例えば事業コード 5623 公民館費の印刷機の補充があります。多分、金額的に見ると、これはトナー式の複合機かなあというふうに思いますけれども、今のプリンター業界の動向を見てみると、かなりもうインクジェットのほうに変わっているんですね。高速になっていますし、トナーの置き換え、要するに後のメンテナンスも要らないというのが業界動向だと思います。お調べになるつもりであれば、例えば有名な調査会社の矢野経済研究所が 20 枚ぐらいの調査報告書を出していますけども、実は 1,000 円ぐらいでそのダイジェスト版が手に入ります。それを見ると、多分、傾向としては、業界全体が横ばいになっていて、その中でトナー型ではなくてインクジェット型の複合機が伸びているというデータが当然手に入るかと思えます。こんなことを参考にするならば、今後 5 年 10 年継続する機器に関して、やはり時代の動向に合った選択をすべきなんではないかなあというふうに、執行の段階ではぜひ御留意いただきたいということが 1 つであります。それから、もう一つ、先ほど農業の管理機構の問題がありまして、若干疑問は残ったわけですけども、それと同時に未執行になった項目がありました。何でしたっけ、農業計画のパート V でしたっけ、これの策定に関わる約 200 万円ほどの経費が実際には執行されずに終わっていたと。この件に関しては、以前、何かの会議でもって、今、飯島町の農業は大きな転機に立っているんで、前年踏襲型ではなくて、やはり大きな方向転換を考えるべきではないかと、そういいますのは、実は、個人経営と大きな法人とがお互いに支え合うという構造が県の農地中間管理機構の影響もあって崩れつつある、その中で単に前例踏襲型の農業方針を出していいのかということをお私に申し上げた記憶がありますけれども、そういったことにもかかわらず講師を呼んでの討論、何番でしたっけ、3225 ですか、報償金等がおおむね 200 万円ほど未執行に終わっていると、つまり本来研究すべきタイミングで十分な研究を行わなかったのではないかと、こんなような気がするわけです。議会には増額補正の権利はありませんので、今回は単に指摘にとどめますけれども、こういう後ろ向きなやり方をしていたんでは、町長のおっしゃる基幹産業ではなくて基盤産業とおっしゃったんでしたっけ、その農業の方向づけさえも危ぶまれるのではないかとということで、今後の予算編成の中でぜひ考えていただきたい。それから、3 点目は、先ほどの質問の中で申し上げましたけれども、上伊那広域の情報機器の金額ですね。非常に率直に申しますけれども、この技術に対して目を持っておられる方が行政側にどのくらいいらっしゃるのかということをお私は大変懸念しています。これ、私、個人的な話になりますけども、ほとんど技術者の集まりであった半導体の業務に関係してはいたけども、そこででも、その中心になる大型計算機能についてはほとんど、技術者の集まりでも正

しい判断はできていなかったという経過がありました。非常に有能なある係長さんが大型機からの転換を図って、その後、非常にコストは安くなったんですけども、それがなければいつまでたっても巨大はコストをそこにかけ続けたものに終わっていたのではないかと、そんな事例を経験しています。どうしてそうなるかっていうと、結局、特定のメーカーの機器を入れると、それに付随するソフトウェアも含めて大きな変更ができないという縛りがあって、そこから先に進めないわけですね。けれども、そのことによる影響というのは5年10年15年と続いて、気がついたときには時代遅れになっているということとはしばしばあるわけでありまして、これに対する対策も、実は各社は取っているはずなんです。具体的に言うと、同じような業界を卒業したといいますか、そういったプロを入れて、要するに一定の拮抗関係、牽制関係をそこに導入することで監査を行うと。上伊那広域も決して少ない予算ではないわけですから、このくらいのことはやるべきだと思うし、そういうことをやらなければ飯島町の負担もいつまでたっても減らないというふうに思いますので、こういったことが予算の中から少し見えてきたような気がしますので、今後の執行、それから今後の予算編成について十分に留意されることを求めて、賛成討論といたします。

議長
3番
久保島議員

ほかにありませんか。

賛成の立場で討論させていただきます。この補正については、適正なものだというふうには思います。しかし、適切であったかという、私はそうではないというふうに解釈しています。1つには、先ほども私、質問いたしましたけれども、開業医の1,500万円のカット、それから農業政策もろもろのカット、まだ事業年度途中にもかかわらず、この補正というのはいかがなものかと。要するに、これは決算書の不用額をきれいにしようという意図が見えているのではないかとというふうに思います。ここは決算書のところに補正なしに載せてもらって、なぜできなかったのか、どうだったのかというところを十分議論すべきものだというふうに思います。単に決算書をきれいにするためだけの補正というのはいらないというふうに思います。今回、第10号になるわけですね。6月にもし出てくるとすると第11号と、これ、毎月1回改定していますと言われても過言ではないという補正の仕方です。ここは、やっぱり予算を盛るときにもう盛っておいて、できなきゃマイナス修正すればいいやという安易なところがないのかどうか、そこもちょっと確認して作業してもらいたい。要するに、簡単には補正しないぞというところで、プラス補正は当然あって、それはいいことだというふうに思いますけれども、マイナス、減額補正については、ここはしっかりと覚悟を持って数字を盛ってもらうということの中で、決算にそこは評価するということで、不用額っていうのは決してあって私はいいと思っていますし、不用額があったら、なぜあったのかというところの理由が明確であればよろしいかというふうに思います。その点で注文を申し上げまして、賛成とさせていただきます。

議長

ほかに討論はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第8号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第10号）について採決
します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第9号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第9号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第10号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第10号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第11号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第11号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。
続いて、第12号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第12号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第13号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第14号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算

日程第19 第16号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第20 第17号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 第18号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第22 第19号議案 令和2年度飯島町水道事業会計予算

日程第23 第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算

以上6議案を一括議題とします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長 令和2年3月議会定例会を招集し、令和2年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び事業会計予算を含めた6議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。関係各議案及びあらかじめ配付いたしました予算概要書等を併せて御覧いただければと思います。

まず初めに、我が国の政治情勢につきまして、安倍総理は、今国会の施政方針の中で復興五輪、地方創生、成長戦略、一億総活躍社会、外交・安全保障をテーマに掲げ、世

界の真ん中で輝く日本、希望にあふれ誇りある日本を創り上げる、その大きな夢に向かい夢を夢のままで終わらせず、新しい時代の日本を創るため共にスタートを切ろうとして、新たな国づくりを共に進める姿勢を前面に押し出しているところであります。その一方で、国全体が少子高齢化と人口減少という大きな課題に直面する中で、去年は自然災害が相次ぎ、全国各地で甚大な被害の発生、また財政問題、憲法問題、原発問題、経済・雇用問題をはじめ、米国や北朝鮮、韓国、中国など、近隣諸国との外交問題など、様々な課題が山積しており、我が国を巡る情勢はさらに混迷を深めております。このように難しい課題が山積する中であって、安倍政権には、十分な国会議論を重ね、国民本位の政治を進めるとともに、地方創生や地方経済再生などの課題にも積極的に対処してほしいと期待するところであります。

当町においても、人口減少をはじめ、少子高齢化の進行や景気回復の実感を伴わない長引く景気低迷による厳しい財政運営など、多くの改題を抱えておりますが、私は、飯島町に暮らす全ての町民の皆様にとって安心して暮らせる豊かなまちとなるよう、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを根幹に据えて、日々、行財政運営に取り組んでおります。議員各位並びに町民の皆様には、引き続きよりよいまちづくりに格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

経済情勢と国の予算編成について申し上げます。

内閣府によりますと、我が国の景気は「緩やかに回復している」とし、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある。」としています。

一方、直近のGDP速報値では、消費増税等の影響により5四半期ぶりのマイナス成長となり、そのほか貿易統計でも3カ月連続の赤字に転じており、新型コロナウイルスの感染拡大やサプライチェーンの失速によるさらなる景気の冷え込みが心配されるところであります。

こうした中において、令和2年度の国家予算は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により経済再生と財政健全化を両立する予算として編成されました。その結果、一般会計予算はおよそ101兆4,500億円、前年度比およそ1兆2,000億円、率にして1.1%の増となり、当初予算としては過去最大となった令和元年度をさらに上回る規模となりました。歳入については、税収をプラス1.6%の増と見込み、一方、公債金を0.3%の減額としています。歳出については、社会保障関係費が2.9%、およそ1兆7,000億円の増となり、地方交付税交付金等は、地方税収の減があるものの、令和元年度と同水準を確保し、およそ1,700億円、1.1%の減となっています。また、歳入に占める新規に発行する国債の割合は31.7%と前年度より0.5ポイント改善されたものの、依然として高い水準となっており、公債費への依存度が高く、借入金に頼る財政運営に変わりはありません。

このような国会財政の状況を考えますと、今後さらに国民や地方自治体の負担が増えることが予想されることから、国の動向や消費税増税の影響等に注視しながら、地に足をつけたまちづくりと堅実な行財政運営に努めつつ、町民の皆さんが元気になるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

地方財政について申し上げます。

令和2年度における国の地方財政計画を見ますと、歳入では地方税、地方交付税、国庫支出金の増額を見込む一方で、地方譲与税、地方特別交付金、地方債、使用料及び手数料、雑収入を減額しており、歳出では地方が実施する河川等のしゅんせつ工事、また災害防止・国土保全の機能強化を図る観点からの森林整備等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう配慮されております。その結果、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、前年比1.1%増の63兆4,000億円が確保された形となっております。中でも一般財源総額の前年度同水準の確保が最大の焦点となっておりますが、消費税率引上げに伴う地方消費税の増加等により地方税が増収となるものの、社会保障関係費の増加等による財源不足が生じるため、地方交付税の原資をできる限り確保し、臨時財政対策債の発行も前年度より抑制されております。これらにより、令和2年度の地方財政計画の規模は総額およそ90兆7,000億円で、前年度と比べるとおよそ1兆1,000億円、1.3%増となっております、別枠で東日本大震災の復旧・復興事業分がおよそ9,000億円、全国防災事業分がおよそ1,000億円確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見ますと、およそ16兆6,000億円で、前年度に比べておよそ4,000億円、率にして2.5%の増額となっておりますが、関連する臨時財政対策債については前年度に比べ3.6%、およそ1,000億円の減額となっており、この2つを合わせた実質的な交付税総額はおよそ3,000億円の増額となっております。

次に、長野県の令和2年度当初予算であります。命を守り将来世代を応援する県づくりに向けてとし、台風19号災害からの復旧・復興とその教訓を生かした災害に強い県土づくり、気候非常事態宣言を踏まえた取組に重点を置くとともに、しあわせ信州創造プラン2.0を着実に推進するための予算として、命を守る県づくり、将来世代を応援する県づくり、時代の変化に即応した産業・地域づくりを重点政策として編成されています。予算総額はおよそ9,400億円で、前年度に比べ7.0%、およそ600億円の増となっております。歳入面では、国庫支出金は前年度に比べ26.3%の増、地方消費税清算金は前年度に比べ22.5%の増、県債は前年度に比べ20.1%の増を見込む一方で、地方特例交付金は35.9%の減額を見込んでおります。歳出面では、公債費、人件費といった義務的経費が抑制されたものの、台風19号災害対応分の投資的経費を増額したほか、県税交付金、社会保障関連費が増加しております。

町の財政見通しについて申し上げます。

飯島町の平成30年度決算数値を見ますと、経常収支比率は2.6ポイント増加し79.0%となりました。また、全基金の残高については、前年度より5,600万円ほど増加し、およそ22億3,100万円となったところであります。

地方債に係る指標である実質公債費比率については、前年度より0.2ポイント増の8.3%となりました。また、将来負担比率については5.4ポイント増の64.7%となり、健全化判断比率の各指標から見ても当町は健全なレベルであると判断できます。

歳入面を見ても、税収入が収入全体の2割強にとどまるなど、依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。また、一部の交付金を除く国からの譲与税やその他交付金については、若干の増加傾向となったものの、地方交付税と臨時財政対策債については、国の財政事情や方針、地方財政計画、景気の状態によってその都度変わってまいりますので、自主財源の割合が少ない当町の財政状況は今後も極めて厳しい状況が続くものと判断しております。

歳出面でも、社会保障費の自然増は抑えられない状況にあるほか、インフラを含む公共施設の維持補修や長寿命化への経費の増などが予測されていることから、新たな事務事業に充てる財源確保は今後さらに厳しくなると考えております。

このように、当町の行財政運営につきましては、昨今の経済情勢はもとより、国の地方財政対策による地方交付税や臨時財政対策債に依存する財政構造であるため、その見通しは不透明な部分が多くあることから、引き続き情報収集と分析に努め、継続的な行財政改革を進めることにより堅実な行財政運営に努めてまいります。

予算編成の考え方とまちづくりの重点施策について申し上げます。

飯島町をはじめとする伊那バレーは、一昨年全線開通となった国道153号伊南バイパスをはじめ、近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通により地域の姿は大きく変化することが見込まれるところがございます。少子高齢化に伴う地域活力の低下など、地方が抱える様々な課題はあるものの、先ほど申し上げた高速交通網の整備による都市との時間距離の短縮や輸送能力の飛躍的な高まりにより幅広い分野での経済効果が生まれ、移住交流や経済交流などの関係人口の増加による新たなまちづくりを進めていかなければなりません。

新年度予算におきましては、最終年度となる第5次総合計画後期基本計画に掲げた町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を踏まえ、みんなが安心して暮らせる豊かなまちとなるよう、福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政3大事業の推進により、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを重点3本柱に据えるとともに、新たに戦略的な5つの政策目標と主要施策を掲げ、住民要望等にも総合的に判断する中で各種補助事業や基金等を活用し、創意工夫しながら予算編成を行いました。

行政3大事業における重点、視点について申し上げます。

まず、福祉増進事業では、飯島版総合事業の推進を図るため、いいじまお助隊の仕組みづくりに取り組みます。生活支援が必要な様々な方に対して、気がねなく頼り合えるお互いさまの地域づくりを目指すため、町内のボランティア、シニア人材バンク、NPOなどと連携し、技術、経験、趣味にたけた方の能力を支援が必要な方に対し最大限生かすことで頼りになる地域コミュニティの構築を進めてまいります。そのほか、食育や災害対応の機能を備えた多機能型学校給食センター改築に向けた実施設計への着手、

町と企業が協力して子育て世代が働きやすい職場づくりのマジイ☆子育てワークスタイル推進事業、いいちゃん健康ポイントをさらに利用しやすくするための仕組みづくりなど、福祉、医療、子育てを一体的に進めてまいります。

2つ目に、産業振興事業では、農業分野において、アグリイノベーション2030と題し、20代から30代の若者が新たな発想でもうかる農業に取り組む手法を学ぶため、日本食農連携機構等へ参加し調査・研究に取り組むほか、JAインターン制度を活用した新規就農者の育成に取り組みます。商工業分野では、音楽村構想を目指して楽器製造企業と連携したイベント等を通じて音楽関連文化の醸成を図るほか、発酵食品のまちを掲げ、発酵食品企業や町内の農産物加工グループ、また町民の皆様とも連携し、食文化の醸成を図ってまいります。そのほか、引き続き飯島町営業部を中心とした地域資源の掘り起こしと活用による地域振興活動への支援を進めてまいります。

3つ目に、安全管理事業では、生活基盤の充実を図るため、国県の補助事業や有利な起債を活用し、喫緊の課題である主要幹線道路の舗装補修工事や道路改良工事等がスピード感を持って計画的に進められるよう重点配分いたしました。また、交通安全対策としては、新たに自動車急発進防止装置取付補助金の創設や消防団活動の充実として各分団車両へ救命胴衣の配備、地域での防災のための総合ハザードマップの更新なども進めてまいります。

これら行政3大事業の根幹をなす地方自治の強化では、継続して第6次総合計画の策定や公共施設等総合管理計画の策定に取り組むほか、3つの重点プロジェクトである子育て・婚活プロジェクト、情報発信・魅力向上プロジェクト、定住促進プロジェクトをそれぞれ進めるとともに、副町長をトップとした人口増対策統括本部を設置し、関係課連携を密に、スピード感のある新たな人口増の取組を図ってまいります。その他、基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進、国県事業の建設促進に取り組むとともに、国の令和元年度補正予算と令和2年度当初予算との連携による各施策にも対応してまいります。以上が本予算での重点項目への取組についての考え方であります。

続きまして、予算規模の概要について申し上げます。

それでは、提案いたします令和2年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模であります。一般会計は48億5,500万円で前年度に比べ2.4%の増、国民健康保険特別会計はおよそ8億9,300万円で4.8%の減、後期高齢者医療特別会計はおよそ1億4,800万円で9.8%の増、介護保険特別会計はおよそ11億3,300万円で0.1%の減となっております。また、水道事業会計はおよそ4億7,400万円で7.8%の増、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は公営企業会計へ一本化し、下水道事業会計はおよそ9億5,400万円であります。これら6会計の合計予算規模はおよそ84億5,700万円で、前年度に比べ5.2%の増として編成をいたしました。

一般会計の当初予算は前年度に比べて1億1,200万円増額となり、過去10年間で最大の予算規模となりました。限られた予算ではありますが、みんなが安心して暮らせる豊かなまちを目指し、住民生活に直結する生活基盤の充実を重点としながら、町民や民間企業との連携により進める事業が数多くあることから、従来からの町民の皆さんと行政

との連携に加え、民間活力を融合したまちづくりを行うための魅力向上予算といたしました。

国民健康保険特別会計は、県が経営に加わり3年目となりました。歳出では国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額を基に編成しており、予算規模は被保険者数の減少に伴い減額しております。引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計は、予算規模が9.8%大きくなっております。これは、主として被保険者数の増加、保険料率の改定、保健事業の強化によるものでございます。町の皆様の健康長寿の推進のため、医療と介護の一体化事業を実施してまいります。

介護保険特別会計は、昨年度とほぼ同額の予算規模となっております。介護保険の保険者として適正な事業運営を行うとともに、生活支援・介護予防、いいじまお助隊の構築等、飯島版総合事業の推進、お互いさまの頼りになる地域づくりに取り組んでまいります。

水道事業会計につきましては、老朽配水管布設替え実施の工事費の計上により、引き続き安全・安心な水道の維持に努めてまいります。また、中川村との広域連携の実現に向けて具体的な事務の手続を進めるために委託業務を予算化しております。事例が少ないこともありますので、関係機関との連携を密にして確実に進めてまいります。

下水道事業会計は、令和2年度から公営企業会計へ移行を行い、公共下水道事業、農業集落排水事業を1つの会計で実施いたします。会計処理は変更となりますが、引き続き維持管理経費が主な内容となっております。公共下水道事業計画が更新年度を迎えるため、計画の見直しを行い、併せまして農業集落排水施設の機能診断を実施し、今後の処理施設の統廃合を含め検討も進めてまいります。

一般会計の歳入の概要について申し上げます。

最初に、一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税は、前年度に比べ1.7%の増額を見込みました。内訳としましては、不動産売買や企業利益等を見込み、個人町民税と法人町民税について増額としたところであり、一方で、地価の下落等により固定資産税につきましては減額といたしました。

次に、地方譲与税と各交付金につきましては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ増減を見込んでおりますが、地方譲与税では、主に森林環境譲与税が280万円、地方消費税交付金につきましては1,800万円、10.1%増の1億9,700万円、新たに創設された法人事業税交付金は390万円を予算計上いたしました。

次に、地方交付税にあっては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などを考慮し、普通地方交付税で4,000万円、2.5%増の16億2,000万円、特別地方交付税は大きな増減要因がないため前年度同額の9,000万円を予算計上いたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した道路関係事業や社会資本整備円滑化地籍整備事業等で増額を見込み、前年度と比べおよそ5,600万円、17.4%

増額となりました。

県支出金については、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を新井用水路整備事業や強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金による農業者の農業用機械の導入支援等の増額を見込み、およそ750万円、2.4%増額となったところであります。

繰入金につきましては、前年度と比べおよそ4,300万円、17.6%減額となりましたが、各種基金からそれぞれの事業への繰り入れを計上いたしました。特に、減債基金は起債の繰上償還に対応するためおよそ1億700万円の繰り入れを行うほか、財政調整基金は各種施策に幅広く対応するため3,000万円の繰り入れを計上したところでございます。

最後に町債は、予算編成時における国などからの情報により、臨時財政対策債で1,900万円、14.2%減の1億1,500万円を見込んだものの、道路、農道、林道、用水路等を目的とした起債が増加し、全体ではおよそ3,000万円、10.5%増額し、継続事業を進めていくこととしております。

以上、歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報を基に慎重に精査の上、それぞれ予算計上したところであります。なお、文部科学省が実施するGIGAスクール構想による校内ネットワーク整備や小中学校の児童、生徒への1人1台のパソコン端末の設置事業に係る特定財源等につきましては、国から示される制度概要を基に、新年度に入り改めて予算化を進めてまいります。

次に歳出予算の概要について、基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って、主な内容について説明を申し上げます。

第1、触れ合いと絆を広げるまちづくりについて。

町民の皆様や企業、行政が対等な立場で協力し、自助、共助、公助の実践による触れ合いと絆を広げ、一体感のあるまちづくりを目指してまいります。具体的には、自治組織を中心とした住民の主体的な活動を支援する協働のまちづくり推進事業や人口減少による地域活力低下といった大きな課題に対応していくため、自治組織の負担軽減の検討を引き続き進めてまいります。

また、定住促進事業では、専門知識を持つ出会いコーディネーターを設置し、独身男女への声かけや相談業務などを強化し、出会いの場の創出を図ってまいります。また、マジイイ☆子育てワークスタイル推進事業と題し、町内企業の子育て支援の充実を進めるとともに、子育てに優しい職場を発信していくことで若者や子育て世代の定住につなげるほか、空き家改修補助の拡充やお試し居住用トレーラーハウスの活用など、多様な施策による定住促進策を推進してまいります。

なお、現物支給事業や除雪対策等についても継続して支援するとともに、奈良県斑鳩町や三重県鳥羽市等との交流事業の継続により、関係人口増加に向けた人と人とのつながりを育ててまいります。

第2に、誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくりについて。

全ての町民がお互いを助け合い、支え合い、健康で安心して生活できるよう、生き生き健康長寿を目指して、保健、医療、福祉の連携の下に各種事業を推進してまいります。

具体的には、18歳までの医療費無料化とした福祉医療給付事業の継続、また母子健康手帳アプリを導入し予防接種や育児情報を得やすくすることで、子どもを産み育てやすい体制整備を進めてまいります。

また、複雑な社会環境により増加しているひきこもりについて、ひきこもりサポーターの派遣や居場所づくり等に向けた支援も継続して進めてまいります。

そのほか、骨髄移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄の提供者及び提供者の勤め先に対して通院、入院等の日数に応じた補助制度の創設のほか、従前からの健康増進事業による取組を一層推し進め、町民の皆様の健康と福祉の向上のため、さらに各種健診や健康教室などを充実してまいります。

第3、みんなが支え合う福祉のまちづくりについて。

町民みんなが高齢者や障害をお持ちの方など分け隔てなく、地域全体でお互いを尊重し合い、頼り合い、助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。行政をはじめ、保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むために、新たに地域福祉計画を策定し、目標を実現するための方策を位置づけてまいります。

高齢者福祉では、介護予防・日常生活支援総合事業を重点的に進めるとともに地域包括ケアシステムの構築を進め、介護サービスの充実とともに、お助隊の仕組みづくりとも合わせて地域の支え合いづくり、助け合いづくりの体制づくりを進めてまいります。

そのほか、福祉タクシー券や高齢者活動交付金、介護慰労金や障害者福祉金、障害者総合支援関係につきましても必要な福祉サービスを受けられるよう、各制度に従い町の負担する部分について引き続き対応してまいります。

人を育むまちづくりについて。

町の将来や日本の未来を担う子どもたちが確かな学力と社会で必要な豊かな人間性や他人を敬う心などを身につけ、地域に誇りを持ち、生きる力を育む教育を推進するとともに、家庭や地域が一体となって子どもを守り育てる環境づくりを進めてまいります。併せて、生涯学習やスポーツ・文化・芸術活動を通じ心の豊かさを醸成するための支援を行ってまいります。具体的には、子育て支援事業において小中学校における学習指導や生徒指導、教育相談等に関する事項に対応する教育委員会と教育現場とのパイプ役である指導主事の配置や歯科衛生士による歯科指導を全小学生に拡充するなど、子育てしやすい町を目指して町独自の支援も含め、しっかりと準備してまいります。

そのほか、小学生を対象とする学童クラブや各地区の子ども広場につきましても、そこに関わる多くの皆さんの協力をいただく中で、町としましても引き続き側面支援してまいります。

次に、学校教育について、引き続き海外の文化や生活に触れる中で日本文化の再認識や自分の生活の振り返り、将来を考える機会とするための中学生海外派遣国際交流事業の実施と、新学習指導要領で位置づけられる情報教育を学ぶため、ICT環境整備を継続的に進め、分かりやすい授業と学びの楽しさを醸成し、学習意欲の向上を図ってまいります。

そのほか、キャリア教育の充実、就学援助では、小中学校入学前年度での支援や学校学習支援の各種事業の継続に努めてまいります。

生涯学習に関しては、7月からの東京オリンピック開催に関して、町にゆかりのある出場選手をみんなで応援するコミュニティーライブサイトを実施するほか、各地区公民館やいいじま文化サロンといった地域住民の自主的な学びや活動についても継続支援してまいります。

なお、各地区公民館の大広間などへのエアコン設置は、令和元年度の工事を繰り越しし、早期完成に向けて整備してまいります。

第5、地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりについて。

2つのアルプ스에 囲まれた豊かな自然や優れた農村環境などの地域資源を生かし、6次産業化による産業振興を進めるとともに、活気、にぎわい、楽しみを取り戻すことで、誰もが住みたくする活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めてまいります。

まず、農業振興の取組であります。令和元年度に着手しました農業農村活性化に向けた次期計画、地域複合営農の道パートVを策定するとともに、新たにJAインターン制度を活用した新規就農者の確保に努めるほか、引き続き集落営農の組織強化及び認定農業者等担い手の育成支援などを進めてまいります。

次に、土地改良・林業関係では、県営事業として原井用水第2トンネル調査設計業務や中央道の跨水路橋の耐震工事、千人塚耐震対策工事を実施することとし、森林の木材生産機能の発揮と町民の森や傘山の安全な往来を確保するため林道辰巳ヶ沢入線の舗装工事を3年計画で進めているほか、県企業局の助成による林道横根山線の改良工事も継続して実施いたします。

また、森林環境譲与税を活用した森林管理の意向調査や質の良い飯島産ヒノキを使用した鉛筆や物差しを小学生や来入児プレゼントし、地域の愛着の醸成とブランド化を図ります。

そのほか、組織機構改革により地域創造課の観光係と特命チーム営業部を統合し、魅力デザイン係を創設いたします。両係を統合することで町の魅力、地域資源の掘り起こしから観光、商品の発信までを行い、ブランディング力の強化を図り、情報発信の強化や飯島ファンの獲得を目指してまいります。

第6、新たな時代の生活基盤と安全・安心のまちづくりについて。

災害に強いまちづくりと快適で活力のあるまちづくりのため、道路・橋梁長寿命化をはじめ、住宅、環境衛生、交通安全から防災に至るまでの生活基盤整備を進めてまいります。

まず防災関係についてであります。大規模地震発生の際、応急危険度判定士が被災建物に掲示するための判定用紙の準備を行うとともに、ハザードマップの更新、防災士の資格取得補助や地区自主防災組織への施設整備補助、住宅の耐震補強工事補助なども継続してまいります。

建設・土木関係では、主要幹線道路である広域農道の改良工事につきまして、今年度も県営事業として豊岡から柏木までの歩道整備工事の延伸を進めるとともに、町道では

社会資本整備総合交付金事業を活用し、南田切線の改良工事及び上ノ原幹線の道路舗装補修工事の継続を進めてまいります。

その他、道路の維持管理・補修工事については、地元要望を踏まえ、特に平成30年度から実施してまいりました広域農道高尾地区の継続として岩間北交差点付近の舗装補修工事の実施、また河川整備事業では石曽根地区の北田川と春日平・追引地区の中原川の測量設計を計画しております。

なお、中央道を渡る跨道橋及び跨水路橋の長寿命化工事等につきましても、引き続き計画的に実施することとしております。

第7、生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくりについて。

自然との共生による快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指し、住みたくなるまちづくりを進めてまいります。

まず、住宅環境整備の取り組みであります。水道事業では、引き続き老朽配水管更新事業等を継続し、安全・安心な飲料水の供給と有収率の向上による健全経営に努めてまいります。

また、下水道事業は維持管理業務を中心に行いますが、良好な生活環境の確保と下水道事業会計の経営改善のため、一日も早いつなぎ込みをお願いするところであります。

そのほか、環境衛生への取組について、上伊那広域連合における上伊那クリーンセンターの本格稼働やそれに伴うごみ分別の徹底と減量化対策のほか、家庭でのごみ減量化対策として、引き続きコンポスト・生ごみ処理機の補助など継続してまいります。

さらに、将来を見据え、新エネルギーや資源の活用を研究してまいります。

第8、みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくりについて。

質の高い行政サービス提供、持続可能なまちづくりのため、身の丈に合った簡素で効率的な行政経営の確立と財政の健全化を進めてまいります。

財政健全化への取組について、町税等の未収金は年々減少しておりますが、引き続き税の公平性と税収確保、税収以外ではふるさといいじま応援寄附金なども含め、自主財源の確保に努めてまいります。

公債費関係では、一般会計につきまして、財政状況や国の補正予算に係る繰越事業への対応を踏まえ、新規発行額は最小限の増加に努めたところでございます。起債を財源とした公共事業については、必要な手続を踏んで計画的に進めるとともに、年度途中における国の補正予算債には臨機応変に対応してまいります。併せて、計画的かつ継続的に進めております起債の繰上償還につきましても、一般会計及び下水道事業会計の2会計において実施することといたしました。特別会計を含む全会計を通じ、財政健全化を目指してまいります。

また、令和元年に着手しました公共施設ごとの劣化調査・施設長寿命化計画につきましても、さきに策定しました公共施設等総合管理計画との整合性を図った上で飯島町個別施設計画として策定し、長期的視点をもって、更新・統合・長寿命化等により将来的な財政負担の平準化等の対策を図ってまいります。

また、人事交流につきましても、引き続き国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川

事務所、また上伊那広域連合へ、それぞれ職員派遣を行い、新たに長野県と町職員の派遣研修を実施します。

また、従前からの人事評価と行政評価を行い、よりよい行政サービスの提供に向け事務事業の適正化及び効率化を図ってまいります。

そのほか、住民と行政の知恵を融合させながら進める飯島町営業部の取組では、町が明るく元気になる取組を目指して、地域資源の活用と情報発信、各種団体と連携した都市農村交流事業の推進など、5つの部会における実践活動を引き続き展開してまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、安心して暮らせる豊かな町を目指していく中で、現在の行政サービスの水準を維持しながら住民ニーズを的確に捉え、スピード感を持って対応していくこと、また5年後10年後といった町の将来を見据えての対応が求められており、多岐にわたる事務事業の取捨選択については、今まで以上に慎重かつ大胆に見極めていかなければなりません。こうした状況の中、新年度予算に計上した事務事業の推進に当たっては、時代の流れを的確につかむとともに、入念な計画に基づき、各種補助事業の積極的な活用と交付税措置のある有利な起債の活用を原則とした事業の実施、また基金を繰り入れても適切な時期に適切な事業を実行することが町民の皆様から信頼される行政に求められる重要な要素であると考えております。そのためにも、町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が心を一つに同じ目線に立ち、意思疎通を図りながら、常に前を向き、新たな発想と行動力を発揮し、全力で行政運営に当たってまいります。

町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を切にお願い申し上げます。令和2年度の施政方針と一般会計並びに特別会計事業予算の概要説明といたします。ありがとうございました。

議長 引き続き各課長から補足説明を求めます。なお、説明に当たっては、主要な事務事業を中心に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いいたします。

初めに一般会計について補足説明を求めます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 次に、各特別会計について補足説明を求めます。

健康福祉課長 (補足説明)

建設水道課長 議 長	(補足説明) ここで休憩とします。再開時刻を午後 3 時 40 分とします。休憩
休 憩	午後 3 時 2 1 分
再 開	午後 3 時 4 0 分
議 長	会議を再開いたします。 これから令和 2 年度会計予算 6 議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありますか。
2 番 三浦議員	来年度予算なんですけれども、今、新型コロナウイルスの影響で商業へも影響が多く出ているというふうに聞いております。それで、近隣では既に補正予算で、宮田村では 500 万円の補助制度をつくって商業、商店などへの営業の支援を行うということを決めたようですが、飯島町ではまだそういう状況を聞いていませんけれども、来年度の予算の中でそういうことに対応できるような事業がここにあるのか、でなければ、ぜひ、またそこについては検討をしていただきたいと思うんですけれども、その辺についてお答えをいただきたいと思います。
町 長	新型コロナウイルスによる経済の冷え込みが心配されるところでございます。また、こういう外出の制限がかかっている中で、大きな影響があるかなというふうに思っております。それについても、政府が一応対応するという声明をしております。そこら辺の様子を見ながら連携していきたいというふうに思っております。
議 長	ほかに質問はありませんか。
4 番 中村議員	町長にお伺いいたします。施政方針の内容、大変新しい事業等も入り、新年度においては、福祉の増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政の 3 大事業の推進が掲げられております。そして、何よりもこの事業、町長の意気込みは大変強いものを伺えました。しかしながら、町長一人でこれらの事業を達成できるものでないということは、町長の最後の、そのためにも、町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が一つに同じ目線に立ち、意思疎通を図りながらと掲げられております。まさに、そのとおりだと思います。次年度だけではなくして、今までもそういう思いで町長は職員と接してきたかと思うのですが、昨年に増して、この推進事業を進める上で、昨年と違ってこういうことで意思疎通を図って達成するぞという、そういう具体的ところが幾つかありましたらお話を聞かせていただけますよう求めます。
町 長	2 期目の 4 年間も町民の皆さんと、まちづくりというのは行政だけではできない、町民の皆様が積極的に政治に参加していただけること、これが大事だという思いは、1 年も今も変わりません。そして、具体的ところがだんだん、営業部をはじめとして波紋がだんだん広がってくるような感じにしていきたいというふうに思っております。今

年度につきましては、それに加え、企業も、企業経済活動だけじゃなくて、企業の皆さんもこの地域の文化醸成、あるいは子育て支援ということと一緒に取り組んでほしいと、こういうことを打ち出しております。この町が、みんなが安心して暮らせる豊かなまちってというのは全体が協力しなければならない、その1つの大きな形がお助隊だなというふうに思っておるわけでございます。そういったことで、町民の皆さんがあらゆることに参加していただいて町をよくしていこうというふうに思うところでございます。所詮、私たちの財政規模というのは少ないものでございますんで、いかにそれを有効に使うか、みんなで協力していきたいなというふうに思っているところでございます。

4番

中村議員

ちょっと私、そういうことをちょっと聞いていたわけではなくして、町職員との意思の疎通を図っていく上で、従来とまた違って、今年度はもっとこういう角度から、さらに職員が一丸となって町長の目指す方針に対して心一つにするために、ここに重点を置いて職員教育をすとか、こういうことを伝えていくとか、そういうものがあるのかを伺います。

町長

職員の皆さんは、それぞれの課に配属されて、飯島町の3大事業、行政3大事業のそれぞれの分担を担っておるわけでございます。その中で、行政経験というのは職員の皆さんが一番長くなる可能性を持っております、20年30年40年。町長というのは、この短期間の中で行政を、町民の負託を背に事業を展開するわけなんですけども、職員の皆さんも、その仕事の歴史の中で、やはり自分の携わっている仕事の中で、これをやりたいというものがあろうかと思えます。そういったものをくみ上げていきたいなというふうに思っております。その1つの例として、職員の皆様の政策のアイデアコンテストというようなものを開催して、自由に、係長だけじゃなくて、係長にも遠慮せずに、平の職員もそういった意見が出せる、自分たちが行政に携わっていてこういうふうにしたほうがいいんじゃないかなというものが出せる、そういったことをくみ上げていきたいなというふうに思っておるところでございます。1つの例が今進んでおりまして、健康ポイントのもっと大きな使い道、地域ポイントとしてどのように活用できるかということは今募集しております。私が募集しているんじゃなくて、職員自らが企画を担当して募集をして、その中で選考するというのも全て職員がやっていると、こういうことでございます。だんだんに、そういうことを契機に、いろいろの課題について提案していただければいいかなというふうに思っております。

議長

7番

折山議員

そのほかに質疑はございませんか。

町長に伺います。施政方針の24ページ、言葉として安心して暮らせる豊かな町を目指すために、厳しい財政状況の中で、多岐にわたる事務事業の取捨選択については、これまで以上に大胆に見極めていかなければならない、こういった表記がございます。これは、まさしくそのとおりで、歴代もしてきておるわけでありましたが、「取捨」の「取」は新たな事業、「捨」は、今あるものをそのためにひとつ心を痛めながらも整理していかないと今の職員体制ではできないからというような意味なのか、それとも数ある要望の中

で取捨選択するという意味なのか、その言葉の意味で、もし町長のほうでやはり体制を大きくしない限り難しいなあと思うのであれば、印象に残る「捨」の部分があれば、今までこうやって一生懸命、必要なだけえど、今回に限っては、もう、これやむを得んと、ちょっと我慢してもらおうよってというような印象に残る事業があったらお聞きをしたいと思います。

副町長に続いて伺います。今年の概要を見ますと、新規事業がかなり多いわけであり、また、ゼロ予算の新規事業もあります。ってというのは、これ、人手を要するもので、町長の望む地域の互助っていうものをつくる機運を盛り上げていくためには、いかほど職員のマンパワーが必要かっていうのはこれまでの経験の中で十分お分かりかと思えます。それで、就任されて、多分この予算編成に多くは関わらずにこれを今御覧になって、まだ、今度は3月末、人事異動があります。頭の中に、これだけの町長の思いをかなえるための職員配置をしなきゃならないという今思いが頭の中にあるのか、取りあえず様子を見てみようと思っていらいっしゃるのか。以上2点。

町長 取捨選択の意味合いですけれども、町民の要望が数ある中で、それを優先順位の順に選ぶということも1つの取捨でございます。また、今までやっている事業についてももう一度見直しをかけて減らしていくということも1つの取捨の中です。特にそれが求められているのは、耕地、自治会、区、そういった部分での取捨もあります。また、我々の事務事業の中でも当然取捨が必要と考えております。今までで一番大きな捨てたものは、皆様方が御存じのアンテナショップ、三鷹アンテナショップでございました。それも1つの「捨」と言えば「捨」かなというふうに思っております。しかし、それに代わる形の中で、今、ヤマト運輸と提携する中で、都市との交流、あるいは物販についての新しい方法を、今、実行を重ねているところでございます。

副町長 人事異動、就任してから、1月8日の日から予算編成の査定のほうに携わらせていただきまして、大体の町長さんの思い、それから職員の思いというのは自分の中にも伝わったかなというふうに思っております。新年度に向けて、先ほど取捨という言葉がございましたけれども、各担当の中の係の中で取捨選択できるようなことを私も入ってやっぴこうかなというふうに考えておまして、できるだけ町長さんの思いをできるような人事配置をしようというふうに考えておまして、今、構想を練っているところでございます。そんなお答えでよろしいでございましょうか。

議長 そのほか質疑ございませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。第15号議案から第20号議案は、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本6議案については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第15号議案から第20号議案までの予算6議案をこれに付託して

審査することに決定しました。

なお、本日の会議散会后、直ちに予算特別委員会を議場で開催いたします。

議 長 日程第24 第21号議案 飯島町道路線の認定について
日程第25 第22号議案 飯島町道路線の変更について
を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副 町 長 それでは、第21号議案 飯島町道路線の認定についてと第22号議案 飯島町道路線の変更について一括して提案の理由の説明を申し上げます。認定につきましては、本郷第3自治会地元関係者から町道認定の申出があり調査したところ、現在、飯島町の公衆用道路である当該道路について、沿線には宅地があり生活道路としての役割を担っているため、道路法第8条第2項の規定により町道前の田連絡線、前の田連絡支線の2路線の認定をお願いするものでございます。ちなみに、延長は266.4メートル、幅員は2.3メートル～10.3メートルでございます。

次に、変更につきまして、道路改良工事や田切地区の国道153号伊南バイパス建設に伴う町道の付け替え工事完了に伴い道路区域が変更となった路線について、道路の法の第10条第3項の規定により町道荒田線ほか10路線の道路区域変更をお願いするものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく儀審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 提案理由の説明がありました。

それでは、提案のありました2議案について一括して質疑を行います。質疑はありますか。――ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで討論を終わります。

初めに、第21号議案 飯島町道路線の認定について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第21号議案 飯島町道路線に認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第22号議案 飯島町道路線の変更について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第22号議案 飯島町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 御苦労さまでした。
散	会	午後 3 時 5 7 分

令和2年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

本多 昇 議員

滝本登喜子 議員

橋場みどり 議員

坂本 紀子 議員

竹沢 秀幸 議員

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																				
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>唐澤 彰</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>中村 杏子</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>下條 伸彦</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課財政係長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	唐澤 彰	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	那須野一郎	健康福祉課長	中村 杏子	産業振興課長	久保田浩克	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	下條 伸彦	会計管理者	大島 朋子	企画政策課財政係長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																				
総 務 課 長	唐澤 彰																				
企画政策課長	堀越 康寛																				
住民税務課長	那須野一郎																				
健康福祉課長	中村 杏子																				
産業振興課長	久保田浩克																				
建設水道課長	片桐 雅之																				
地域創造課長	下條 伸彦																				
会計管理者	大島 朋子																				
企画政策課財政係長	小林 正司																				
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>																				

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年3月9日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い します。
3番 久保島議員	3番 久保島巖議員。 おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を始めてまいります。国 は、Society5.0という時代の持続可能な地域社会の構築というのを標榜しておりまして、 Society5.0って何やっということなんでございますが、1.0が狩猟社会、2.0が農耕社 会、そして3.0が工業社会、4.0が情報社会でございます。それに引き続く新たな社会 ということで、それをSociety5.0と称しているということでございます。4.0では、様々 な課題や困難がありましたが、人工知能AIにより必要なときに必要な情報が提供され、 ロボットや自動走行車などの技術で少子高齢化、地方の過疎、貧富の格差などの課題が 克服されます。「社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、 希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍でき る社会となります。」と内閣府は説明をしております。お手元にA4の非常に細かいコ ピーを差し上げております。ちょっと見にくくて恐縮でございますが、拡大版がこれ でございます。（資料掲示）見えないかもしれませんが、非常に細かい字で申し訳ありま せん。総務省が2020の重点施策として公表したものでございます。タイトルは 「Society5.0時代の持続可能な地域社会の構築」というものでございます。総務省の ホームページからダウンロードできます。黒帯で白文字のところがございますけれど、 こここのところを読んでまいりますと、1「東京一極集中の是正と地域の活性化」、2番 目のところに「Society5.0時代の地域社会」、3が「安定的な地方行財政基盤の確保」、 4が「防災・減災／復旧・復興」、そして5が「持続可能な社会基盤の確保」と5項目 が挙げられておりまして、その中に20の細目がございます。それぞれに予算措置がさ れているというか、予算概要要求をされているところでございます。 そこで、1-1に入ります。町長2期目のマニフェスト5番目のところに「職員が創 造力と実行力に溢れ行政サービスが的確に機能する町の組織づくりへ」というのがござ いまして、その中に「AIや自動化を活用したスマート事務システムの研究と対応を広 域連携を含め進めます。」と記されております。これを拝見しますと、下平町長は既にこ の情報は入手されており、これに適応していこうというお考えがあるなあなどという

ふうに思います。そこで、昨年初めから総務大臣がメールで、地域の首長宛てに数回メールが出ておまして、9月9日付の5回目のメールで、今お手元にお配りした総務省の重点施策2020のことについて詳細な添付ファイルがあったわけでございます。この本文には、首長に必ず見せてくださいねというただし書がございます。当然、町長はこれを御確認になったというふうに思っております。そして、その本文の中には、ぜひ返信をしてくださいということもございました。町長は、このメールを認識されておったのかどうか、それから、返信をしたとすればどんな内容で返信されたのか、お伺いいたします。

町長 おはようございます。久保島議員にお答えいたします。聞き慣れない言葉、単語が出てまいりました。Society5.0ということでございます。初めて聞く方が多いのではないかなあというふうに思います。Society5.0というのは、先ほど議員も少し説明しましたけれども、人間の社会の進む段階、技術が進歩するに伴って、その社会の進歩の段階を5段階に分けているということだそうでございます。まず、第1段階が狩猟時代、第2段階が農耕社会、第3段階が工業社会、第4段階が今まさに現在なんですけれども、情報社会ということでございます。この情報社会、コンピューターの発達、あるいはスマホ、パソコン、全てがコンピューターによって情報が統括されておるわけなんですけれども、その中において、今、社会に混乱が、情報の氾濫が起きていると、こういうことですね。せっかく集まった、あふれている情報をしっかり共有して、それを上手にみんなで使っていこうと、こういう新しい社会がSociety5.0と、第5時代と、社会と、こういうことなんだそうですね。国も、ようやく第5時代、社会に着手し始めて、今研究が盛んに行われているということでございます。そこで期待できるのは、遠隔地の医療とか、それとかGPSの発達、あるいは車の人工知能等の発達により自動運転ができるとか、それから農業の人手不足をロボットの機械で補おうと、自動運転による農業、そんなことにいろいろに使えるんじゃないかなあということがSociety5.0では期待をされておることなんです。しかし、今それが、本当にいろいろの企業、あるいは学者、専門家がどのように使えるかという技術を開発している最中、緒に就いたということじゃないかなあというふうに思っています。それを、もう社会がどんどん取り入れて、それを進めていくという時代には、まだちょっと早い。今、専門家でいろいろの方法、今あるコンピューター社会のシステムの中に取り入れられるものからやっていくんじゃないかなあと思います。それで、その次の段階は、今のある構築されたシステムの次の段階に進まなければ、その第5社会が構築されていけないと、こういうものもあるんじゃないかなあ、今はその過渡期だというふうに認識しておるところでございます。総務大臣のメールにつきましては、総務省のホームページを閲覧したり、必要に応じてプリントアウトをして内容を確認しております。メールは、毎回、先行事例の現場の声や国やほかの自治体の先進的な取組の概要等が紹介されていますので、5GやIoT、AIなどといったもの等、新しい技術を様々な業務に活用することを研究、検討しているという情報をつかんでおります。なお、首長からの返信を待っているということなんですけれども、これは革新的技術の実装例や先行事例の紹介等に関して意見や提案等を返信

するという内容でございます。まだ当町においては、そのような紹介をする段階には至っておりませんので、返信はしておりません。しかし、こういう時代を見据えた中で、当然スマート事務ということ時代として迎えることは明白なんで、その研究をしようということで、上伊那広域連合におきまして、私の提案の中でAI時代、IoT時代を見据えた広域的な研究をしていただきたいと、これは、やっぱり自治体が研究するには非常に重い課題であろうと、多くの知識を集める中で、また構築された場合にはスケールメリットを望むということが、大きな時代、一企業体で研究して使うだけではもったいない、それよりもっと、大きなお金もかかるし、もっと多くが取り組むべきだと、こういう考え方の中で上伊那広域連合の中で提案させていただきまして、昨年その研究チームができました。県も同じような考え方で、県全体で取り組もうという形で進んでおります。今までの現状と総務大臣への返信をしたかどうかにつきましての回答とさせていただきます。

久保島議員

確認はしているということでもございました。返信はされていないということです。今の町長の思いを返信してもよかつたのではないかなあというふうに思いますけれども、それは仕方がないでしょう。広域でそういう取組を始めたよということなんです、町でも、その辺の研究チームなり、そこに対する措置なりというのが2020の予算の中に反映されているかなあと思ったら、それはちょっとないんですね。職員の皆さんもこのことを、Society5.0について認識を持っているかどうかということがちょっと確認できないなあというふうに思っています。やっぱり、これは全職員が共有して認識を持っていたかないと進まないのかなあというふうに思います。総務省の大臣メールの第5号で、9月6日の件ですが、「そろそろ始めてみませんか？テレワーク」という提案がございまして、昨年の7月22日から9月6日までテレワークデイズ2019という取組がございまして、長野県はこれに参加しているところでございます。参加できなかったら来年、つまり今年、2020のほうに参加しましょうよという呼びかけがございました。この県の取組について、一緒なり、その辺のところへ職員を派遣して研修なりをしているのかどうか。それから、テレワークとなれば、単に事務系だけじゃなくて、いろんな取り組む機会があるんだろうと思います。今回、新型コロナウイルスの関係で、東京五輪の開催を見据えた取組もあってテレワーク準備をしていたところが、大手企業については、ここで実施をして、かなりな成果を上げたということも発表されております。テレワークってということについては、一般企業の問題だけでなく行政でも取り組めるところがあるんじゃないか、上伊那広域でも検討しているということでもございますので、その辺も含めて、テレワークの研修に行ったのかどうか、行ったとすれば、町長はその報告をどう受け止めたのか、お伺いいたします。

総務課長

テレワークへの参加等についてお答えをいたします。昨年開催されましたテレワークデイズ2019への職員派遣、また研修派遣等は行っておりません。テレワークデイズ2019は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中の交通混雑緩和の実験、また全国的なテレワークという新しい働き方の定着を目的といたしましてテレワークの一斉実施を呼びかける国民運動として実施をされたものでございます。テレワークデ

ズ 2019 に参加いたしました長野県の報告書によりますと、県ではテレビ会議の開催、また在宅勤務の実施、サテライトオフィスでの勤務に取り組んだということで、職員の移動に関わります人件費、交通費、公用車の燃料代等の削減が図られたこと、また、テレワークに参加された職員からは、また利用したい、職場と同等に作業ができて業務の効率化につながったというような声が寄せられたという報告書を拝見しております。現時点での当町でのテレワークを活用した働き方を実施してまいりますには、まずインターネット環境等の環境整備もまだ十分でないこと、また個人情報扱う業務が大変多いことによりましてセキュリティの確保の問題等、解決すべき課題がまだまだ多い状態にあります。今後、多様な働き方の支援ですとか、災害発生時、今回のコロナウイルス感染の予防等、こういった場面でテレワークが活用できるかについては研究してまいりたいと考えておるところでございます。

久保島議員 研究してまいりたいとおっしゃるんですが、その辺の予算については、今回は計上されていませんが、どんなふうにお考えでしょうか。

総務課長 予算等につきましては、通常の予算の中で対応ができると考えておりますが、状況によりまして、また、その都度協議しながら利用してまいりたいと思っております。

久保島議員 それでは、1-3に入りたいと思います。総務大臣メールの5号の中で、内閣府官房の自治体ピッチという取組がございまして、これはAIもしくはIoTの業者、開発者等が実際に運営している自治体の例とか、それから取組、それから今後こんなふうな活用ができるんじゃないかという提案、そんなものをするものでございました。9月3日にはAI、AIチャットボット、それから手続、9月6日には住民向け、庁内向け——庁内って要するに庁舎ですね、庁舎向けのプラットフォーム、10月8日には教育、医療、防災、環境、マイナンバー等が3回に分けてそれぞれテーマごとに開催されたということでございます。この参加方法は3種類ございまして、会場で参加するもの、それからオンラインで参加するもの、それから後日動画を確認するものという3種類がございます。動画のほうは申し込みしておかないと見られなくて、もう現在は視聴できないという状況でございます。首長からぜひ職員の参加を呼びかけてくださいというふうなメッセージもございまして、町長はこれに職員を派遣したのかどうかお伺いをしたいと思います。町長は、この関係では非常に造詣が深いもんですから、当然数人派遣していると思いますが、その構成、いわゆるどんな分野の人たちを行かせたのかということについてもお聞かせをいただきたいと思います。それから、もし動画を確認、視聴していた、町長がしていたかどうか分かりませんが、そんな時間がなかったとすれば、職員からもやっぱり、先ほども私が言いましたように、研修に行けば多分報告書が出ていると思いますので、その辺の所見はどういうふうにお感じになったか。今後、AIを活用した行政業務の改善っていうのをどういうふうに考えていかれるのか、上伊那広域の話も含めてお答えをお願いしたいと思います。

総務課長 自治体ピッチでございますけれども、地方自治体の各種業務に必要なシステムにつきまして、設計段階から地方自治体職員と開発業者、ベンダーが対話を重ねて、複数の地方自治体での共同利用を前提として開発したシステムやアプリケーション等を開発業者

が地方自治体に提案する場といたしまして、昨年は3回、東京で開催をされております。町では、自治体ピッチにつきましては職員を派遣しておりませんでしたけれども、情報担当の職員がインターネットで公開しております資料を見たり、動画による視聴は行っております。また、今後提案されますシステムを当町で利用したい、また新たに開発していきたいシステムと関係がある場合につきましては職員の参加を検討してまいりたいと考えております。これが全国規模で行われておるものでございます。また、長野県でも市町村自治振興組合で昨年度からシステムの共同導入について検討がされまして、これまでも自治体ピッチに準じましてシステムの紹介や各種の研修会が開催をされております。当町でも興味のあるシステムにつきましては研究のためにそれぞれの担当職員が参加をしてきておるところでございます。また、紹介されたシステムにつきましては、複数の市町村から共同導入の希望があるというものもございまして、それにつきましては共同調達に向けて取組が開始されていると聞いておるところでございます。上伊那広域連合では、先ほど町長のお話もございましたけれども、下平町長からの提案によりまして昨年からRPA・AI利活用研究部会が立ち上がりまして、RPAの研修会を開催いたしましたり、RPAやAIの共同調達を考慮しながら研究を進めていくこととなりました。このような研究会には積極的に職員の派遣を行ってまいりたいと思います。昨年行われました上伊那広域連合の研究会でございますけれども、伝票の処理の自動化等につきまして伊那市が取り組んでいるという事例報告等ありまして、そういった部分、また県のほうからも事例報告を受けたという形で聞いております。まだまだ1つの自治体では取り組む事業ということはやっとできませんので、研究を引き続きやっていくという考えでおります。

久保島議員

視聴は情報担当職員が1人でしたということございまして、その情報について、皆さん興味を持って拝見したのかどうか、その辺がちょっと興味があるところでございます。

1-4に入ります。Society5.0では、スマート自治体への支援ってということがいよいよ本格化しまして、予算措置がされております。これは予算が可決されないと執行はされないと思いますが、総務省の案として提示されているものでございまして、大方はこのとおり行くんだろうというふうに思います。かなり金額的にも大きくなっています。スマート自治体の一環として、行政サービスの案内だけじゃなくて、ただいま伊那市で取り組んでいる伝票の発行等、そんなことだけではなくて、多言語化した観光案内、それから子育て支援の御案内とか、それから移住・定住のFAQ、この辺などについては、AI、それからLINEを使ったチャットボットっていうのが非常に有効的ではないかなあというふうに思っています。取りあえずそこら辺から始めたらどうかなあと思います。実は、私、1月の10日から14日まで、東京ドーム開催のふるさと祭り東京2020でご当地マラソン2020に米俵マラソンで観光協会が出展していただきまして、参加いたしました。その折に、イーガイドというチャットボットが実証実験されておまして、ビーコンという小さな5センチぐらいのコントローラーが各カウンターの下に貼り付けるようになっているんですね。それを貼り付けて、各ブースの前に行くと、スマホでそ

れを立ち上げると、その案内をA4で3枚か4枚ぐらいの内容のものが見られると、次のところへ行くと同じものが見られると。それは最初に登録するとき何語で見ますかっていうのがありまして、日本語、英語、韓国語、中国語、この4か国語に対応しているものでございます。これは、そんな高いものではないんですね、非常に安くできると。これなら場所も取らずに非常に効果的ではないかなあと。この活用の例として、例えば災害時の避難所等の案内にそれを置いておけば多言語化した案内がスムーズにできる、文章で見られるわけですので非常に有効ではないかという提案もされておりました。また、岡山県の人口1万4,000人ほどのそれほど大きくない町なんですけれども、移住情報とか観光情報をチャットボットで情報提供しております。これは、ホームページからアクセスできるものと、それからLINEからアクセスできるというふうなシステムになっていまして、運用開始の1カ月間で5,000件の対応があったと、それが全てほぼ正確に対応できたというふうに言われております。チャットボットっていうのはあまり耳慣れない言葉ですけども、AIやIoTを活用した、チャットは対話ですよ、ボットはロボットを多分縮めたもので造語だというふうに思いますが、いわゆる人型ロボットではないんですよ。人型ロボットや大きなシステムを考えると、とてもそれはお金かかるよねっていう話になりますけれども、そうではない。私が調べたところによると、ほとんどがもうリースでございまして、1カ月1,500円っていうものから、高くても月10万円っていうシステムで、そのような対応ができるということでございます。会計年度任用職員とかいうのがありまして、人件費っていうのは非常にかさんでくるんだろうと思います。これ以上人は増やせない。しかし、国から県からの事務委託っていうのは増えてくるという中で、じゃあどうするかっていうと、AIやIoTで対応できる窓口の受け答え等についてはこの辺を使ったらどうなのかというふうに思います。最近の若い人たちっていうのは、若い人たちを中心にして言ったほうがいいのかもしれないですね、お年寄りまで、結構対面よりもスマートフォンでやる、問い合わせをしたりの方が楽だとかいうことも見られております。銀行のATM等につきましても、当初は普及するかどうかってみんな心配されておったんですが、今はほとんどがATMで対応するというところでございます。中には、どうしても窓口のほうが良いよっていう人がいらっしゃるんで、それはそれで対応すればいいんで、それは数が減ってくるだろうと思います。そういう2段階を踏まえておけば十分対応ができるというふうに思います。1つに絞らないで、両方対応ができますよということにしておけば何ら問題はない。窓口業務の軽減のためにも、多言語化対応のためにも、住民サービス向上というためでも、AIチャットボットっていうのを何らかの関係で、そういう問い合わせ業務等に関しては入れたほうが効果があるんじゃないかというふうに思いますが、町長の所見をお伺いします。

町 長

今後、人口減少の深刻化による労働力の絶対量が不足するという予想の中で、職員が減少しても自治体が本来担うべき行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持していくことは、重要であります。そのためには、AIやRPA、OCRなどを使って単純な作業を全て自動処理することにより、職員は企画立案的な業務や住民への直接的なサービス、人間でなければできない業務に注力する体制を整えた自治体サービスに変

わっていくことが必要であると考えております。議員の提案されました具体的なサービスにつきましても様々なメリットがあると思っております。大変魅力的なものだとも思っております。しかしながら、当町の規模で、自力で研究開発して現場でシステム構築するには課題も多く、単独での導入については慎重にならざるを得ない状況であります。より綿密な研究が必要と考えております。先日、町村長会の長野の会議で長野県のAIのスマート事務化を担当する部署からの報告を伺いまして、今一生懸命そういった導入、AI、ロボット等の導入についての状況をお話ししていただきました。今、手始めに実験段階でやっているのは、ふるさと納税の注文書を自動的に吸い上げて、それを自動的に発送書も起こして発送すると、こういう事務のことを富士通が売り込みに来ていて、それを一生懸命研究しているというところだそうです。どんなに下手くそな字でも最近ではコンピューターが読み取れるということでございました。そういった部分で、書いたものを自動的に読んで、それをちゃんと活字にしてクラウドコンピューター処理して保存しておく、それで、それを、しかも今度はプリントアウトするときにはちゃんと活字になって出てくると、こういうことをまず手始めにやっているそうでございます。しかし、現場で今使うとなると、いろいろの問題が出てきている。いろいろな発想の中で、アイデアの中で、こういった方法がいいんじゃないか、それでできるんですけども、それをシステム化するに非常に時間もかかるし、研究も要るしということだと思います。先ほど銀行のATMの話も出ました。今は難なくやっています。やっぱり時間がかかっている、そういった現場でしっかりと使うには。特に行政の場合には、情報漏えいとか正確さというものが求められる中で、本当に精錬された、そういったものができることを望んでいるわけございまして、試しにやってみようという段階では、行政ではないんじゃないかなと、このように感じておるところでございます。そういった研究を一生懸命県もやっていただき、その中へ上伊那広域連合も入って、また我々の担当、情報関係の担当者も入って研究しながら、だんだんにレベルアップし、その技術が実際に使われる、実践に使われる、そういったシステムが構築できていくんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。一足飛びで飛んでいくふうには考えておりません。

久保島議員

最初から全部一足飛びにやれと私は言っていないんですね。だから、チャットボットでFAQなんかは取り組んだらどうですかという話をさせていただいております。

2-1に入ります。いよいよ高速通信システム5G、また英語でちょっと恐縮なんですけど、これは、太平洋ベルト地帯から、3月27日から、いよいよ5G、5Gが稼働いたします。通信速度が現在の4Gの20倍、それから同時接続も10倍、遅延速度も10分の1になるということで、非常に通信機能としては優れているということでございます。昨年から、これに先立ちましてローカル5G、これのモデル事業の公募っていうのもあったわけでございます。このローカル5Gは、企業とか自治体が個別にニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できるということで、地域課題を解決するということを期待しておるわけでございます。いわゆるキャリア、電気通信事業者とか携帯事業者らが設置する通信基地ではなくて、独自のものを地域で構築しようよというものでござい

ます。地域内で自動運転の循環バスを運行するとか、自動運転の農業用トラクターとか、その他の機械っていうのもこれに入ってくると、それには、やっぱりローカル5Gの配備は必要だということでございます。町長が前から唱えておりますリニア駅から辰野までの自動運転バス、これもそれに当たってくるというふうに思います。しかし、町長も先ほどおっしゃっていましたように、1つの目的だけだとかなり難しいものがあるって、ほかにも使わないとだめだろうと思うんです。5Gの活用については、自動運転バス以外にも何か考えているものはないかなあと思っているんです。また農業等があるかと思いますが、町長の膨らむ構想の中で、この辺の通信拡大の機能を使ってもうちょっとここを拡大したいなあという思いがございましたら、お聞かせいただきたい。

町長

ローカル5G、今度は5G、第5世代のコンピューター社会ということになりますかね、大量高速情報社会、移動通信社会、こういうことなんだそうでございます。そういった時代が来た中で、どのように利用していくかという先進的な御意見でございます。ローカル5Gとは、地域や産業の個別ニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内などの狭いエリアでスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムのことでございます。ということは、5Gシステムとローカル5Gシステムの2種類があるということなんです。ローカルですから、地方で、ある地域に限って5Gを使いましょうということになるんでしょうか。ローカル5Gのほうが5Gシステムよりも先行して構築できること、必要となる性能を柔軟に設定することが可能であること、他の地域での通信障害や災害などの影響を受けにくいという特徴があることなどから、全国的にもローカル5Gが注目され始めておるところでございます。来年度からローカル5Gの開発実証の推進や利活用の促進が展開されていくという新しい取組ですので、広域的な取組を前提に、当町といたしましても今後どのような活用ができるのか研究をしてまいりたいと思っております。なお、ローカル5Gの利用とは直接関係ございませんけれども、今、町の現状では、農業団体がGPSのデータを高度利用するための基地アンテナを町内に設置することを検討していると聞いております。これは5Gまではステップアップしませんけれども、今の状況の中で、GPS、宇宙の人工衛星を使って地点を正確に割り出す、そういったシステムを使って農業用のロボットを使っていこうよと、こういう段階、これが今の現状の段階で、農業者がそれに組み込んでいこうと、こういう研究をしていただいておりますし、飯島町もそれを応援していこうというふうに思っております。ローカル5Gに期待することとお尋ねなんですけれども、もちろん自動運転や、やっぱり地域の医療関係ですかね、それとお店の中での自動化等関係が使われるのかなあというふうに思っております。また、それは若い柔軟な頭の中で職員の皆さんに考えていただこうかなと思っておりますし、久保島議員も非常に柔軟な頭脳を持っておられますので、いろいろ提案をいただきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

久保島議員

町長もいろいろ考えておられるってということで、心強いところでございます。

2-2に入ります。この5Gを使って、昨年、私が提案しましたSDGs、またこれも英語が出てきて申し訳なんです、飯島飯プロジェクトっていうのを、ぜひSDGs

のモデルに応募したらどうって話をしました。これ定額で2,000万円、それから事業費で2分の1の1,000万円が補助金として出るものでございまして、ここに5Gの活用ってことも入れればかなり面白いものができるんじゃないかなあと。昨年の秋に、南信州米俵保存会が町長はじめ伊那谷財団の指導を受けて株式会社未来いいじまというのにバージョンアップいたしました。私は直接関与していませんので詳細なことは分かりませんが、これが、単なるわら細工から、わらの販売とか米作とか米販売とか地域おこしとかってところまでやっていこうということで、今準備を進めているという話を聞いております。町長が提唱して前唐澤副町長が統括していました飯島町プロジェクトの一環に当たるんじゃないかなあと、この事業は、というふうに思います。ここに5Gのモデル事業を取り組めば、SDGsとしては非常に面白い取組になるんじゃないかと。SDGsは、いわゆる何々に使ってくださいというような項目指定はないんですよね。ですから、こちらからプロポーザル形式で、企画提案型ってことになりますので、この辺の企画ができれば面白いものができるんじゃないかなあとというふうに思います。2020の申込みが今月いっぱいには多分なっていると思います。もう、ちょっと日がないうちですけども、これに限らず、SDGs未来都市、もしくはモデル事業に応募したのかどうか、また、する気があるのかどうかについても伺いたします。

地域創造課長

それでは、飯島飯プロジェクトをSDGsのモデル事業に応募したかどうかというお尋ねでございまして。議員さんおっしゃったように、先日、内閣府から、次年度のSDGsの未来都市に係る提案受付というのは、ちょっと締め切られたところでございますけれども、結論から申し上げますと、2020年度に向けての応募については見送るということとさせていただいたところでございます。御承知のとおり、SDGsモデル事業につきましては、自治体が申請主体となるということ、それからSDGs未来都市、あるいは自治体SDGsモデル地域としての指定を受けるということがありまして、多様なステークホルダー、関係者とも連携をして先導的な事業を進める必要があるということで、先ほど議員さんからもお話のあったところだと思います。現在、飯島飯プロジェクトの主な内容というのは、御説明ありましたように、米の生産・消費、わら活用の循環型社会、循環型農業の構築にあるということで認識をしておりますけれども、取組の提案に当たっては、保健、教育などの社会面、それから産業化などの経済面、それからエネルギー、循環型社会などの環境面の3側面に関係する取組を全て実施するほか、この3つの側面をつなぐ総合的取組、これも併せて実施するということが求められております。それから、先ほど議員さんもおっしゃった5G、5Gですね、この活用についてもここに入れていくということになると、大変多方面にわたる事業構築のスキームを作るには大変だなあとこのところを思っているところでございます。加えて、多様なステークホルダーの参画が必要となりますけれども、先ほどお話がありましたように、一部のステークホルダーにつきましては、持続的な事業を行えるということの面から、町としては、現在、産学官の連携の下で安定的な持続可能な体制についての助言ですとか設備等の補助を行って支援している状況にありまして、連携して事業を進めるステークホルダーとしてはもう少しなのかなあとこのように認識をしているところでございます。以

上のことから、SDGsモデル事業の応募には、先ほど申し上げました事業規模ですとかステークホルダーの課題、それから5Gの活用も含めて、多様な観点から、いましばらく事業化の研究というのがまだ必要になるのではないかというふうに認識をしております。

久保島議員

ぜひ、期待をしていますので、その辺のスキルアップをしていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、2-3に入ります。時間がなくなってきましたけれども、ローカル5Gを活用したのは、町長のマニフェストの中にアグリイノベーション2030というのが出てきて、これをSDGsにつなげれば、これも面白いなあというふうにもちょっと思ったんですね。町長は、バイオ発電の余熱を利用した20代30代の皆さんの就農を目指して、もうかる農業にしていきたいんだという話がありました。2030っていうから私は2030年の10年計画かなあと思ったら、そうではなかったんですが、そこもいだろうというふうに思うんですね。バイオ発電だけじゃなくて、スマート農業に向けた5Gの取組、先ほど町長がおっしゃられましたけれども、GPSを使った農機具等の運用については今研究しているというところがございます。七久保の水緑里さんでもヘリコプターを使った殺虫とか、そのほか個人でドローンの免許を取って、そのドローンを活用しているよとかっていうところもあって、非常に先進的な取組に我が町の農業者の皆さんは取り組んでいると、現場では既にそういったものに目を向けて取り組んでいるんだというふうに私は思っているんですね。40年前に複合営農への道、1,000ヘクタール自然共生農場っていうことを打ち出して全国の注目を浴びた。いわゆる、ここにイノベーションが起きたわけでございますけど、それと同じものが今回また飯島町から発信できるんじゃないかと。いわゆる5Gを使った農業、例えばオペレーションルームでモニターを幾つも見ながらコンピューターを操作する若者がやる農業、機械が幾つも動いているっていう場面が映っていると。ただ汗かくのだけじゃなくて、エアコンの効いた部屋でくつろぎながらできるっていうような、そんな農業が、カッコいい農業があるんじゃないかなあというふうに思います。そんなことに向けて、ぜひとも取り組まれたらどうかなあ。そこで、ちょうど複合営農への道Vが見直しの時期に当たっているということで、ここを急遽SDGsアグリイノベーション2030というような形に表題も直していただいて、ぜひともそんな取組を前面に打ち出す中でやったらどうかなあというふうに思いますけれども、お考えはいかがでしょうか。

町長

アグリイノベーション2030、議員がおっしゃるとおり、今農業が高齢化して、今平均年齢が70歳、あと10年たつと平均年齢が80歳、こういう時代を迎えて、飯島町の基盤産業である農業をいかに維持していくかという大きな飯島町の課題があるわけがございます。そこに対しまして、20代30代の農業への参入を今一生懸命計画しておるところでございます。これがアグリイノベーション2030というタイトルです。アグリイノベーションを2030年までにやるよと、これともまた、これも合うのかなというふうに思っています。そういうぐらいの単位でやらなくちゃいけないかなとも思っておりますので、どちらに取られても結構かなというふうに私は思っております。それで、SDGsと我

が町の行政、どの部分をマッチングしていくかということなんですけども、行政の地道に、みんなが幸せになることを考えていけば、SDGsに、これは到達することで、これは当たり前なことなんですけども、そういうことではアピール度が少ないんで、国からの予算を頂いてくるには特色あるSDGsの計画構築をしなきゃいけないかなあというふうに思っておる。そのときに、アグリノベーション2030も1つの部分だとは一応思っています。捉え方としては、バイオエネルギー、あるいは水力エネルギー、この自然エネルギーを持続可能的に自力で発電し、エネルギーの安定供給を図りながら林野、山林の整備を行う環境整備を行いながら、発電はもちろんのこと、緊急事態にも町内にその電気が届けられるというような可能性から、また、発電した余熱を使いながら農産物の6次産業の加工にどのようなにつなげていけるかなあということから、多くの可能性が、こちらのほうが広がってくると。バイオエネルギーの1つの基地を基準にそういったことが展開できれば、いろいろの方々の幸せというものが享受できるのではないのかなあという、私は、今、頭の中では考えておまして、SDGsをやるんだったらこっちかなあ。農業も一環ですけれども、もっと大きな視点で捉えていって、教育、文化のほうにつなげていける可能性もあるというふうに思っております。

久保島議員

全くそのとおりだと私も思っています。SDGsを、ぜひとも我が町の主要な柱として取り組んでいったらどうかと思います。

3-1に入ります。それでも、やっぱり今の体制ではちょっと無理があるなあと。研究開発いたします、研究いたしますっておっしゃるが、そこで、やっぱり受皿が必要だなと、担当をやっぱり決めましょうよという中で、私は、今の状況だと、多分、企画政策課の範疇かなあと思いますけれども、単にこれは総務課の文書情報係っていうと、ちょっと荷が重いかなあというふうに思いますので、ぜひとも、この辺のことを一体的に含めた部署、いわゆる私の案でいきますと情報戦略課ってというようなものを設置して、ここにまとめることをして、それから皆さんに周知徹底していくということが必要ではないかというふうに思いますが、町長、その辺のところについてお考えはいかがでしょう。

町長

ただいまの久保島議員の提案は、先を読んだ提案だと思っております。近い将来、その体制を取らなくてはいけないかなあ、そういう時代が来るなというふうに私も想像できます。しかし、今はちょっと早いというふうに思っております。こういう技術革新がどんどんどんどん変わっていく、研究がもっと進んでいくという中において、その最先端で投資、研究をするっていうことは、ちょっとリスクが多い、小さな町ではリスクが多いかなあ。これは、大きな資本の下に多くの知恵が集まった中で、みんなにやらせて——やらせてと言っちゃ語弊がありますが、やっていただいて、出来上がったいいものを飯島町が享受する、それでもこれは遅くないと思っています、町が使うには。ですから、企業、大きなもって行政体、そういったところで使われて、実際これ実践に使えるよというものがあつたら徐々に取り入れていくと、こういう段階がいいのかなあ。これは、松下幸之助の商法に似たようなことがありまして、最先端ばかりが使命ではないと、こういうふうに思うところもございます。

久保島議員

終わります。

議 長

10 番 本多昇議員。

10 番

本多議員

それでは、通告に従いまして「令和2年度予算について」のみ、1件の質問をいたします。予算に関する質問は今回で7回目となります。予算と予算編成についてのタイトルは、もうマンネリ化したので、今回で終わりにします。今後はいたしません。長野県市町村財政概要の県内市町村決算状況から、平成30年度はまだ公表されていませんので、平成29年度の飯島町の主な財政状況等の順位を言います。長野県77市町村の多い順です。標準財政規模32億7,000万円、38番目。地方債残高48億6,000万円、1人当たり504円、40番目。積立金残高21億円、1人当たり218円、51番目。財政調整基金10億円、48番目。減債基金2億6,000万円、39番目。地方債全会計残高110億5,000万円、27番目。財政力指数0.41%、33番目。経常収支比率76.5%、15番目。実質公債費比率8.1%、48番目。将来負担比率59.3%、68番目。このような順番となっています。項目によって順番が多いのがよいのか悪いのかの判断はしてください。30年度も同じような順番ではないかと思えます。これを今度は上伊那郡8市町村、25年度から29年度まで5年間の推移をしてみました。決算数値には大きな変動がありません。これから何が考えられるかは、各人で考えてください。他町村と比較するときには、同じ類似型団体と比較することが大事だと思いますので、飯島町の町村類似型は2-1となっていますので、上伊那郡では宮田村と比較ができます。このようなことを考えながら予算編成を行ったことと思えますので、質問に入ります。

予算編成について。今までの予算編成についての質問は、不用額、繰出金の減少、予算執行状況、委託料、負担金の精査、経常経費のカット、道路維持の増額、財政健全化比率など、こちらから数字を挙げて問題提起をして細かいことを質問してきましたが、今後は、このような細かい質問をいたしません。今回は、PDCAサイクルからどのような予算編成を行ったかを質問します。計画予算がプラン、執行がドゥー、評価がチェック、改善行政評価の反映がアクション、このサイクルを活用して決算論議をやれば、決算と予算は連結なしで循環すると思えます。質問です。前年度決算の行政施策評価を翌年度の予算に反映させるため、前年度決算と今年度予算を検証したと思えます。前年度決算の分析による問題点と今年度予算の執行状況を見てどのようなことを予算案に反映させたかお伺いいたします。

町 長

本多議員にお答えいたします。予算編成においては、前年度の行政評価を踏まえ、事業ごとに過去の決算状況と今年度の執行状況を確認し、課題や施策の方向性などについてヒアリングを行いながら査定作業を進めております。この作業により、事業費の増減の判断、また課題のある事業については見直し、改善の取組を指示してきております。特に令和2年度予算査定で次年度へ反映された特徴的な部分を挙げますと、歳入では、減債基金について、令和5年に起債の償還ピークを迎えるため、元金償還費を前年比約3,000万円増といたしました。また、歳出では、農業関係において、今まで新規就農者

の確保に地域おこし協力隊制度を活用し、里親は個々の農家をお願いをしておりましたが、里親の受け手不足という課題が発生したため、新たにJA主導で研修を行う農業インターン制度の活用を行うことといたしました。ほかには、定住促進関係におきまして、空き家改修費等補助金について年々増加する実績を鑑み、前年度当初120万円であった予算を令和2年度は230万円に増額計上いたしました。以上、ほんの一例ではございますけれども、査定段階で問題点や課題を洗い出しながら改善策等を講じ、最小の経費で最大の効果が得られるように、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政の実施を図れるように努めておるところでございます。

本多議員

分かりました。一生懸命研究したと思いますので、一応理解します。

2番目です。会計年度任用職員について。①制度が4月より施行され、1種2種3種に任用区分されます。該当職員は、地域おこし協力隊も含め160名くらいではと考えています。採用する人数及び任用区分別人数と任用職員の人件費の予算総額と、従来と比較して人件費の増額をお伺いします。

副町長

それでは私のほうから、職員関係でございますのでお答えをさせていただきたいと思っております。4月より任用を行う会計年度任用職員でございますけれども、当町では1種2種3種の区分に分かれて任用を行ってまいります。1種につきましては常勤の職員と同一の勤務時間で勤務する職、2種3種は常勤職員よりも短い時間で勤務する職でございます。2種は月額、それから3種は時間給の報酬で支給をしたいということになっております。採用予定でございますが、会計年度職員全体で約170名ほどを予定しておるところでございます。そのうちでございますけれども、年間を通じて任用を予定している職員は約150名程度でございます。区分別については、1種の任用は、予定はございません。2種については45名で、その中には地域おこし協力隊13名を含んでおります。3種につきましては約110名程度を予定しておるところでございます。会計年度任用職員の人件費の予算総額は2億7,387万円となっております。昨年の平成31年当初の非常勤職員の予算と比較でございますけれども、任用の必要な職等の見直しを行ったことによりまして、全体で約1,800万円ほどの減となっております。今後も見直していけるところは見直しを行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

本多議員

今、減少って言いましたけれども、1,800万円。減少ですか、本当に。

副町長

はい。当初予算では1,800万円の減少でございます。

本多議員

ちょっと予想と違っていたので、また委員会のほうでお聞きします。

それでは②です。制度により退職を希望した職員はいますか。

総務課長

現在非常勤職員として任用しております方でございますけれども、嘱託職員では1年ごと、臨時職員では半年ごとの任用を行っておるところでございます。両者とも、この3月末で任用期間が満了するものでございます。今回の会計年度任用職員制度への移行に伴いまして該当職員の皆さんに令和2年度からの会計年度任用職員の制度の説明、また募集について説明を行いまして、2月10日に応募を一旦締め切ったところでございます。2年度の任用を希望されなかった方、複数名おられますけれども、新制度導入によりまして退職を選択されたかどうかにつきましては把握ができていないところござ

います。

本多議員 分かりました。

総務課長 それでは③です。保育士の職員の任用区分別人数をお伺いします。

総務課長 保育園での保育士の任用につきましては、2種の職員が4名、3種につきましては20名程度の任用を予定しております。このほかに長時間の保育士として3種で7名程度、また保育士の補助を行っていただきます保育サポーター、これも3種の任用でございますけれども、5名程度を任用する予定しております。

本多議員 2種の人数がちょっと少ないように思いますけれども、予算審議の中でほかの議員より詳細な質問をされると思いますので、今日は聞いておくだけにしますけれども、追及されることを覚悟しておいていただきたいと思います。

総務課長 3です。飯島駅乗車券類販売業務事業についてです。①町には5か所の駅がありまして、飯島駅を除く全ての駅が無人化となっています。飯島駅はシルバー人材センターに業務委託をして有人化されて、営業時間は午前8時から午後5時まで、夜間は無人となっています。事業費は例年約400万円です。30年度の販売手数料は45万円、中川村より30万円の負担金を頂いています。この事業目的は、事業名のとおり乗車券類販売事業が目的だと思いますが、ほかに目的はあるのでしょうか。

本多議員 飯島駅での乗車券の販売の関係でございます。飯島町では、JR東海の無人化の方針を受けまして、町内関係の皆さんとの懇談を行いまして、平成25年の4月から町費で駅員を配置してございます。この事業の目的といたしまして、乗車券の販売、中学生等の定期券の購入をはじめとする電車利用者の利便性、また安全の確保、飯島駅周辺の治安維持や防犯対策、また有人の駅がないことによります町のイメージ低下の抑制、駅員の対応によります飯田線利用者への情報発信等を目的としております。

本多議員 分かりました。

議長 今ちょっと3に飛んじやったんで、続きがありますけれども、さっきの2の中でまだ聞きたいことがあったので、後からもう一回よろしいでしょうか。

本多議員 はい。

本多議員 それでは3-②です。有人化の目的は主に乗車券販売であるということなんで、無人化にすることは、私は可能だと思っています。一般乗車券は車内で買って、高校生は高校所在地の駅で買って、七久保の中学生は近隣の駅で購入する、中学生には近隣の駅に行くための補助金を検討すれば対応できると思いますので、無人化を検討すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

総務課長 それでは、平成25年以降、やはり人口の減少、また利用者の減少、高齢化ですとか少子化に伴いまして発券件数、また売上額等も年々減少してきている傾向にあります。飯島駅前のまちの駅の開設によりまして、職員が常駐していること、また、まちの駅での様々な事業やイベントが手がけられていること等を通じまして飯島駅の周辺はにぎやかになりまして、防犯上の不安も解消されてきているのではないかと考えております。中学生の定期券の販売に関しましては、支援の制度、また駅の利用者の利便性を担保しながら総合的な見直しを行う時期になってきていると考えております。

町 長

今、課長が答弁しましたけども、総合的な判断が必要になってくるかなあと、そういう時代かなというふうに思っております。切符を売るだけの作業でしたら、何とかほかの方法があるのかなあとと思います。ほかの治安等の要素も含めた中で取り組んできておったんですけど、今あそこにまちの駅ができて、協力隊の方々もいらっしゃると、こういうことの中で、それも担保できているんじゃないかなあとというふうに思います。今後いろいろな方法が考えられるんですけども、昔の時代ほど駅というものがまちのコミュニティの中心ではなくなってきたことは確かなんです。駅を中心にまちがつくられるということは、あまりそういった要素がなくなってきたんですけど、将来的に、今こういう話なんで、今研究の途中だと思って皆さんも聞いていただければ、情報ということなんですけども、昭和病院を建て替える時期が来ているという問題も御存じだと思います。それをどこに建てるかということが、また次の大きな問題なんです。いろいろの方法があるんです、今、決まっております、いろいろの方法がある。その1つの考え方として、電車で気楽に行ける場所ということも1つの提案、場所の設定の提案の中にあるということなんです。これは、私がそういう考え方があるということでお話ししたんで、これだということではないんですけども、そういった要素を鑑みると、また駅にお年寄りが寄ってきていただいて、そこから病院線で電車が走るということも、将来的には、夢のまた夢ではないのかなあというような気がするところがございます。これは、ちょっと流動的に、いろいろ総合的な判断を必要とされる時代が来ておるというふうに思っております。

本多議員

昭和病院の話と結びつけるのもどうかと思うんですけども、そういうことも1つの考えとしていいと思いますけど、乗車券だけでしたら、もう、ぜひ無人化を検討していただきたいと思います。

それでは、さっきの問題に戻ります。これが一番大事なところだったんで、ですけど飛ばしちまって申し訳ありません。昨年の9月、適正職員数の限度の質問で、町長は限度はきっちり効率のいい仕事ができる範囲だ、副町長は制度の発足を踏まえ適切な職員数について検討すると答弁しました。副町長は替わりましたけども、同じ、それは当然踏襲していると思いますので、お聞きします。財政負担を軽減させるためには適正職員数を決め、業務の効率化を図り、職員数を増加させないことが最も重要と考えています。適切な職員数の検討結果を改めてお伺いします。

副町長

先ほどの質問の続きでございますけども、予算査定の中で、いろいろな事業、それから町長の政策を実行していくために、いろいろなヒアリング、それから事業のスクラップ・アンド・ビルドみたいなことをやっております。それに合わせて職員数も適正に配置するのが妥当かなあというふうに考えておまして、令和2年度におきましては、一部組織の機構改革ということで、地域創造課内の特命チーム営業部と観光係と一緒に魅力デザイン係というのをつくるというようなことで考えてきております。適正な職員数につきましては、今申しましたような中で、予算査定の中で何回も、担当係や、それから課長、我々のほうの私と議論を交わし、町長さんにもいろいろ話をしていきながら決めてきたという段階でございます。規模につきましては、先ほど言いましたよう

に重要施策等を実行していくことは重要だというふうに考えておりますので、その中で何人必要かとかいうことを考えていくというふうになってまいります。先ほど申しました会計年度任用職員も含めまして、その中で、これからも体制の検討を常にしていくと、そういうことになってくるのではないかとというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本多議員　　そういう言い方はこすいと思うんですね。人数というものは、はっきり幾ら、以前から一応正職員は100人という体制で副町長の時代は来たと思うんですけども、そういうように人数をぴしゃっと、一応目標人数っていうものを決めて、これ以上は増やさない、そういう人数をお聞きしたいと思っているんですけども。

副町長　　会計年度任用職員は先ほど申し上げたとおりでございます。それから、正規職員につきましては現在123名おります。私の考えといたしましては、これを現状の中で施策をやるには必要だというふうに考えておりますので、これを維持していくのが必要なあとというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

本多議員　　分かりました。123名。これ、私もこの数字を聞きたかった。できりゃ120名がいいと思いますけど。一応分かりました。人口減少が続いていくことについては間違いないんです。それで、歳出総額の22.4%、これを今、人件費が占めているわけです。この抑制は、もう重点課題なんです。そのためには、人数を制限しない限り、これは抑制できない。そういうことで、働き方改革を推進して、ぜひ人件費の抑制に努めてもらいたい。これは本当に重点課題ですので、ぜひそうしていただきたいと思います。副町長、もう一回お願いします。

副町長　　私も予算査定をやってみて人件費が膨大だということは再認識をさせていただいておりますので、自分自身で今後課内等へ入りながら、そういうところの調整、それから、先ほどのSociety5.0ではございませんけども、自分たちで企画力とかコミュニケーション能力を高めながらやっていくという仕事がこれからは主になるというふうに考えておりますので、そこら辺を醸成しながら、仕事の内容をだんだんそれに合わせていくというような格好を職員の皆さんにも考えとして持ってもらいたいなあとというふうに思っております。そういうことをやりながら人件費の削減を行っていくというような格好で今のところ考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本多議員　　一番今日聞きたかったことが聞けて、大変うれしく思っております。

4番です。財政調整基金・減債基金残高について。先ほども言いましたが、29年度までの県資料によると、上伊那郡6町村、5年間、これらの基金に大幅な変動はなく、同額で推移しています。各町村、今度、市は入りません。町村です。町村の決算を踏襲していると考えています。しかし、減債基金において当町だけが大幅に増加しています。減債基金の上伊那6町村平均は1億4,800万円、町は2億6,100万円が一番多く、30年度はさらに増加させ3億4,600万円となっています。財政調整基金の上伊那郡6町村平均は14億8,300万円、町は10億400万円です。上伊那郡6町村では最後の6番目、県内77市町村では48番目で、少ないことが分かります。財政調整基金に積み立てせず、減債基金に積み立てを回す、財政調整基金を増加させない戦略ではないかと私は考えて

います。財政調整基金は柔軟に対応できる基金ですが、増加させないのはなぜか、減債基金が増加しているのはなぜか、お伺いします。

企画政策課長

ただいま、財政調整基金、また減債基金の残高についてお尋ねをいただきました。まず、財政調整基金からお答えしてまいりたいと思いますが、当町の財政調整基金は、平成27年の11月に策定されました飯島町行財政改革プランで定められました10億円、この10億円っていうのは、標準財政規模の約3割、これを1つの目安にしながら平成26年度以降維持してきております。財政調整基金への積み立ての重要性、これは十分認識しておるところでございますけれど、国からの指導や、近年は今後の維持管理や大規模改修が見込まれる中、公共施設等整備基金をはじめとする各目的基金への積み立てを優先的に行っているということも財政調整基金が増加していない理由になっております。続きましては減債基金の関係でございますけれど、減債基金が増額している理由につきましては、向こう令和5年に迎える一般会計と公共下水道事業等の繰上償還も含む起債の償還ピークに備えるためでございます。平成26年度から平成30年度まで財政状況を見ながら積み立てを行ってきたことによる増額でございます。なお、令和2年度の予算も見ていただくとお分かりになりますけれど、令和2年度の減債基金につきましては約1億700万円を一般会計に繰り入れるため、令和2年度末の基金残高は約1億6,300万円の見込みでございます。これらは、積み立てだけでなく、随時必要な取崩しも含め、運用も行っているということも御承知いただきたいと思っております。

本多議員

その様子は予算を見て分かっています。繰り入れたものは絶対に戻さないように、そのまま使っていただきたいと思っております。言っていることは分かりますね。

1～4の質問の中にはこれから各常任委員会で審議されることもありますので、今日は数字と考え方を聞いただけです。担当者は、予算審議に対して、質問に対してきちんと答えられるようにしておいてください。お願いします。

総務課長

じゃあ、その他に移ります。①防犯灯管理費用の補助金の検討結果をお伺いします。防犯灯の関係でございますけれども、落雷等による自然災害による補助という形で、ちょっとお聞きをしております。これにつきましては、ちょっと内部検討いたしましたけれども、まだちょっと今年度、新年度予算にちょっと対応できないという形で、新年度予算のほうは対応してございません。ただ、こういった平成22年度に設置いたしましたLED灯に係ります不具合の関係でございますけれども、特に、つかないという不点灯のもの、機器につきましては、取り外してみましてメーカーに送ってみないと原因が分からないということもございまして、これまでも不点灯した器具、メーカーに送っておりますけれども、メーカーの御好意もあるかと思っておりますけれども、費用負担なしで、無償で対応をしてきております。このメーカー保証の期間10年間という形で令和3年の3月で切れますので、その頃をめぐって、こういった器具の不具合による更新の補助についても検討しておきたいというふうに思っております。また、各自治会で負担していただいております管理費用の関係につきましても、各自治会どのような状況かどうかということもまた調査いたしまして、補助費用、管理費用に係ります全体像を把握しながら、補助制度等につきましては、また総体的に考えてまいりたいというふうに思っております。

す。

本多議員

管理費用の電気代については、自治会、しょうがないと思うんですけども、そうじゃなくて、一番かかるのは壊れたときに取り替え。これは、壊れたから、LEDの保証期間が切れるっていうこともありますけれども、それは、もう壊れるっていうことを前提、保証期間っていうのは、今10年ですよ、やってから。さっきもって短いこと、4年とか言わなんだかね。10年って言ったんですね。いいです。保証期間が切れれば必ず器具は壊れます。だから、今から設置費用と同じような形で、2万5,000円でしたっけ、そういう数字で補助金を出すように今から検討していただきたいと、今年は間に合わないということなんですけれども、幾らでも補正で対応できると思いますので、よろしく願います。とにかく自治会の負担軽減ということ、これに尽きると思いますので、各自治会は、自分たちの月の会費、それを一生懸命削ろうと努力しているわけです。そこへもってきて、1つLEDっていうか防犯灯が壊れると2万5,000円がぼんとなくなっちゃう、大変な負担になると思いますので、そこら辺は補助を出すように検討していただきたいと思います。

②です。千人塚公園の紅葉園の問題です。旧紅葉園の問題。千人塚公園には緑風荘がありますので、旧紅葉園というイメージの名称を清風荘って名称変更の提案をしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

町長

旧紅葉園の名称につきまして、令和2年度中に行う令和3年度からの千人塚公園の次期指定管理者募集検討の中で併せて検討してまいりたいと思っております。議員からも提案がありました清風荘、これも1つの意見としてお伺いしておきます。

本多議員

別に清風荘でなくてもいいんですけど、旧紅葉園という言葉は早くなくしたほうが私はいいと思っていますので、よろしく願います。

時間は大変に余らせましたけれども、これで質問を終わります。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

休憩

午前10時34分

再開

午前10時50分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

1番 滝本登喜子議員。

1番

滝本議員

それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回は、健康につながる食への取組をお伺いいたします。1、昨年11月の町長選挙においての公約にもありました発酵食品のまちですが、新年度の政策にも挙げられております。まず、この推進事業に取り組む目的は何かをお聞きいたします。そして、飯島には、みそと漬物の農村女性加工グループがあり、少人数ながらも町の農産物を使って頑張っておられます。これらのグループと企業との関係はどう考えるかという2点についてお伺いいたします。

町 長 滝本議員にお答えいたします。飯島町の町内には、全国的にも、また世界的にも有名な酢とみその食品製造会社がございます。また、みそや漬物等の発酵食品を製造している町内の女性加工グループもございます。私が提案いたしました発酵食品のまちとは、発酵文化を基盤とした地域の活性化、発酵食品で長寿命化のまちとして町内外に広く飯島町をPRし発信していく取組を考えております。全国には、いろいろなところで発酵食品でまちおこしをしているところもございます。発酵というワードを関係企業と女性加工グループ、また町民の皆さんも一緒になって取り組むことで、町の経済の発展のみならず、食文化の醸成を図ってまいりたいと考えております。なお、具体的な取組につきましては、これから検討してまいります。長野県自体も発酵食品の県として、今、その方向性を定めたところがございます。飯島町も時期同じゅうして発酵食品のまちというふうに銘打って政策を掲げました。いろいろの食に関する、B-1グランプリとか、いろいろの祭典が全国各地で行われています。身近なところで町民も参加して、全国の多くの方が参加しやすい何かイベントがないかなあと、今のところ考えております。先ほど2つ挙げました飯島町の発酵食品のメーカーの社長さん方にも、こういう方向性をお話し既にしてしております。面白いじゃないか、やろうじゃないかということで御意見を頂いております。手始めにB-1グランプリならぬ漬物グランプリなんか全国的に募集したら面白いのかなあというふうに考えております。その中でグランプリになったのが特産品として開発されてもいいだろうし、新しいみそや酢の使い方を食文化に取り入れていくという発信ができて面白いですし、いろいろ考えておるところでございます。どうぞ、飯島町の皆様方にも、発酵をテーマにして、特に酢やみそを使ったお料理等について面白いアイデアをいずれ募集しますので、奮って参加していただきたいなあというふうに思うところでございます。

滝本議員 展開ということでイベントとか漬物グランプリなどということをお考えだということでしたけれども、漬物に関してですけれども、この漬物のグループが加工しているもの以外にも、町内のお母さん方はものすごくたくさん種類の漬物をそれぞれ御家庭で作っていらっしゃいます。そういう方たちがちょっと街のほうに出てくるってということも考えていただければありがたいと思います。それで、みそとか漬物のグループがあるんですけども、そのグループと企業とはどういうふうに関係して、関連して発酵食品のまちということに対して対応していくかっていうこともお聞きしたいと思いますが。

町 長 まず、どのように絡むかということから自分で考えることが必要だと思います。誰かに言われて腰をとということではなくて、積極的に、こういう関係ができたなら、こういうのを町と、行政と一緒にやるとなったら、製造担当者、あるいは研究者のところへ行ってお話し合うとも大事なというふうに思っています。もちろん町としても、どういう絡みからっていうと、その製品の絡みじゃないかなあ、みそに関わる漬物、あるいは酢に関わる漬物、料理、そういった部分でいろいろ、女性ならば食を、家庭の食を管理するわけですから、タッチする場面が多方面にあるのではないかなあというふうに思っています。私よりも女性の皆様方のほうがいろいろな方法を思いつくんじゃないかな、そういうところから新しいアイデアが出てくると思っております。行政がこれと指導して

形を決めてしまうのは、ちょっと発展性に欠けるような気がしております。

滝本議員　まず自分で動けということだと思いますけれども、いろいろな町とグループとの関係を支援していくってということは、どんなようなことをお考えですか、ありますでしょうか。

町　長　先ほど申し上げましたことを研究に同じテーマでテーブルについて、そこから何ができるか、生まれてくるかによると思います。

滝本議員　私のほうでも今のお答えをよく考えてみたいと思います。

では、次の(2)に参ります。食育の取組をお尋ねいたします。①食育推進ネットワークの取組の成果と課題はということでお伺いいたします。食育推進計画第2次でのアンケート結果より、幾つかの取組の問題をお聞きいたします。教育部会での取組の早寝早起き朝ごはんでの毎日朝御飯を食べる割合は9割弱で、小中学生の人数にすると約650人中の約1割65人が食べていない、または時々食べるということで、非常に高い割合だと私は思っております。時間がなくて食べないという理由でも3割近くあります。朝食を食べないことは、子どもたちの学習意欲や体力、気力の低下につながることは御存じのことと思います。アンケートをして、結果を保護者にチラシ配布しているとのことですが、啓発以外の取組は何をしていますか。また、このチラシを配った保護者の反応はどうですか。教育長にお聞きいたします。

健康福祉課長　では、食育推進ネットワークの一番の中心でやっております健康福祉課のほうからお答えをしたいと思います。まず、食育ネットワークの今年度の取組といたしまして、健康福祉大会で食育をテーマに開催いたしました。食育に関する様々な体験コーナーや料理研究家のコウケンテツ先生をお招きした講演会を行いまして、大変盛況でございました。こちらでは、具体的な様々な取組コーナーによってやっております。また、食品ロス削減のための標語を募集いたしまして、最優秀作品となった「感謝の気持ち忘れず食べよう 作った人に 食品に」を基にポスターを作成し、啓発活動を行っているところでございます。御質問の自分で作って食べる取組につきましては、将来の健康な体づくりのために大変重要であります。食育推進ネットワーク会議は、商工部会、農政部会、教育部会、生活部会の4部会で構成されており、それぞれの部会で子どもから大人まで全世代を対象にして飯島らしい様々な取組をしています。特に保育園では、年2～3回、包丁を使ったクッキングをしたり、未満児さんの給食のお米をとぐ当番活動をしたりしているところです。また、来年度からは学年ごとの食育計画を立てて取り組む予定でございまして、積極的に実施しているところです。今後も子どもの頃から食に親しむ体験を提供することで、作る喜び、食べる喜びを感じて、健康に成長すること、暮らすことができるよう、食育ネットワーク全体で推進してまいります。

滝本議員　今、食育ネットワークの関係で福祉課のほうからお答えいただきました。それで、今、最初の質問ですけれども、教育委員会のほうで早寝早起き朝ごはんということでアンケートを取って、保護者のほうにチラシを配っているということでしたけれども、そのことの御回答と、保護者の反応ということで、それをお聞きしたいと思います。

教育長　早寝早起き朝ごはんにつきましては、いろんな印刷物を配ったりしてアンケートも

取っていますが、そのデータに対する保護者の反応というのは、特に集約はしておりません。

滝本議員 分かりました。それで、今、健康福祉課のほうからの回答にもありましたが、ネットワークの中での農政部会でも、農業体験メニューもたくさんありまして、農業の場に触れることは本当に大切なことだと思いますけれども、いろいろメニューを考えているということでしたけれども、そのメニューの中に、収穫体験にとどまらず、調理実習など、子どもたちが食べることに興味を持つために、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、自分で作って食べるという取組にもっと力を注いでいただくことを要望したいと思います。私ごとですが、25年ほど前に体は食べる物からできている、食べることは生きること、生きるには自分自身の手で作ること、ここにある材料でどう作るか、どこの場所でもできるようになることということをおる本で読みまして、思いを強くし、保育園年齢から参加できる子ども料理教室を開催し、10年行いました。保育園でも取り組んでいるということですが、調理に包丁は危ないから使わせないということではなく、教えれば必ずできます。そして、今、新型コロナウイルス対策で学校が休校で、子どもたちの食事に苦勞しているというニュースを聞いております。こんなとき、特に中学生、高校生ですが、調理に慣れていけば役立つのではないかと考えております。そして、自分で作って食べるということに対してどうお考えですか。

議長 質問者はどちらにお聞きですか。

滝本議員 町長にお伺いします。

町長 自分で作って食べるということは、私も若い頃は、冷蔵庫を開けて、食材を見て、いろいろ想像力を働かして、独自にいろいろ作ったものです。まず、物を作るということは想像力が発達しますし、味加減も、塩とかしょうゆ、もう感覚でいく、そういう感覚も養えるんじゃないかなというふうに思っております。これから男と女のボーダーレス社会があって、料理は女の時代だと、先ほど女性の皆さんのほうが料理のことをいろいろ知っていると言いましたが、もちろん知っているんですけども、男性も厨房に立つ時代が来るということで、まず自分で物を作れなければ生きていけない、滝本議員のおっしゃるとおりでございます。若い方も単身赴任の場合があります。ですから、料理が気軽にできる、包丁を気軽に取れるということは、普段の生活の中から必要なというふうを考えております。

滝本議員 今の答え、返答、答弁をお聞きいたしまして、男性でも、また小さい子どもでも、調理、包丁に慣れるということを実感していただき、そのように皆さんも取り組んでいただければありがたいと思います。それで、すみません、前後しますけれども、食育ネットワークの中で、生活部会でも楽しい食事作りの支援をすると書いてありました。具体的にはどのように取り組むか、ありましたらお答え願いたいと思います。

健康福祉課長 食育ネットワークなんですけれども、年に2回、全体が集まる会議をやっております。今回、新型コロナウイルスの関係で今年度のまとめのところができなかったわけですが、まとめと来年度についてどんなことをしたいかっていうところを今取りまとめている最中でございます。ネットワークの皆さんからこういうことをしたいっていうこ

とを受けまして組み立てていきたいというふうに思っております。

滝本議員

では、次の質問に参りますが、次も同じ思いから質問をいたします。②です。弁当の日の実施の考えはということです。先月末に弁当の日提唱者の元学校長、竹下氏の講演会が宮田村で行われる予定でしたが、あいにく新型コロナウイルス感染予防のために中止となりました。弁当の日とは、ある一日、学校の給食は自分で作った弁当を食べる日ということです。平成29年12月に質問しました。返答は、学校、保護者に意見を聞くということでありましたが、その後はどう検討されたのか、教育長にお伺いいたします。

教育長

弁当の日については、今御説明があったとおりですが、約20年ほど前、香川県の小学校の校長が提唱したということで、子どもたちが自分で食材を調達して、自分で調理して弁当を詰めてくるということが主眼になっています。子どもたちが感謝の心とか生きる力、大人は子育ての楽しさや見守る大切さを学ぶということが大きな目標であります。さて、この弁当の日、前回3年くらい前に御質問いただいたんですけども、学校は実際どうなのかというようなことを懇談する中で、弁当の日を改めてつくらなくても、運動会だとか遠足、あるいは遠足が雨天になったときに取ってある日は学校へ登校しても給食がない日で、子どもたちがお弁当を持ってくる日と、こういうのが年に何回かあるということです。じゃあ、そういうときに子どもたちはどういった形でお弁当を持ってくるのかということなんですが、これは、やはり各御家庭の御事情やお子さんたちの御事情によってかなり大きな違いがあって、家庭で負担感を感じていたり、うまく作れないおさんが登校渋りをしたりするという話を当時の小学校の校長からもお聞きしました。そこで、新たに弁当の日ということをお大々的につくるというよりは、今お話し上げたように、年間何日かお弁当を持ってこなければいけない日がありますので、こういったときに、弁当の日ではなくても、弁当を持ってくる機会を通じて趣旨を話していく、例えば栄養士が教室を回ったりするときにそういったことを話しながら取り組んでいけば食の大切さを十分に知ることができるというふうに思っています。これ、学校側から提唱するケースもありますが、多くのケースは、保護者のPTAのほうから、こういった取組があるんだけどもやってみないかというような大きな声が上がってきて実施されるケースが多いと聞いています。ただ、聞く中では、やっぱり保護者負担についてということに関してかなり認識を持っていらっしゃって、保護者の方がそういった席でなかなか反対意見がおっしゃれないと、誰かが強く言うとなかなか反対意見が言えないというようなお話も聞いておりますので、そこはじっくり話をさせていただいて、機運が高まってやらないと意味がないというふうに思っております。近隣でも、取り組んだけれども1年2年でちょっとお休みしようというようなところもあるように聞いておりますので、そこら辺のところ、例えば日曜日の朝、時間があるときに、おうちの方と子どもが一緒にお弁当を作ってどこかに持っていくってというようなことができれば、その趣旨も生かされるというふうに思いますので、改めて弁当の日というよりは、そういったところの投げかけをしていくということが大切ではないかというふうに思っています。

滝本議員

おっしゃることはよく分かりますが、そういう投げかけや、また情報の提供など、積

極的に支援なりしていただければと思います。

では、次、(3)に参ります。学校給食センター併設の応急給食施設の運用をどう考えるかということでございます。新年度に工事が始まる予定の学校給食センターに災害時対応施設として応急給食施設が併設されます。災害時の避難者の受け入れや非常時炊き出し施設の機能を備え、運用する計画であるということです。この施設を誰がどのように、また組織についての考えはありますか。以上、お聞きいたします。

教育長

給食センターの応急給食施設についてでありますけれども、学校給食施設自体を災害時に応急給食施設として運用すると、平常時は多機能の施設として活用していくという考えでございますので、応急給食施設のための別な施設を併設するというのではなく、給食センターの施設を応急時には利用していくという、そういう考えであります。今、運用についてもお尋ねがございましたが、災害時初期段階から炊き出しを行えるような体制をとっていければ、備蓄材料により、例えばおにぎりとか汁物を提供するというのもできると思います。提供方法については、発災からの時間経過に伴う避難所ごとの食料供給、あるいは炊き出し等の状況に合わせて、必要なおにぎりなどを供給することを想定しています。実際どう運用していくかにつきましては、これは、給食センターだけではなく、今後、地域防災計画との整合性を図りながら、どんな役割を果たすべきかということを検討していきたいというふうに思っています。また、複合的な運用につきましては、災害時の対応施設ということでもありますので、そういったところに主眼はもちろん置いてありますが、平時には防災食育の観点から災害時の食の備え、あるいは通常の食育についても学べる場として運用・活用し、学校給食メニューを児童生徒とともに地域の皆さんと食べる、そういった機会と交流の輪をつくる場として機能するようなことも併せて検討していきたいというふうに思っています。

滝本議員

日常運用では食育の学習などを計画しているということではございましたが、これは私の提案でございますけれども、子どもたちと給食を食べるというお話もいただきましたけれども、それ以外に、地域や大人の給食施設として、また災害食普及のための事業などを行うという考えはございますでしょうか。

教育長

運用方法については今後検討していくんですけれども、地域の大人が、今、可能性の大きなものは、子どもたちと食べている一緒の給食を例えば近所の高齢の方が来て食べるというようなことだとか、災害時に備蓄していた食料の集積基地となる、あるいはほかの応急食提供の保管施設となるといったところは考えているわけですので、地域の大人の皆さんのためのものを別に作るというのは、なかなか今のところでは難しいところはありますけれども、地域の大人の皆さんに給食を提供することは可能だというふうに思っています。

滝本議員

分かりました。

次の質問に参ります。子ども食堂の支援、助成、組織づくりの考えをお聞きいたします。平成29年3月と30年3月に子ども食堂、こどもカフェの取組をお聞きいたしました。身近な場所である子ども広場や学童クラブは、居場所ということで理解して、継続することが重要であるが、食に関しての取組ではないという返答でございました。一昨

年、有志で子ども食堂を開き、昨年は社会福祉協議会でご縁食堂として開催しました。このご縁食堂は新年度も開催の予定と聞いております。上伊那振興局でも推進し、取組団体なども増えているようでございます。教育委員会では、この取組にどうかかわっているのか、チラシ配布や学校などとの連絡以外でももっと積極的な姿勢を求めるが、お考えはいかがでしょうか。

教育長

地域の大人と子どもたちの温かなつながりの中で子どもたちの成長を支えて、子どもたちに困難を乗り越えて自立する力をつけてもらうため、また子どもの居場所づくりとして、信州こどもカフェ、あるいはこども食堂の取組が行われています。県内各地でもありますし、他市町村の様子を見ますと、基本的に主体となるのは民間団体の皆さんであつたりNPOの皆さんであつたりいたします。ですから、こういった取組は基本的に民間の皆さんの発想、あるいは集まりが基本になるものというのが本来の姿であると認識しております。当町では、昨年、今お話がありました、社会福祉協議会が地域の子どもたちと高齢者の皆さんの交流の機会としてご縁食堂を開催しました。また、夏休みの学童クラブの子どもたちが大勢、ご縁食堂ですけれども、学童クラブの子どもたちが大勢参加いたしました。世代間交流を行うことで高齢者の生きがいつくりの場となるとともに、子どもにとっての家族以外の人間との関わり合いを持つことで心の醸成が図られる大変よい機会となりました。来年度につきましても、社会福祉協議会では引き続き子どもを対象とした事業を企画していくというふうに伺っています。教育委員会の関わりについてですけれども、教育委員会が主体となっていくと、これは給食になるという認識です。それは、厳密な衛生管理から始まって、アレルギー調査から、あるいは保険をどうするかというようなところまでやらざるを得ませんので、やはり、ここはNPOや民間団体の皆さんがかゆいところに手が届くような方法を考えてやっていただくのに教育委員会がチラシ配布とかPRとかいうのに関わっていくのが適切ではないかなあというふうに思っているところであります。ですから、こういった、たまたま昨年は社会福祉協議会、もし来年度もそういうところであれば、昨年我々が加わったようなことは一生懸命したいと思えますけれども、主体っていうのは、やはり民間の方々というふうに私は認識しております。

滝本議員

民間が主導してやるということでお伺いいたしましたけれども、それに対して、その組織やなんかをつくるに当たりまして、資金的なことはお考えですか。チラシ配布や連絡っていうことはお聞きいたしましたけれども、資金的——資金っていうか、助成金的なことはお考えにありますか。

教育長

これは、国、県も町もそうですけど、現在のところそれに対する補助っていうのはなくて、それぞれの団体の皆さんが自力でやっていただいているというのが現状だと思います。もしそういったのがあれば、また御紹介を今後していきますけど、現状では自力でやっているというふうに認識しております。

滝本議員

分かりました。

では、次の質問に参ります。(5)食生活で健康づくりのまちの推進を提案いたします。平成29年12月に医食同源の考えから健康づくり事業の取組をお聞きいたしました。生

活習慣病の脳や心臓病の町での死亡率は県平均より高い状況にあります。予防対策では、腎臓病に対しての教室は開かれておりますが、自治会などで行う健康教室の内容は、運動や心の健康などの内容が多い、このことも大切なことなのですが、まず、健康づくり、生活習慣病予防には食生活の改善をすることを重視して調理実習や料理教室の充実、普及の取組を求めますが、どうでしょうか。食べる順番によって健康になるということは御存じでしょうか。食べる順番によって血糖値を下げることができ、それによってインスリンの分泌が抑えられ、糖尿病や動脈硬化などを防ぎ、脳卒中、心筋梗塞の予防ができるということなのです。またさらに、体脂肪が減って痩せるだけでなく、美容面でも効果があるということを知っております。それには、食事の初めにはまず野菜をたくさん食べるということで、次にたんぱく質のおかず、最後には御飯などの炭水化物を食べる。詳しく説明すると切りがありませんが、科学的な研究の結果であることが発表されております。健康診断で聞いている方は知っていることではと思いますが、健康な人でも知っておくべきだと考えます。また、この取組をどう考えるかということと、また、商工部会での取組の中に信州食育発信事業の3つの星レストラン登録をした飲食店が2つあり、健康に配慮したメニューを提供しています。この登録制度は、主食、主菜、副菜がそろい、野菜が140グラム以上、減塩、地元で取れた食材を使用しているなどの条件があります。こうした飲食店がどんどん増えるとよいと私は考えておりますが、登録より先に町民の健康づくりのためにメニューの開発資料や食事の仕方などの情報提供をすることが必要と思われまます。このようにきめ細かい取組を行うために地域おこし協力隊や専門職の配置を提案するが、お考えはどうでしょうか。

町 長

町では、食事についての重要さを認識し、平成5年から保健部門に食の専門職である管理栄養士を配置しまして、子どもから高齢者までの栄養や食事についての啓発や個別支援に力を入れてまいりました。平成25年からは保健部門を2人体制としまして、今年度は教育委員会に管理栄養士1名を採用いたしまして、さらに強化したところでございます。地域おこし協力隊の配置につきましては、現在予定していないところでございますけれども、今後の取組や活動内容によっては募集することがあるかもしれません。しかし、飯島町のボランティア、自主的な活動のグループが早寝早起き朝ごはんというテーマのもとにあちらこちらで頑張っておるのを目にしておるところでございます。地域の方々にそういった機運を盛り上げていくことが大事かなと、まずは大事かなというふうに思っております。また、先ほど申し上げていただきました食事の方法についても、これもしっかりと情報発信をしていかなければならないことかなというふうに思っております。今後も食生活の改善事業について取り組んでまいり所存でございますし、取組の詳細につきましては、現在の詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。

健康福祉課長

よろしく申し上げます。先ほど御質問のときに、ちょっと訂正なんですけれども、食育ネットワーク会議をしなかったと申しましたが、ネットワーク会議は行いまして、議論をするところができなかったというところがございますので、よろしくお願いたします。

それでは、町の取組ですけれども、町では、平成29年度に飯島町食育推進計画の第2

次を策定いたしまして、食育ネットワーク会議を中心に町ぐるみの健康につながる食について展開しております。様々、本当に地味な活動ですけれども、いろんな方が関わってくださっています。平成30年度に策定しました第4次飯島町健康づくり計画では、目標の一番最初に栄養と食生活を掲げております。バランス食や年齢や自分の体に合った食べ方、生活習慣病予防の食事等の普及啓発活動、教室や特定保健指導や低栄養予防等のお一人お一人に合わせた支援を実施しております。また、食生活の改善事業の実践者として食生活改善推進協議会、通称食改さんの活動があります。親子食育料理教室や減塩料理教室、これは調理実習、また食の大切さをテーマにした劇を毎年手作りして、保育園のお子さんたちなど、また要望があればそちらのほうに食育キャラバンとして行っていただいたりとかしています。この活動は、幅広い年齢の方が会員として活発に活動されています。町は後方支援をさせていただいているわけですが、このような活動がもっと広がっていくよう、地域の皆様とともにこの活動をさらに進めていきたいと考えております。この会は女性が主ですが、男性の会員もいらっしゃいます。食に関心のある方は、ぜひ御参加いただければと思っております。

滝本議員 様々事業を展開しているということでございますけれども、1つまた聞きたいんですけども、先ほど申しました自治会などで健康教室が開催されておりますけれども、運動や心の健康ということが多いんですけれども、これを食生活、調理とか、そういうことについて取り組むお考えはございますか。

健康福祉課長 健康推進委員さんが年に一遍は自治会で健康教室をしていただきたく思い、お願いをして、様々なテーマで取り組んでいるところです。昨年度は、特に協力隊、運動を推進しましょうという協力隊が着任した関係もありまして運動を大変中心にやっておりますし、自殺対策もかけて心のことをやっております。その前については、管理栄養士等の食事の普及ということで主に取り組んだ年もございますので、これからも柔軟に御要望等にお答えしながらやっていきたいというふうに考えております。

滝本議員 分かりました。いろいろ多方面によって健康づくりということを考えていかなければならないと思いますけれども、ぜひ、食事、食生活のことについてのいろいろな取組に対して強力な体制を取っていただければと思います。以上、質問を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時30分

議長 会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

5番 橋場みどり議員。

5番

橋場議員 それでは、通告に従いまして質問します。今回は、防災、災害に対する町の備えについてと農福連携推進をの2件質問いたします。災害時の備えとしまして、赤ちゃんへの

水がなくても飲ませることができる液体ミルクの備蓄や、新年度には電子母子手帳の導入などが決まりました。電子母子手帳の導入は、スマホをお母さんたちは、お母さんたちに限らず、スマホはいつも手元にあるものですので、そこに子どもたちの情報が入っているということは、災害時に対しても、また旅行に行っているとき、また町外に行っているときにお子さんに急な容態の変化などがあつたときにも、医療機関には情報の提示ができますので、本当にありがたいものだと思います。そして、2月17日には災害時における生活物資の供給と防災教育の支援に関する協定の調印式の掲載がございました。その中に、簡易トイレは給水シート入りの袋を装着し使うとし、交換用の袋に臭い消しの薬剤もついているとのことでした。トイレについては本当に心配されることですので、この調印を見まして、本当に安心したところでございます。また、忙しい業務の中で災害時への備えを整えてきておられることに本当に感謝申し上げるところでございます。

それでは、1-1の避難所開設についてお聞きします。昨年の台風19号では、町に大きな被害もなく安堵したところですが、早くに避難勧告が出され、早い対応には評価いたしますが、発災後の避難ではなかったため避難所の建物や設備のダメージもなく速やかに避難できましたが、町の避難所運営マニュアルには、発災後、避難所の安全が確保されるまで開設はしないとなっております、当然のことですが。指定緊急避難所、耕地とか集会所は自主防災会が開設、運営、指定避難所の開設、運営は区の自主防災組織と町が協力して行うとなっております。発災時の施設や設備のダメージなどの点検は、では誰が行うようになっているのでしょうか。また、災害発災時の初動期には、避難所の中から避難所の運営組織をつくることになっております。避難所運営の流れはどうなっているのかをお聞きします。

町長 橋場議員にお答えします。災害時の備えについて、飯島町も、飯島町の議会の皆様方のいろいろの立場から、いろいろの角度からの御意見を頂く中で、飯島町の防災に関するいろいろの準備がだんだんに整ってきておることに、私どもも大変うれしく思うところでございます。町民の皆様も防災についてしっかり意識を高めていただく中で、万全な備えをしていきたいというふうと考えておるところでございます。強い地震発生後の避難所の安全性を担保するには、建築士等の専門家による安全点検を行うことが必要であることから、町では、長野県建築士会伊那支部と協定を結んで、町内在住の建築士に行っていただくこととしております。しかしながら、災害発生直後から避難所を開設し、避難者の受け入れを始めるには、施設の近隣にお住いの皆さんに施設や設備のダメージ、点検の御協力をお願いし、避難所として使用できるか否かのことを早期に判断することが必要と考えております。避難所の開設、運営の流れについては、課長より詳細をお伝えしたいと思います。

総務課長 それでは、避難所の開設、運営等につきましても触れさせていただきますが、その前に、町では、懸案でありました避難所運営マニュアルを昨年の1月に策定いたしまして、2月に入りまして各区の自主防災会、区長さん等、中心となるところへ配布いたしまして、避難所運営の手引、参考としていただくようお願いをしてきたところでございます。そんな経過がございまして、避難所運営マニュアルという形で橋場議員からもお話

をいただいたかと思えます。まず、強い地震の発生直後に地区の公民館を避難所とすることを想定いたしましてお話をさせていただきます。施設の、まず安全の関係でございますけれども、町長、先ほど申し上げましたけれども、発災直後には、町の職員が参集した上で施設まで出向いて安全性を確認することという想定もありますけれども、やはり地域の皆さんが日常的に使われている施設ですので、まず避難所運営マニュアルに示してありますチェックシートによりまして地域の皆さんの目で安全の確認、点検をお願いしたいというふうに思っております。スピード感を持って避難所の開設を判断して避難者を受け入れるためにも、ぜひとも御協力をお願いしたいところでございます。また、専門家による判定につきましても、順次手配を併せて進めてまいるというところでございます。避難所運営の流れでございますけれども、避難所の施設の安全性が確認できれば、避難所の開設に向けての準備作業に入ります。地区の防災会の役員の皆さんが中心となりまして、運営要員の確保、また施設の使用計画、医療計画、避難所運営のための機材や資材の準備などの作業が始まるという形でございます。具体的には、避難所運営マニュアルにお示ししてあります流れを参考に、地域の実情に合った準備、避難所の運営をしていただくことになろうかと思えます。今回お示ししてあります避難所運営マニュアルでございますけれども、これに沿った実践的な避難所の開設・運営訓練につきましては、地域の皆さんの御協力をいただきながら、また防災士の皆さんの御参加をいただきながら実施をしていきたいと思えます。今後実施していきたいと思えます。また、このような実践的な訓練を通じまして、配布してあります避難所運営マニュアルの検証、また見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。また、大規模な地震などの際には、行政からの指示を待つことなく、自主防災会が自主的に避難所の開設、運営をしていただくことも想定をしていかなければならないと思っております。また、地域の集会所でございますけれども、一時の避難所という形で安否確認をしていくというような形でございますので、そこでの避難生活等につきましては想定をしてございませんので、よろしく願いをいたします。

橋場議員

分かりましたと言いたいんですが、普段の平日のときの建物のチェックですとか、あるいはマニュアルを見ますと、大体のことは書いてあります。ですが、発災時のときには、そういうことではなくて、例えば水道の元栓っていうか、それはどこにあるのかとか、じゃあブレーカーがどこにあるのかとか、そういったところがすぐに分かるのかっていうことが1つには心配されるわけですよ。それが心配されるということもあります、1つには。そして、マニュアルが配られてはいるんですけども、区のほうですか自主防災会ですか、ところが、それを、いや、俺は見ておらんぜっていう方が多いわけですよ。その辺のところは今後どうしていくんでしょうか。

総務課長

それらの地区、特に区の関係でございますけれども、また総務課危機管理担当職員が出向きまして、そういった部分のまた突き合わせを今後できたらと考えております。

橋場議員

その点はいいです。そいじゃあ、例えば発災時に地域の人が集まってきてチェックをするというときに、やっぱり、じゃあ肝腎なところの、じゃあ水道の元栓はどうだとか、そういうような、電気のブレーカーはどこにあるのよっていうことで右往左往するって

いうことは当然考えられるんですよね。それだけではないと思うんですけれども、ちょっと右往左往されるようなところが出てくるはずだと思います。そういうところを、じゃあ自主防災会なり区の人たちが間に合わないときに地域の方たちが寄り集まってそれをチェックできるのかなあというところを非常に心配するわけですが、その辺はどうでしょうか。

総務課長 それぞれの施設ごとに、そういった設置場所または管理方法が違ってまいりますので、そういった部分は、やはり見える化しておくことも必要だと思います。そういった部分も含めまして、地区、区の皆さんにも、また公民館の皆さんにもお願いして、見える化をまずお願いもしてまいりたいというふうに思っております。

橋場議員 では、誰がいつでもどこでも、そういうチェックができるような体制にしておいていただきたいなと思います。

続いて1-2の質問です。女性への配慮、車中泊、テント泊への対策はの質問です。東日本大震災などの過去の災害では、多くの女性が大変なストレスを抱えながら避難所生活をされたことをお聞きしています。主なものでは、下着類を干す場所や授乳の場所がない、子どもの泣き声で迷惑をかけているのではと気を遣った、トイレに行くのが怖かったなどがありました。その後、改善はされてきていると思いますが、町のマニュアルには女性への配慮や避難所以外の車中泊、テント泊への対策が見えませんが、どのような対策をされるのかお聞きします。

総務課長 大規模な災害が発生した場合の避難所等開設、運営の主体につきましては、限られた町の職員の中では、地域の皆様をお願いしていくしかございません。そのことも含めまして避難所の運営マニュアルを策定して、手引としていただくようお願いしたところでございます。その内容ですが、どこの避難所でも共通する一般的な事項、また事務処理の流れを示したもので、これを参考にそれぞれの地域、避難所の実情に合った独自のマニュアルを検討していくようお願いしてあるところでございます。マニュアルでは、避難所開設の後の運営に必要な事項を協議するための避難運営協議会を組織すること、そして運営協議会のメンバーには女性が参加していただいて、女性の視点から女性等に配慮したきめ細かい対応を取っていただくことが重要であるとしてございます。様々な理由から、車中泊をされる方、またテント泊をされる方、出てくることは想定されますので、これまでの災害被災地での対応例を参考にしていって、方向づけをしていくことも必要かと考えております。今後、地域の皆さんの御協力、参加をお願いしながら、実際の災害を想定いたしまして避難所として使用する施設を使つての避難所運営訓練、また避難所設営訓練を実施していただきまして、これらの訓練を通じて実務を体験するとともに、多くの方からのお知恵を頂ければというふうに思っております。

橋場議員 運営組織や女性の参加をしていくということなんですけれども、今回4年ぶりにハザードマップが更新されますけれども、以前、女性視点の防災ブックが必要ではという質問をしたことがございました。そのときのお答えに、次回更新の際には項目を織り込むか、別途作成をするか検討をするというのが総務課長のお答えでした。今回は、女性を参加するとかつていうことなんですけれども、これを別途に作成するのか、項目を織り込ん

でいくのか。また、町長でも、みんなで作る防災ブックが理想的なので、皆さんからの意見をどんどん寄せてほしいというお答えもございました。このどんどん寄せてほしいということをどういう形で皆さんの意見を集められるのか、そのこともお聞きします。

総務課長

今回、新年度予算で更新いたしますものはハザードマップでございまして、防災ハンドブックではございませんので、新たに防災ハンドブックを作成するときにはそういった配慮もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

橋場議員

分かりました。ハザードマップでしたね。はい。すみません。では、新たにお聞きしますけれども、女性視点の防災ブックが必要だというふうに思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

総務課長

現在、必要性は感じておりますけれども、やはり定期的な更新時期もありまして、そのとき、その予算、経過する段階で、そういった意見を頂ける機会をつくってまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

そのときの機会ではなくて、もう本当に災害が身近はところまで来ているわけですよ、昨年も伊那市でも避難があったりとかしておりますので、これは、もうそのときではなくて、今からちょっとそういう準備をしていっていただきたいなということを思いますので、特に希望しておきます。

それでは、1-3の避難所でのトイレの質問です。災害が発生し、水洗トイレが使えなくなると、排せつ物の処理が大変になります。これは、もうずっと言っておりますけれども、また、今までの避難所などでは、トイレが不衛生であるため嫌な思いをすることからトイレの使用をためらい、排せつを我慢したことから水分を控え脱水症などを起こすとしていました。衛生環境の悪化は生命にかかわる問題となります。内閣府のトイレガイドラインには、各家庭での簡易トイレ備蓄を呼びかけ、避難所において災害用トイレの設置訓練等を実施する、災害時のトイレの確保に関して積極的に周知を図る必要があるとあります。ほとんどの家庭では、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄には無知であります。周知の必要があります。私も防災士の資格を取りましたので、3か所で避難所運営ゲームをしてみました。その結果ですが、災害時にトイレが使えなくなることはほとんど知りませんでした。え？トイレは使えなくなるの？初めて分かった。使えなくなることは考えもしていなかったんです。家の周りには畑があるから、畑ですればいいよと思っているということが多かったです。しかし、そのために排せつ物における細菌により感染症や害虫の発生が引き起こされ、2次災害につながります。ほとんどの家庭では、トイレの備蓄には無知であり、必要にも思っておりませんでした。周知の必要があります。トイレ使用可能になるまでの対策も十分か気になります。避難所の施設によっては和式便器のトイレが多く、トイレガイドラインでは避難所に清潔なトイレ環境を提供することを目的とした体制をつくるべきともしておりますが、町はどのように考えているのか、お聞きします。

総務課長

災害への備えといたしまして、食料品、飲料水と並んでトイレの備蓄、また確保は重要であると思っておりますけれども、トイレの必要性につきましては、まだまだ住民の皆さんの認知度は高くないというのが実情ではないかと思っております。町では、昨年

配布いたしました防災ガイドブックに簡易トイレを備蓄品リストに掲載して備蓄を推奨しておりますけれども、個々の御家庭ではどの程度備えられているかというところは分からないところがございます。現在、町でも簡易トイレ 200 基ほどは備蓄をしておりますけれども、災害発生時には絶対数が不足することが想定できますので、今回、発砲スチロール製の簡易トイレを製造販売しております会社と災害時における簡易トイレの供給についての協定を先月結んだところがございます。この発砲スチロール製の簡易トイレですけれども、箱型で、誰でも簡単に組み立てることができ、また軽いことから災害時においては大変重宝するものと期待をしております。町でも今後計画的な備蓄を検討してまいりますけれども、自主防災会の役員である自治会長さん等にも積極的に紹介をいたしまして、自主防災会での備蓄、また各御家庭での備蓄を推進してまいりたいと考えておるところでございます。また、トイレだけではなく、日常的に非常持ち出し品、また非常備蓄品を備えておくことの重要性を住民の皆さんに認識していただくためには、小まめな広報活動が重要と考えております。広報いいじまでの特集記事や行政番組での紹介番組等の放送によりまして積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

橋場議員

簡易トイレについては、非常に、この間の新聞の掲載記事にもありましたように、本当にありがたいなと思っております。ただ、これは大規模な災害の時だと思うんですね、便座まで壊れてしまうというのは。そこまでいかない災害のときなんですけれども、便座が壊れていなければ、例えばですが、スーパーの袋ですとか、あるいはそういうものでも使えるわけですね、便座にかぶせていただければ。そういうものがあればいいということもありますけれども、何よりも携帯トイレ、携帯トイレの備蓄をお願いしたいと思います。携帯トイレの中には、凝固剤ですとか、やはり臭い消しのようなものもありますので、携帯トイレの備蓄をするように進めていただければ、便座が壊れていない限り自宅の使用も可能になります。それで、ぜひ携帯トイレの備蓄ということも考えていただきたいなと思っております。東北の地震、大川町の津波のときなんか、それで大変困ったわけでした、小学校などにも凝固剤の備蓄が山ほどしてあるっていうのを私も見てまいりました。やはり、避難所ですとか学校あたりに、そういう凝固剤の備蓄もしていただけるとうれしいのかなあと思っております。それと、そういう携帯トイレの備蓄もそうなんです、トイレを使えば処理の問題が出てきます。この処理も、ほっておくと、もうどんどんどんどんたまっていくということになるんですが、この前、一般質問で汚物処理のほうはどうするかの質問をしたわけですが、汚物処理が相当量になることは明白だと、広域連携が図れるように考えていくとのお答えがありました。これは、やはり広域連合で考えていかなければ処理できる問題ではないと思っておりますけれども、その辺の広域連合との連携などはどういうふうになっているのかお聞きします。

総務課長

災害のトイレの関係でございますけど、やはり、伊那にできました広域連合のごみ処理焼却施設、そこへ搬入をして処理することを考えておりまして、過日、担当者が出向いて、どういった状況なら可能かということでお話をしております。ただ、広域連合といたしましても、まだ、そういった部分、検討していない部分もありますので、これから、また町から、町長から提案をしていただければというふうに思っております。

橋場議員 携帯トイレの備蓄にはどうでしょうか。携帯トイレも、これ、今や、いっどこで災害が起こるか分かりませんので、旅行に出かけるとき、あるいはちょっとした用事で町外へ出かけるときでも常に携帯していただくと、トイレが使えなくなっても、これはいつでも使用が可能になるわけですし、携帯トイレの備蓄についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長 基本的には各御家庭で用意をしていただきたいなあというふうに、PRをしてまいりたいと思います。また、凝固剤等につきましては、また町のほうで購入する備蓄品の購入の際に検討をしてまいりたいと思います。

橋場議員 何しろ、凝固剤については、カインズホームですとか、ああいうところに行きましても準備がないんですね。置いておいたほうがいいんですかね？ということをおっしゃるので、準備してくださいねということはお話ししているんですけども、ぜひ、その辺も町側の要望として業者に言っていただくのもいいのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

すみません。次の質問です。1-4、インクルーシブ避難所の確保はできているかの質問です。1月9日10日の全国市町村国際文化研修所で行われました防災と議員の役割の研修に折山議員と行ってきました。その中で、熊本市議会議員、村上博氏から「災害弱者への対応～熊本地震における経験より～」ということで講演をいただきました。村上氏自身が車椅子議員であり、そういう障害者の経験の中から話をされました。私たち健常者は、やはり障害者ですとか、そういう方たちへの理解をなかなかできないものですから、大変参考になって、聞いてまいりました。障害者、高齢者への合理的配慮として広いホールが解放された建物が利用できたので、動線の確保ができ、ゆっくりと体を休めることができた、多目的トイレや要配慮者に素人の介護はさせないということで、専門的に介護ができる人の確保をしたいというお話でした。やはり動線の確保には広い場所が必要となります。多目的トイレや専門的に介護できる人の確保が必要であり、地域の指定避難所の中に障害者や高齢者の方も安心して避難できるような場所を作ることが重要だと考えます。今後、要配慮者台帳が整うにつれ人数が増えていくと思われませんが、福祉避難所に全員の避難が難しくなります。そうすると在宅避難をせざるを得ませんが、在宅避難者の安否確認、あるいは生活支援の対応はどうするのかお聞きします。

総務課長 すみません。5番の質問と一緒にということよろしいでしょうか。

橋場議員 はい。一緒をお願いします。

総務課長 すみません。まず、災害避難時において避難する場所につきましては、まず身近なところにあります自治会の集会所があります。指定緊急避難場所として位置づけておりまして、安全の確保のために緊急的に避難する場所としておりまして、安否確認もこの場所ですることが強みとなっております。長期の避難が必要となった場合には、地区の公民館、体育館等に指定避難所を開設いたしまして、この場所に移っていただきまして避難生活を送っていただくこととなります。この段階におきまして生活の介助ですとか介護の必要な方々を対象としました福祉避難所を開設してまいりますけれども、受け入れには制限があるという形でございます。希望された方全員がこういった福祉避難所に

入れるということもない場面がございます。一番の避難所の課題といたしましては、やはり福祉的な避難所が不足すること、また専門的な人材の確保が困難でありますので、広域的な連携、対応が必要となっております。今後、関係機関との協議、検討を進めてまいります。また、避難所もそれぞれ各地区に設定するようにしてございますけれども、そういった部分で用途を分けた避難所の指定、広いスペースが必要な場面を想定いたしまして、避難所の使い分けも、ちょっと今後検討していく必要があるかと思っております。また、災害発生直後でございますけれども、やはり行政だけでの対応、限界がありますので、こういった専門的な介護を必要とする方につきましては、災害時において支援をお願いできる方を自ら確保していただくことも必要ではないかと思っております。なお、町の施設につきましてはバリアフリー化等が進んでおりまして、トイレにつきましても介助者が一緒に入れたり車椅子でも入れるような広さが確保された多目的トイレは整備をされてきておるところでございます。また、在宅避難の方の安否確認、生活支援の対応という形でございますけれども、やはり人の目と手が必要な取組になります。まずは、やはり御家族、御親族で、また隣近所での共助が考えられるところがございます。一番身近な地域での在宅避難者を支えていく体制づくりを平常時から共に考えておいていただく必要があると思えます。そのためにも地域支え合いマップ等の整備も必要と考えておりますので、町といたしましても体制づくりに向けまして支援や協力について進めてまいりたいと考えております。また、福祉避難所への避難等を希望される方の中でも、高齢者、また障害をお持ちのお方であれば、平常時においても生活支援のサービスを御利用いただいている方もおいでになると思えますので、これらのサービスの事業者での対応、支援も考えられるというところがございます。

橋場議員 専門的な介護ができる人の確保なんですけれども、広域で連携していくことも大事なんですけれども、駒ヶ根市に看護大学があるんですが、看護大との連携とか、そういうことは考えてはおられないでしょうか。

総務課長 申し訳ございません。今のところ、ちょっと考えておりませんでした。また、貴重な御意見頂きましたので、関係部局とも相談しながら検討してまいりたいと思えます。

橋場議員 看護大の連携は、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。それから、住宅避難者なんですけれども、以前起きています災害の中では、本当に在宅避難されている方とか弱者が取り残された場合なんですけれども、そういうところへの物資の配給が本当にうまくいっていなかったことが多く問題視されております。そのところを、ぜひ弱者を取り残さないように、きめ細かに本当に物資の配給ができるような体制は、ぜひしっかりと取っておいていただきたいと思います。

次に、お願いしまして1-6、避難所運営訓練の質問に入ります。町では、災害の際に地域での実践活動ができる人材育成をするために防災士資格取得支援補助金やリーダー養成などの取組を行っています。防災士も少しずつ増えており、よい取組ですが、避難所の開設、運営についての訓練は行われておりません。避難所の開設、運営の訓練には、避難所運営ゲームHUGというゲームがあります。H・U・Gというのはローマ字で書いた避難所のH、運営のU、ゲームのGの頭文字を取ったもので、様々な問題を

抱える避難者にしたカードを学校や学校の体育館の避難所に並べていくゲームです。避難所で起こるいろいろな出来事を図上で疑似体験をすることができます。避難者の様々な事情に配慮し誘導することは、とても難しいものです。実際には、もっと多くの問題が発生すると思います。このゲームは、解説と運営を図上で疑似体験していくものです。私は、避難所の運営には、私たちが主に関わっていかなければならないこと、どんなところだということをどれだけの方が知っているのかを知りたいと思い、先ほども申し上げましたけれども、3か所で体験をしてもらいました。避難所ってどういうところだと思いますか？避難所に入れば、水、毛布、食料が配られ、じゃあ、あちらのほうから順番に座っててくださいねというふうにされるのかなと思っているのではないですか？というお答えに、そうですねー、みたいなことで、全くどういうことが起きるのか想像もされていませんでした。ゲームを体験してもらい、終了後の感想では、避難所ってこんなところなんだね、本当に私たちが動かなければ運営できないんだね、これも防災訓練に合わせてやるべきだよ、夜の訓練をしているところもあるから、夜の訓練も絶対したほうが良いという積極的な意見と、もう一方では、どんなことが起きるのか、どうすればいいのかを知りたい、分からないから、それを教えてほしいという感想がありました。今後、いつ町も大きな災害に遭うか分かりません。そのとき避難所が開設されても、今のままでは開設、運営ができるのか分かりません。訓練をしていても混乱が生じると聞きます。発災となれば、大きな混乱が予想されます。HUGを体験し、あらゆる場面を想像しながら、その対応を考えたことがあるのとならないのでは、災害発生時の対応に大きな違いが出てしまいます。自主防災組織や地域の方々に避難所の開設、運営に自分たちが主体的に関わる必要があるのだという認識を持ってもらえるような意識啓発を強力に行っていくべきだと考えます。住民からも防災訓練で併せて行ってほしいとの意見があります。町はどのように考えているでしょうか。お聞きします。

町長

橋場議員は防災士の資格を取られたということで、さすが専門的な知見からの御指摘、恐れ入ります。やはり、そういった実践に則した、何がどのように起きるのかということ想定して準備するということが非常に大事な、しかも住民の皆さんが想定の中で、ゲームなり実際の現場なりに行って頭を働かせて想定してみるということがやっぱり大事になってくるのかなと、今までのように形式的な訓練では、やはり十分ではない、何が起きるか分からないというふうに感じておるところでございます。実際の災害を想定した避難所の開設や避難所の運営の訓練を行うことは、私も今後必要であると思っております。今後の訓練方法の検討をする中で方向づけをしていきたいと考えております。1人や2人でできる訓練ではありませんので、地域の皆さんの御理解と御協力をお願いしながら、まずはモデル地区の選定をして取り組んでまいりたいと思っております。そのときには、ぜひ地域の防災士の資格を取られた、せっかく取られた方々を中心に、まず、どのような訓練の勉強をするかと、その段階から防災士の方々にも参画していただいて、この地域の飯島町の皆様方の啓蒙を高めてまいりたいと思っております。

橋場議員

啓蒙を高めていくということで、ぜひお願いしたいと思っております。町の防災訓練の前に自主防災会などの皆さん、会長さん、自治会長さんたちを集めての訓練の状況ですとか、

そういうお話をされているんですが、飯田の大蔵さんなどもお呼びしてされているんですけれども、そのときのお話が一般の方たちのところまで伝わっていないんですね。今回、避難所運営ゲームをやってみて思ったんですけれども、自治会長さんなり区会の皆さんには伝わっていても、一般の方たち、特に女性の皆さんにはこういうことが伝わっていないということがよく分かりましたので、ぜひ、そういうところでも一般に伝わるのが一番大事ですので、伝わるような訓練や勉強を考えていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

町長 　　まずは、実践に則した避難所運営ゲームですか、それを代表的な箇所ですべての方に集まって実際に体験していただくと、まずそこから始まりまして、その後、区とか4区に分かれ、あるいはまた自治会に分かれて、きめ細かにそれが、同じような訓練が広がっていくと、こういうことで進めていかなければならないのかなと今想像しております。また、自主防災会の方々や橋場さんのような資格を取られた方々とも相談しながら、どのように伝播していくかということも併せて考えていきたいと思っておりますので、よろしく協力のほどをお願いいたします。

総務課長 　　防災研修会でございますけれども、講師をお願いして、区、また自治会の役員の皆さんにお集まりいただいて研修を行っております。同じ講師さんでございますけれども、各自治会でこういった防災研修会等を開催したい場合には、町のほうとその方と契約をしてございまして、町負担でそういった講師の派遣も行っております。毎年幾つもの自主防災会、自治会でも取り組んでいただいておりますので、こういった部分、また広報しながら、ぜひ各地域ごとの防災研修会も積極的に開催をしてみたい、また、そういう働きかけをしてみたいと思っております。

橋場議員 　　お願いしたいと思っております。

それでは、1-7、半鐘の復活利用についての質問です。台風19号の災害現場にボランティアで参加した折に、これは中村議員、それから滝本議員とちょうど同じ日ということになりまして、心強く参加させてもらったわけですが、親戚や友達から何度も早く避難しろというメールあるいは電話があったけれど、いや大丈夫だよと動かなかった、けれど、半鐘を聞いて、ああ、これはもう駄目なんだと思い、電気も消さず体一つで外に飛び出したそうです。危なかった、早く避難していればよかったと被災された農家の方からお聞きしました。半鐘を聞いて育ってきた世代には、半鐘を聞くと危険だと被災者の方のように体が反応するので、半鐘の活用というのはとてもいいことだと思います。消防団の避難の呼びかけに怒る住民にも危険を感じてもらえるのではないかなと思うので、災害対策本部からの開設指示方法に半鐘も加えてもらったかどうかと思います。住民も半鐘の復活を望んでおります。ぜひ希望するわけですが、この点はいかがでしょう。

総務課長 　　台風19号では、河川の決壊によりまして氾濫いたしまして、地元の消防団員がとっさの判断で半鐘を打鐘して地域の皆さんに避難を促して逃げ遅れを防いだと聞いております。全国的に、半鐘、これ警鐘楼といいますけれども、時代とともに屋外での同報無線に取って代わってきております。町におきましても、維持管理上の問題、これ地元管理

でお願いしておる部分もございますけれども、また安全管理上の観点から、徐々に地元で取り壊しがされてきておまして、平成の初めの頃には 33 か所あったものが現在は 10 か所のみが残っている状況でございます。また、残っているものにつきましても地元で管理となっておりますので、適切な維持管理、定期的な塗装ですとか修繕、安全点検等されているのかどうかは町でも把握ができていないところでございます。緊急時には半鐘の打鐘によります周知は有効な手段だとは思いますが、警鐘楼に登って打鐘するという、こういった部分の安全性が確認できなければ使用ができないのかなあというふうにも考えております。まず、町におきまして現状の確認、また安全性の点検を行った上で、今後の管理方法等につきまして管理者となる自治会、また消防団の皆さんとも相談をしてみたいというふうに考えております。住民の皆さんへの伝達の方法ですが、防災無線のほかには有線でのページング放送がありますし、また消防団の団車両にはスピーカーが載せてありまして、肉声による情報提供、避難の呼びかけも可能という形でございます。また、状況によっては一軒一軒回っての呼びかけもできるのではないかと思います。それぞれ状況判断をしながら臨機応変の対応をそれぞれ考えていかなければならないと考えておるところでございます。

橋場議員

大雨が降ったときですとか、あるいはまた風の向きで防災無線も聞こえないということが言われているのは御承知だと思うんですけども、そういうこともありますので、ぜひ、これ、半鐘が取り壊されているということも承知はしております。安全性ということも難しいなあということも承知はしておりますけれども、現在も消防団の方が夜、鐘を鳴らしながら回ってくれておりますよね。あれを聞くだけでも住民の皆さんは非常に安心をするというふうに言われております。半鐘が、もし危険性を特に強く感じるということであれば、これは、ぜひ研究してもらったりとか、また相談していくなりして復活を考えていただけたらなあと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問、農福連携についての質問です。障害者が社会で活躍するための法律として障害者自立支援法ができ、福祉施設では障害者を社会に送り出さなければならなくなりました。今、障害者がやっていたような作業は海外へ出ていっています。また、工場ではライン化されて、彼らの働く場所もないのが現状です。商業界でもチェーン店化が進み、飲食店でお皿洗いの仕事でもマニュアルどおりに働けない人はなかなか採用されません。など、受入れ企業が少ないので福祉施設の方々は悩んでいます。多くの企業にしても障害者の法定雇用率 1.8%が達成できず、職場に彼らを受け入れる場所がないと悩んでいます。しかし、障害者を雇用していないと企業の社会的責任を問われる社会にもなってきました。そこに企業と農業と福祉の3者の連携が出てきました。農福連携とは、障害者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農業従事者の高齢化や減少で担い手不足が進む農業と障害者の働く場、居場所を求める福祉を結びつけた福祉連携の取組が各地で広がっています。例えば、静岡県浜松市で水耕ミツバや姫ネギ、小さなチンゲンサイの姫チンゲン、土耕トマト、アイガモ農法の無農薬米などを障害のある人たちと育てている京丸園株式会社という農業生産法人があります。家族6人、パート4名からはじまり障害者24名が

働く農園です。今、不況で経済が落ちていく中でも、彼らのために開発した技術や彼らのために栽培しようと決めた品目だけが伸びています。なぜかという、オリジナル性が高かったり付加価値がついていたり、今までの農業との違いを世間の人たちが新しい商品の中に見てくれるからです。京丸園では、障害者が決してハンディではないということを証明してくれました。ここでは、人を仕事に当てはめるのではなく、その人がどうやったらできるようになるかを工夫し、事務や機械化を進め、考えていっています。作業する人を中心にデザインしていくことで、新たな作業方法やビジネスを狙っている会社です。みんなが優しくて安心していられる職場では、仕事の作業効率も上がるでしょう。賃金を変えることなくパートさんの能力もアップしていきます。生産量の増加、これは、経営者としては見逃すことができません。それが障害のある彼らの力ならば、なおさらではないかと思えます。それを引き出す会社だということです。私は、9月定例会でもひきこもりの居場所について質問いたしました。障害者の中には、働きたい、働いてみたけども違う、違うけどそれを言うことができず辞めるしかなくてやめてしまう、どんな仕事をしたいのと仕事に人を合わせているからです。でも、自分に合った仕事なら、気持ちも明るくなり、前向きに仕事に取り組むことができるようになります。障害を持った人やひきこもりの人も働きたいという意欲はあります。家族も、働くことでそこが居場所となり、社会とのつながりを持つ場につながってほしいという切実な願いがあります。町は、ひきこもり対策に対し県内でも早い取組をしておりますが、新年度予算には、この反映はございませんでした。農福連携は、農業と福祉の双方の問題を解決できる有効な手段と私は考えます。担い手不足や遊休農地の増加が叫ばれる農業と障害者、企業が共に元気になれば、地域社会全体の活性化にもつながります。障害者や福祉が負担になるのではなく、プラスとしていくことが重要だと思います。農福連携に力を入れるべきです。誰一人として取り残さないSDGsを活用したまちづくりとして提案します。現在の町の取組と今後の方向性をお聞きします。

町 長

現在、農業と福祉の連携事業が全国的に注目され、いろいろな取組が紹介されるようになってまいりました。農業サイドも福祉サイドもいろいろな課題を抱えており、双方がうまく連携してお互いの課題解決の1つとなれば、素晴らしいことだと考えております。これこそSDGsの精神かなというふうに思っております。また、お互いの立場を認め合うことも重要ですので、しっかり意見交換をしながら進める必要があると思っております。現在の町の状況など、詳細につきまして担当課長より説明をさせていただきます。

産業振興課長

現在の状況について、農福連携の農の立場で、私のほうからお答えできるところをお答えしたいと思います。現在、町内には幾つかの障害福祉サービス事業所がございます。それぞれの事業所で県のヘルプセンターからの仕事の紹介を受けて畑の草取りや花の定植作業、また町内の農業法人ではトウガラシの選別作業などを行ったということはお聞きしております。町内でも農福連携の取組が全くないというわけではないと思っておりますが、町が主体的に取り組んでいる状況ではございません。ただし、農福それぞれの需要をつなげることは大変有効なことだと考えておりますので、農業者の皆さんにもこう

いった取組方法があることを紹介することは必要と考えております。また、受け入れた農家の感想としましては、農業の技術を伝えるよりもコミュニケーションを取ることが重要な場面が多いなどの感想もお聞きしております。議員から事例がありました先進的な事例も全国にはあると思いますけれども、当町の農業の現状から考えますと、農業サイドと福祉サイド、これがしっかりと情報交換するところから始める取組かなあというふうに考えております。

橋場議員

以上で終わります。

議 長
8 番

8 番 坂本紀子議員。

坂本議員

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。1つとして「学校給食は誰のものか。」、2つとして「いいじまお助隊の内容は。」について質問していきます。

1-1であります。現在の学校給食センターは、昭和57年、1982年に建てられてから37年がたち、施設の老朽化や衛生管理、また子どもたちのアレルギー対応などの必要性から、喫緊の課題でありました。今年度、約3,000万円の設計が予算化されております。現在は飯島小学校に隣接しており、七久保小学校分、そして中学校分と全部で750食の子どもたちと先生方の昼食を毎日作っております。さきの新聞報道では、予定地は3校から離れた弓道場北側駐車場という内容でした。それでは、まず初めに、町長、教育長に、それぞれ学校給食をどのように捉えているのかをお尋ねします。

教 育 長

学校給食についてお尋ねをいただきましたので、私のほうから答えさせていただきます。学校給食をどのように捉えているかということではありますが、これからを担う子どもたちの体と心を育てる地域の大切な資産でありツール、それとともに子どもたちの輪をつくっていくものと考えています。学校給食については、学校給食法にございますが、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと法律にあります認識は、そのとおりであるというふうに思っております。また、目標につきましても、健康の保持増進、食事の正しい理解、社交性及び共同の精神の涵養、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全、人々の様々な活動に支えられていること、伝統的な食文化の理解、食料生産、流通及び消費の理解などが法律にもありますが、目標であるというふうに思っております。

町 長
坂本議員

ただいま教育長の答弁のとおりでございます。

今、簡潔というか、町長のお答えを聞いたかったですけど、同じと言われてしまいました、また後でお尋ねすることがあるかと思えます。今、教育長がおっしゃられましたのは、ほとんど学校給食法の中身に近いものですが、率直に言われまして、教育長としては飯島全体の給食センターについてはどういう考えを、現在の考えはどういうものを持っておられますか。

教 育 長

簡潔にということですので、思っていることを申し上げれば、1つは子どもの食生活を豊かにすること、それから1つは給食によって1日のバランスを整えるということ、

それから、もう一つは将来の健康を支えること、ここら辺が大きな3本柱ではないかというふうに思っております。

坂本議員 お答えを聞きました。

それでは、1-2に行きます。学校給食センターを運営するには、平成9年にできた学校給食衛生管理基準に適合していなければなりません。これは、平成8年に発生したO-157を受けてできた衛生管理基準で、この中には施設の管理、調理器具や設備の管理、調理者が利用するトイレの位置、または食材の搬入の方法や場所、食材の扱い方や管理など、多岐の内容が盛り込まれております。この基準に合わせると、当町の給食センターは多くの問題を抱えている施設でした、当時からですね。また、平成24年の全議員と栄養士、農業委員、給食センター、産業振興課長、教育委員との懇談会の内容は、給食センター設備の更新や給食に地元食材を多用してほしい、また当町は野菜農家が少ない、またふぞろいの食材を使うには人手が足りないなど、この中では多くの意見が出され、この内容は現在も解決できていない状態であります。このように、給食センターの建て替えは少なくとも7年前からの懸案事項であったと思われま。建築計画をつくるに当たり、現状の給食への思いや要望など、子どもたちや保護者、生産者、調理関係者へアンケートを取ったり聞き取りをしてきたのでしょうか、また、その内容はどんな内容だったのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

教育長 学校給食に関しましては、現在、各方面の皆様のご協力によって子どもたちにおいしい給食を提供できております。今回の給食センターの建設につきましては、いわゆるソフトの部分、給食の仕組みとか内容というのを変えるという発想ではなくて、ハードの部分、調理場の施設、設備の老朽化に対応して改築をするものと認識しております。給食そのものの仕組み、在り方についてはうまく運営されているという認識の下に、これを変更するというものではないと思っております。そのため、御質問にあるような現状の給食への思いとか要望について各方面から御意見をお聞きするという調査は行っておりません。しかし、各方面から建設に関しての要望をお聴きし、方向性を決めていくために建設委員会を設置し、各方面の意見を集約したり方向性を審議していただいております。建設委員会の中では、特に調理関係者の意見をしっかりとくみ上げるようにというような御意見もあり、これについては担当者が給食センターの職員とこの件について何回も懇談を続けております。学校関係者や保護者の委員もおりますので、建設委員会の中でそれぞれのお立場から御意見を伺っております。

坂本議員 それでは、アンケートとか、そういうのは取ってはいないという認識でいいのでしょうか。

教育長 はい。主たる意見は建設委員会の中でそれぞれのお立場から出していただくというふうにしております。

坂本議員 次の1-3に行きます。建設委員会のメンバーは、どんな方になっているのでしょうか。また、先ほどのアンケートや調査はしなかったということですが、では、この中ではどんな議論がされているのでしょうか。また、給食には給食法というものがあります。それらを学んで、その認識の上で議論されているのでしょうか。教育長に答弁

を求めます。

教育長

まず、建設委員会についてのお尋ねですが、建設委員会のメンバーは、設置要綱がございまして、教育委員、それから小中学校の校長、それから学校保護者代表、学校給食センター栄養士、町栄養士、民生児童委員、それから公募委員によって構成されております。先ほど申し上げましたように、調査やアンケートについては今回取っておりませんので、その内容についての議論はありませんが、それぞれのお立場、あるいは経験を基に貴重な意見を頂いて、熱心な議論を行っていただいております。現在のところは、設置、どこに設置するのが一番適切かというようなことを今年に入ってから建設委員会では行っているところであります。学校給食法等の法令のお話でしたが、建設委員会は、要綱の中で新施設の基本構想及び建設に関することや施設の整備に関するを中心に御議論いただいておりますので、法的に申し上げますと学校給食衛生管理基準という話題は時々出ます。どういう施設が必要なのかとか、どういう施設が求められているのかということは委員さんからも御質問を頂いているところであります。学校給食の内容については学校給食センター運営委員会というのがまた別にございますのでそちら、あるいは、献立委員会というのも別にございますので、いわゆるソフト部分についてはそちらの委員会のほうで、また別の委員が御議論させていただいております。建設委員会の議論の中では、今申し上げたように設置基準等、建設に関する御意見や御質問をよく頂きます。その都度、法令を確認しながら、事務局で確認して次回にお答えしていただくということを繰り返し行っているところであります。

坂本議員

では、委員会の設置委員会は、ソフトである、給食法がですね、ソフトである、そういうことはそんなに分からなくても、建設に関することに関してのみやっているという理解、今の教育長の言い方だとそういうふう聞こえるんですけど、そういう認識でよろしいですか。

教育長

基本的には、施設、設備のを中心に議論していただいております。もちろん場所とか、この場所に造ったらこういうことも考えなければいけないというようなことや、この方面の方の意見を聞かなければいけないということを御指摘いただき、その都度それをして次回へ反映しているということですので、基本的にはハード的な部分の話題を中心に行っています。

坂本議員

今回、3校、中川、それから宮田、それから飯島という具合に給食センターを調査いたしましたして、お手元に配付の表にもなっておりますが、そういうものを作りました。それで、飯島の栄養士の先生や調理員の方ともお話ししたんですけど、この中に、建設委員会の中に栄養士の方が入っておりますが、やはり話す内容が、建設の場所とか、そういうことに限ったことであって、実際に給食っていうものの大切さっていうか、そういうものがこの中では話に出てこなくて、自分がそこに入っているのにすごく違和感を感じるというふうに言っておりましたが。給食センターのことは、過去を振り返りますと、七久保小学校は、今は給食室ありませんけれども、以前は自校給食をしておりました。それを、行革という行政改革の一環で、平成11年に効率や人件費の削減が優先された中で、住民の方々の大きな反対が何度かありましたけれども、現在の給食

センターに統合することになり、3校が1つの1か所で作られるようになったわけです。今回の建て替えにおいて食べる人と作る人の見える関係を壊してほしくないというのが先ほど言いました栄養士の先生や調理員の声でした。また、中川や宮田の栄養士の方や調理員の方は、食缶を給食室に返しに来た子どもたちが、おいしかった、全部食べたよ、この一言で元気をもらっていると答えております。学校に隣接するというのは、食育上も大きな意味があると私は感じておりますし、それが学校給食法の中には具体的には記されておりませんが、食育という中では、それを大事に取り扱っております。それを、3校から離れた位置にセンターを建てるというのは食育に逆行するような考え方だと思うのですが、教育長の答弁を求めます。

教育長

センター方式であろうとも学校に併設しているというのは、私もそういうことができれば一番いいかなというふうに思っております。現在の給食センター、約450平米の敷地があります。今回、給食センターを造るに当たっては、いわゆる給食を作る部分の面積だけでも650平米以上となって、1.5倍くらいの敷地が必要になってきます。そこで、飯島小学校なり中学校なり、近隣のところでそういったことはできないかということ、何回も足を運んだり調査をしたり図面を見たりしながら調整したんですけれども、650平米、敷地だけで650平米、周りに車が通るような余地を作って建設できるという場所がありませんでした。例えば小学校の現在の給食センターを一回壊して造ったとすると、650平米っていうと小学校の体育館の全面、入り口を全部塞いでしまうという形になってしまったり、そうすると給食を一年間止めなければいけないというようなことがございますので、それは難しいということで、そのほかの土地も検討しましたが、学校にくっついた形という建設は、ある面、物理的に無理だということで、3校からは離れるかもしれませんが、設置できる場所を検討しているということでもあります。

坂本議員

取りあえず、ちょっと場所のことは、少し次の項に送りますので、待遇に対して、1-4ですけれども、学校給食法の中には栄養士さんの配置は義務化されていますけれども、調理員の処遇は明記されていません。しかし、学校給食衛生管理基準の中で、調理員の役割や調理の方法、掃除のやり方、調理器具の管理など、細かく明記されております。また、近年の子どもたちのアレルギーやウイルス対策は、調理における技術者の知識と責任を伴うものです。お手元に配付してあります資料を見ていただくと分かりますように、中川村では正規職員が1人と任用職員5人と0.5人で470食を作ります。調理員1人当たり72食作るようになります。宮田村は、小中学校それぞれに給食室を持っています。中学校には全校生徒が集まって食べられるランチルームもあります。調べたのは宮田小学校ですが、ここは正規職員が3人と任用職員2人とアレルギー対応食のための2時間の方が2人ということで、約578食を作っています。調理員1人当たり82食を作るようになります。さて、飯島町ではどうなっているかといいますと、正規職員はいません。全て任用職員7人で750食を作っています。そして、この人数でアレルギー対応食も作っているのです。調理員1人当たりは107食を作るようになります。現在も調理員の募集をしていますが、賃金が安いこともあり、ここ数年定着せず、辞めてしまうそうです。調理員の方に、私たちは、毎日健康管理をしながら綱渡りのように仕事をし

ています、本当に大変ですと言われました。次に、また同じ資料の下の経費のところを見てください。この経費は、人件費と調理にかかる電気、ガス、水道代です。中川村は子ども1人当たり5万7,500円、宮田村は5万1,850円ですが村内の学校に通う小中学生1人に5,000円の給食費の補助がありますので、その分を足しますと5万6,850円です。飯島町は1人当たり3万1,340円になりますが、お米代と、それからソフト麺とパンの搬入費というのは町が出しておりますので、その分を足すと約3万2,000円となります。調理員の現場の悲鳴も聞かず、約2万円以上も経費を抑えています。これでいいのでしょうか。保育園から中学生まで10年以上も給食を食べる子どもたちにとって給食に対する町のこのような姿勢は、安心・安全でおいしい給食を作ることに逆行しています。この調理員の処遇改善は4年前にも同僚議員が問題を提起していますが、改善されていません。責任を持って安全・安心の給食を作るには、少なくとも1人は正規職員がいて、任用職員たちをまとめることが必要だと思います。教育長に答弁を求めます。

教育長

議員のおっしゃるとおり、給食センターには非正規の職員ばかりであります。しかし、この皆さんは大変責任と自覚を持って研修を積んでおられて、きっちりと職務を果たして、安全で安心な給食を日々提供していただいております。先ほど待遇が十分でないというお話がありましたが、そんな中で、本当に厳しい仕事を一生懸命やっただけというふうに思っております。その上で、例えば緊急時の対応については正規職員が当たらないと無理なんではないかというようなお話も頂いております。調理員が他市町村と違って全て非正規職員であるということの経緯については十分承知してはおりませんが、今までの経緯があって現在の状況があるのだろうというふうに思っております。教育委員会としては、議員のおっしゃるとおり、正規職員の配置を望むところでもあります。また、調理員の処遇改善も要望しておりますが、現状はなかなか難しいという状況にあります。しかし、正規であれ非正規であれ、安全な給食を提供するという大切な役割ですので、幾らかでも改善できるように、手順書の整備、あるいは研修等、随時行ったり、継続して安全・安心な給食の提供をこれからも努めていけるようにしたいというふうに思っております。

坂本議員

町長に答弁を求めたいのですが、今、私はそういうふうに考えていますが、教育長はそのように言っていますが、今後、調理員の処遇改善に対してはどのような考えをお持ちでしょうか。

町長

現在、学校給食の調理員さんたちが非正規の中で一生懸命御努力いただいているということに、心より敬意と感謝を申し上げるところでございます。働き方改革の中で、当然いろいろのものを見詰め直して、精査し直して、改善していくということは常に考えなければならないことだというふうに思っております。金銭面、お給料の面も、あまりにも差がないように、やっぱし配慮していかなくてはならないかなあというふうに思っております。いずれにしましても、今回の新しい学校給食センターを造ることを契機に、いろいろの角度の見直しをしていくことが必要かなというふうに考えております。

坂本議員

本当に、特に法律の中の基準、衛生管理基準という内容を私も今回この質問をするに

当たり詳しく読みましたが、非常に細かいところまで、大変な基準なんですよね。これは、〇-157 というのが発生したことによって、それに対応するためにできたものでありますが、搬入口もそれぞれ生ものは別々にとか、トイレも現場から3メートル離すとか、そういうすごく細かいことで、調理しながら自分がどういうふうに動いていくかっていうことも全部細かくそこには書かれているわけです。新しい給食センターになれば、それは基準を達成するために、今、教育長が言われたみたいな1.5倍の面積が必要だということになるわけですがけれども、そういう中で、やはり施設がそういうものになったとしても、働く人たちが気持ちよく、やる気を持って気持ちよく仕事ができるような環境というか、処遇ですね、処遇はやはり考えていかないと、給食は子どもたちにとっては、やっぱり一日の勉強の中でほっとする、1つの給食という食べる行為によってほっとする時間だと思うので、そこで食べている子どもたちと、できれば調理員の方たちの関係は大事に保っていただきたいと思います。

それでは、1-5に行きます。学校給食施設整備計画の今度提案されました素案の中身は、災害対応する施設という形の中で、すごくその部分が強調されております。給食センターに災害対応施設を併設することで施設規模が大きくなり、弓道場北となるのでしょうか。先ほども教育長のお答えでは学校に造ることは難しいというお話でしたが、3年ほど前に、この計画のもうちょっと3年ほど前なんですけれども、やはり給食センターの建設の話があったときには、そのときには給食センターだけの話の中では6億円ぐらいと聞いておりましたが、この災害対応機能をつけると約8億9,000万円ということになってきます。給食センターの機能だけならば、面積も小さく、学校隣接もできるのではないかと私は考えていたんですけども、今の教育長の答弁だと、それは無理だという、そういうようなお話でございました。全員協議会では、そのような場合の、例えば小さくするというような話は全協の中でも——小さくというか、給食センターだけという話は全協の中で出てこなく、もう併設した建物とともにの面積の金額しか出てこなかったわけです。そういう中で、もし災害対応しなかった場合、災害対応の併設の部分をカットして給食センターだけだったら幾らかとかいう、そういう試算も出していたかかないと、それがありきで8億9,000万円っていうふうに言われても、ちょっと判断がつかかねると私は思うわけです。もう一つは、災害時のことを言われていますけれども、災害時の食事を作る場合の試算としては書かれていますが、庁舎周辺、この計画の周りには石楠花苑の調理施設もあります。それから文化館の調理施設もあります。西庁舎にも調理室があります。これらが災害対応しました場合、どのくらいの食事が提供できるのかということも調べてみてありますか。この計画書の提案の中には、その部分は入っておりませんが、それを見込んだ中で、なおここにそういう部分を併設、それは、私の判断では災害の部分の対応する、食べるというか、何かその施設をつくるという分もくっついてはいますが、そういう使った、現段階の使った場合の食数がどのぐらいということも調べておりますか。教育長に答弁を求めます。

教育長

給食センターは、通常700食程度の給食を作っております。災害対応ということで最大1,000食というような表現をしていますが、そのために通常の給食で使う施

設を大きくするという意味ではなくて、フル稼働させたら1,000食までできる設備ですよという、そういう意味ですので、災害対応とするために、給食を作る部分、工場の部分、この部分がそのために大きくなっているということとはございません。ですから、普通の給食を作るために1.5倍くらいの面積が現在より必要になってきているという、こういうことでもあります。防災対応の部分という話は、もちろん給食センター本体が災害時のときに壊れないために、より耐震構造を重視するとか、停電になったときに電気がつくようにするとか、そういったことは、もちろん設備として考えているところではありますが、今申し上げている防災対応というのは、その給食センターのいわゆる工場の部分にミーティングルームだとか防災倉庫がどうしても欲しいという話で進めています。一番はミーティングルームで、調理員さんたちが翌日のミーティングをするというような部屋も基準の中にはないものですから、それを新たに作ることになるんですが、そうすると単純に作れば全く単費で作るということになりますので、それに防災倉庫をつけて防災の機能を高めて、それなりに交付金なりを頂くようにしたらどうかという、そういう認識であります。その部分を作ったか作らないかでもお金がほとんど変わらない、ミーティングルームと防災倉庫を作るために必要な補助金をもらった残りのお金と、ミーティングルームを単独で作るために必要とする金額がほぼ変わらないという状況ですので、それでは、ミーティングルームはどうしても必要だと。例えば子どもたちが年に何回かですが給食センター見学に来たときに説明を聞く場所もないというので、要するに給食センターにはないものを作るために、いろんな知恵を今絞っている、あるいは、その部分を防災対応で、例えば平時に防災食の勉強をする、そういう場所であってもいいし、それから、先ほど申し上げましたけれども、平時に学校給食を試食していただけるような、そういった環境をそこに平時には作ってもいい、それは、まだ具体的に、これから運用については考えていかなきゃいけない部分ですが、そういったことでもありますので、防災部分で広がったわけではないですし、もし面積を少なくするんなら、それを2階に乗っけてしまえば、敷地面積は本当に給食センター単独のものになるわけですが、それでも面積が学校周辺には確保できないという、そういうことで、当初弓道場の北側というお話で動いていたんですが、いろんな近隣の地下にある河川のことやなんかを考えて、現在は、同じ町有地ですが、弓道場のすぐ西側の子育て支援センターの真向かいあたりが今のところ第一候補になってきているという状況であります。まだ、このことについては、基本設計が間もなく上がってきますので、その基本設計等を見比べながらはつきり決めていかなければいけないかなあというふうに思っております。

坂本議員 今、随分具体的なお話を聞きましたけれども、ということは、どうしてもやはり学校と隣接はできないという認識になってしまいますが、そういうことでしょうか。

教育長 小学校、中学校の周り、あるいは一部施設を取り壊しても可能かどうかまで検討しましたが、これだけの面積のものを学校に隣接して造ることは難しいというか、できないという結論に至って、現在、候補地選定をしているところであります。

坂本議員 そうなると、3校には車で配送ということになるわけでしょうか。

教育長 3校とも配送、現在は2校配送しておりますが、3校配送の予定です。

坂本議員 本当は、この質問の中では小さくして何とかして給食センターだけ学校につけることはできないかという、そういう私の争点の中では話をしてきたんですけども、ここで教育長がそのように言われているので、ここから先は、またちょっともっと突っ込んだ話になると思いますので、今日の質問はここまでにとどめておきますが、お金の問題もさることながら、やはりこの中で、今質問してきた中でやってもらいたいということは、処遇改善に関しては、新しい給食センターになって仕事に慣れるまで時間かかると思いますので、それもあります、それは今後の課題としてぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に行きます。お助隊の話が今年度の予算に載っておりますが、このお助隊というものの内容をお尋ねします。この事業はどこが主軸となってやるのでしょうか。健康福祉課が社会福祉協議会へ予算をつけてお願いするとしたら、政策や計画は全て社協がやるというような理解でいいのでしょうか。その点をお尋ねします。

町 長 飯島町は、ここしばらく高齢者の割合が増えていく見込みであります。子育て中の方々は、核家族化等で昔と違った困り事があると聞いておるところでございます。安心して暮らし続けることができる、お互いに頼り合えるまちづくりを進めるよう、お助隊を公約の中に盛り込んできたわけでございます。お助隊は、助ける側として技術や経験、趣味等をお持ちのシニアの皆様のお力を大いに期待しております、この方々に前向きなお助隊への参加をお願いするところでもあります。また、助けてほしいことをお持ちの皆さんにも、ぜひ声を上げていただきたいと、このように思っているところでございます。助け合いより頼り合いの文化を醸成して、元気な100年時代を目指していきたいと思っております。なお、進める主軸につきましては、町の社会福祉協議会の実践部隊であります飯島町社会福祉協議会の地域福祉部門を考えており、次年度に向けて今準備をしているところでございます。今、私の構想の段階から離れて、健康福祉課、あるいは社協の担当者の方々とどのようなことができるかという具体的な構想に今入っておるところでございます。

坂本議員 ということは、請け負うところは社会福祉協議会ということで、社会福祉協議会、窓口は、でも健康福祉課ですけども、窓口であって、政策主体は社会福祉協議会のほうでやっていくということの理解でいいんでしょうか。

町 長 それぞれが連携してやっていかなければならないというふうに思っております。

坂本議員 そしたらば、2-2に行きます。お助隊の具体的なイメージが私としてはちょっとよく分からないので、例を挙げてほしいんですけども、私の中で思っているのは、現在、親町で居場所というような、個人の方が自宅を開放しまして、のどか基金が少し入っていますけれども、近所のグループの方が来て食事をしたり楽しんだりする本当に居場所という、このようなイメージの場所を提供している方がおられます。1週間に何回か、そういうのを企画して、みんなで楽しんでおりますが、そういうことなのか、それとも、町のほうの事業内容の7764の中に認知症予防とか介護予防ということで、自治会の集会所を使い、昨年度は脳トレとか体操なんかを主体にしてやったんですけども、提案なんですけれども、社協がやるとしても、自治会の集会所というのは地域空間福祉施設と

いう事業の国からの補助金を取って造った事業でありますので、自治会に管理は任せてありますけれども、もし場所ということになれば、ここをもう少し能動的というか、もっと自由に使えるような形を取っていけば場所は確保できると思いますが、ただ、そこでただ単にやるというのではなく、人が要るわけで、人を社協が担うというか、派遣するか、もしくは社協の中で、住民の中で手を挙げていただいた人にやってもらうような企画を立てるとか、そういう考え方もあるわけですが、何か具体的な例はあるのでしょうか。

町長

令和2年度飯島町施策の方向性の健康増進事業の新規事業として飯島版総合事業の推進、地域福祉の総合事業の推進でございます、の中でお助隊プラットフォームの構築を掲げております。このプラットフォームというのは、頼りたい側、助けたい、それをつなぎたい、この3者が1つのプラットフォームで情報交換し、つなぎ合うと、こういうことが一応構想になっております。そういったことで、いろいろなことが助けたり助けられたり、頼ったり頼られたりということになるとは思いますけれども、具体的なイメージにつきましては、担当課長のほうから今の現状の中で考えられることを紹介させていただきたいと思っております。

健康福祉課長

ここ30年ぐらいの間に独り暮らしや高齢者世帯が増えて、独り暮らしの方は、もう町では500人以上になっています。子育て世代は核家族が多くなってきました。このような状況の中、毎日の暮らしに欠かせない買物やごみ出し、家の掃除、料理、通院や雪かき、電球の取替え、庭の草取りといったことが自分や家族でできない、困った、不便だという声を多く聞くようになりました。町の中には、現在も様々なボランティアさんとか生活支援の制度や仕組みがありますが、それぞれで取り組んでいるように認識しております。町の皆様のちょっとした暮らしの中の困り事を少しでも解消するために、頼りたいことをつかみ、また助ける人材を見だし、また頼みたい人と助けたい人や団体をつなげたり、また自治会や区、隣組、御近所等、小さな集まりによる助け合いをいま一度見直したり、有償ボランティアさん、シルバー人材センター、シニア人材バンク等、今あるものを紹介したり、また、あったらいいなという新しい仕組みや制度をつくったりといったお互いさまの頼りになる地域づくりを進めるための具体的な活動やつなげるためのプラットフォームの仕組みをイメージしております。本当にこれからつくっていくものでございますので、皆様の御提案を頂きながら進めていきたいというふうに考えております。

坂本議員

今言われましたプラットフォームということは、これからの事業でやっていくということなんですけれども、これは、核になる人がいて、今言ったつなげたり紹介したりとか、そういうことをやるような形になっていくという認識でいいのでしょうか。

健康福祉課長

そういうような形になっていくというふうに思っています。介護保険の中に生活基盤体制整備という事業がございまして、そちらのところ、今年度もやっているんですけれども、来年度はほとんどのところを社協に委託を加えまして、主になってやっていただく。ただし、町も一緒にやっていく、地域の方々にも御協力いただきながらつくっていくというイメージでございます。

坂本議員 私が先ほど言いました集会所の活用ということなんですけれども、いちいの会なんかは、よく集会所を使ってやっておりますけれど、集会所、避難先でもあり、総会をやったりする場所でもあり、集会所は47か所かあると思いますけれど、町内には、それは非常に、うまく使えば有効的であるとすごく思うわけですね。自宅を開放してくださる方がいけば、それはそれで1つの方向として、そこを1つの居場所みたいな感じにやっ
ていかれると思いますけれども、それプラス集会所の活用ということも、今後、総合事業の中にうまくそれを入れていって、プラットフォーム的でもあるけれども、そこから何か活動主体が生まれるというようなことを考えていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長 今も、いちいの会やいきいきサロンとか、様々な集まりを自治会の集会所や区の公民館等で行っております。これは、とても飯島町の宝でありますので、これを進めるときにはとても大事なものになってまいります。今後も自治会集会所、様々なところで御協力をお願いしていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 以上で終わります。

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を3時25分といたします。休憩。

休憩再開 午後3時08分
午後3時25分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。
11番 竹沢秀幸議員。

11番
竹沢議員 それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。今回は5項目について質問いたします。今回は、町当局に質問趣旨を理解願うため、議長の許可を頂きまして大量の資料を配付いたしましたので、資料も御覧いただきながら御答弁をいただきたいと思
います。

質問事項1「住民主導の病児・病後児保育立ち上げに、町の後方支援を求める。」についてであります。まず、制度の概要について説明申し上げます。まず、病児・病後児保育につきましては、法律的根拠は児童福祉法第6条の3に規定する病児保育事業でありまして、子ども・子育て支援法第59条で行うものであります。我が国では、平成27年4月1日、病児保育事業実施要項を定めまして、平成28年4月1日、子ども・子育て支援交付金交付要綱が定められまして、全国各地で病児保育がスタートしたところでございます。同交付金でありますけれども、施設建設に関わる費用につきましては国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1の補助があります。運営費用につきましては、基本部分が現在は500万7,000円、加算部分ですけれども、利用する児童数によって国の基準が定められておりまして、例えば、これから飯島町で町内のある事業者がこの事業を計画して、例えば年間300人ぐらいの児童が利用したということになりますと、国

の基準でいきますと 443 万 4,000 円の運営費補助がされるわけでありまして、これを両方足しますと 944 万 1,000 円を国、県、町がそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担するということになるわけです。それで、この費用を原資といたしまして、町内でいずれ行うであろう病児保育事業者と町が委託契約いたしまして、利用される児童 1 日 1 人当たりの委託料を決めまして事業者を支払うと、これが事業者のほうの収入源になると、こういうことでもあります。また詳細は後のほうでも申し上げます。病児保育事業は、委託料収入によりまして、その事業者が保育士ですとか看護師などを配置、雇用いたしまして、人件費を払ったり、あるいは施設の光熱水費だとか、そういうものを払ったりする、そして児童を受け入れる保育の制度であります。次に、これまでの飯島町におけるこの取組に対する経過について振り返ってみますけれども、町内の医療機関の院長さんを中心にいたしまして病児保育の開始をやりたいという熱い思いがございまして、6 年ほど前ですけれども、当時、議会社会文教委員会を中心にいたしまして、町の教育委員会、保健福祉課とともに、当時、一番先に事業を行いました箕輪町の教育委員会、医療生協の院内にございます病児保育室いちごなどを視察し研究したわけでありまして、当時、町内に適当な場所がないということと、並行して駒ヶ根市のある小児科の医院さんがすずらん病児保育室を始めたということで、今日まで至っておるわけでありまして。その後ですけれども、昨年 12 月に町内の金融機関より広小路の空き店舗を病児保育に使ったらどうかという紹介がございました。現場も私どもも見たわけですが、多額の費用が改築にかかるということで断念をしたところであります。並行いたしまして、別の場所の用地の選定を検討しておるのに合わせまして、伊那の中央病院に病児保育室「あるぷす」というのがございまして、この施設につきまして町内の某設計者の方と事業計画者や我々で視察に行ったりしております。また、加えて、町内の保育士、また保育士の OB の皆さんと設計してのそういう建物のレイアウトをどういうふうにしたらいいとか、そういうことも検討してまいりまして、おおむね設計案が今まとまりつつありまして、私も平面図は見たことがあります。さて、そこで、病児保育を飯島町で立ち上げたいという熱い思いのある事業計画者があるわけでありまして、なぜやるかということですが、すなわち、日々働きながら子育てに追われ、子どもさんが病気になったとき、どうしようと途方に暮れる母親の姿を想像するときに、今、病児保育を始めなくては行けないと、こういう固い思いを持っておる事業計画者がおるわけでありまして。下平町長も子育て支援策を政策の柱に据えておるところでございます。この事業計画者は、働くお母さんと子どものため、みんなが心を 1 つに集めて病児保育室を飯島町に作ろうという固い決意であります。細かい質問項目は、また後ほど行いますけれども、町長は、こうした動きについてどう捉えておるのか、受け止めておるのか、お尋ねしたいと思います。じゃあ先に教育長。はい。

教育長

子育てしながら働く家庭では、子どもが病気の際、仕事を休み、子どもに付き添って看病しなければならない状況になることもございます。しかしながら、どうしても仕事が休めないような家庭もあります。そのようなときに利用できたらよいのが病児・病後児保育です。しかし、病児・病後児保育については、現在、当町にはありません。議員

の御指摘のとおり、駒ヶ根市にありますすずらん病児保育室を利用させていただいております。保護者からも町内に病児・病後児保育があればよいといった声があることも承知しております。先ほどお話がありましたが、6年ほど前に検討されたという経過も存じ上げておりますが、適切な場所が見つからないという理由で実現には至らなかったということも聞いております。今回、住民主導の病児・病後児保育を立ち上げたいという話は、町としても伺っています。過去の経過を踏まえた上でも、このことは町としてはとてもありがたい話であり、町も一丸となって支援をしていきたいというふうに考えております。

町長 病児・病後児保育の民間からの動きが出てきているということについて、誠にありがたく、敬意と感謝を申し上げるところでございます。今までは、飯島町は駒ヶ根市にその部分をお願いしていたわけなんですけども、やはり我々の住むこの飯島町のこの土地に、そういった受入れ態勢が整うということは、町の大きな魅力になるかというふうに思っております。子育て支援の魅力でもありますし、町全体の安全・安心の魅力が増すのかなあというふうに思うところでございます。これが実現化するまでに、いろいろ、今構想の段階でありますし、いろいろのまだ検討しなければならないことがあろうかと存じますけれども、飯島町が町としてどのような応援ができるかということ、また一緒に検討していければと思っております。

竹沢議員 町長、教育長から、それぞれの見解をいただきました。

そして、次、質問要旨1-2です。これは担当課長さんでいいかな。施設建設の支援をということでもありますけれども、まず、施設建設の対象となる補助制度ですけれども、先ほども触れましたが、1つは子ども・子育て支援交付金要綱に基づくところの同交付金でありまして、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1でよいでしょうかという確認と、事業計画者がいつこの事業をスタートするかっていうことは後で触れますけど、この補助事業をもし使う場合は、多分、私の推測だと令和2年の8月までに手を挙げて申請して、交付対象になって実際に補助金が来るのは令和3年と、3年にならないと事業開始できないのかなっていうのが1つ。それから、地方創生拠点整備交付金ですが、これは千人塚センター、以前に受けておりますけど、この交付金の場合は、他の補助金制度がある場合、すなわち今回でいうと子ども・子育て支援交付金交付要綱の制度がある場合は対象にならないという理解でよろしいか。3つ目、この2つのメニューの補助金を使わなくて、例えばですけど自己資金と借入金、例えば3,000万円借りたということにした場合に、ふるさと財団が行っておりますふるさと融資、これが対象になるはずですが、借入金額の35%についてふるさと財団より無利子の融資ということになりました。償還が5年~15年の期間に償還するということで、町内にもある工業団地に来た企業がこの融資を受けたりしております。ただ、この場合は事業主体が医療法人もしくはNPO法人であるということが要件になっているというふうに理解をしております。以上、3つのことを申し上げましたが、財政的な問題、補助金2つとふるさと融資について、担当課長さんのほうで見解、私が言うのが正しいかどうか、答弁をいただきます。

教育長 それでは、今御質問がありました最初の2点についてお答えしたいと思います、議

員の御指摘のとおりであります。金銭的支援として考えられますのは、1つは子ども・子育て支援整備交付金が考えられます。この交付金は、病児保育未設置の自治体における創設のための整備などに係る国と県からの交付金であります。整備を行うのが市町村か、あるいは社会福祉法人かで、補助率は若干異なっております。このスケジュール感なんですけど、今お話がありましたとおり、夏頃までに申請して、県が予算取りをして、翌年実施するという、そういうことでありまして、県にも問い合わせをしたところではありますが、今からだ令和2年度中の整備に関する交付金は難しいというのが県の見解であります。また、地方創生拠点整備交付金につきましては、今お話がありましたとおり、他の国庫補助金がある場合にはそちらを優先して使わなければならないという決まりがあるということですので、子ども・子育て支援整備交付金を活用しなければならないだろうというふうに思っております。3つ目については、また担当のほうから願います。

企画政策課長

ふるさと融資、民間事業者への支援、設備投資等の支援になりますけれど、一旦ちょっと私のほうで分かる範囲でお答えしてまいりたいと思います。大まかな対応につきましては、議員のお話のあったとおり、借り入れの35%、それにつきましてふるさと融資無利子ということで融資が受けられる制度でございます。この団体の扱いによっても違ってまいります、法人なのか、NPOなのか。それとまた、たしか設備総額とか、あと雇用の関係もあったかもしれません。ですので、ぜひ、具体的な計画になったところ、あるいはその前段階でも、また御相談いただければ、検討してまいりたいと思います。

竹沢議員

それでは、要旨1-3、運営の助成を求めるがについてであります。お手元に配付いたしました質問要旨1-1の資料を御覧いただければと思いますが、これは、飯島町で病児保育室を始めた場合に飯島町民の皆さんにPRするための御案内のチラシの原案であります。だんだん見ていただきますが、どんなときに利用できるかというところですが、お子さんが病気で集団保育等に不安があっても保護者が仕事の都合等で看護できない場合に利用できます。利用できるお子さんは、町内に住所を有するお子さんで、家庭において保育できない1歳から小学校6年生までのお子さんであります。利用方法につきましては、後ほどの要綱にもありますけど、事前に登録が必要になります、教育委員会へ。それから、予約ですけれども、具合の悪い場合は医師に受診していただいて別途定める医師連絡票に記入していただいて、利用前日の10時から18時までに予約をしていただきますが、日曜・休日明けであるとか急に具合が悪くなっちゃったような場合は利用当日の朝7時から7時半までの受け付けというのが他の保育室がやっておる状況であります。利用する曜日は月曜から金曜日までの8時~16時。それから、利用料ですけれども、町内の保育園に行っておる園児は保育料を払っていますので無料になります。以外の方については1日3,000円頂くとということで、あとは、食事やおやつをやるかどうかは検討中ですけども、こうした収入については町のほうに収入として入ってくるという仕組みになっております。これが、ざっくり御案内のチラシの概要を含めた説明になります。それで、病児保育室の運営費用ですけれども、今申し上げましたように保育園児は無料ですけれども、これを運営するための事業計画者のほうの人件費、光熱水費、

通信運搬費など、病児保育室の収入がないと運営できないわけですし、そこで、さっき運営について関わって説明いたしました。国の定める交付基準によりますと、飯島町の場合、1施設で定額500万7,000円の収入がございます。それで、飯島町で開所した場合に年間300人とすると運営費が443万4,000円で、計944万1,000円が収入として入ってくると、こういうことでありまして、これを原資に病児保育をやろうとする事業計画者が町と委託契約を結びまして、利用する児童1日1人当たりの委託料を幾らにするかを決めるのがポイントであります。駒ヶ根市の例を参考に申し上げますと、駒ヶ根市では、平成30年度の実績ですけれども、年間で1,050人が利用しております。したがって、運営費の基本分は飯島と同じように500万7,000円、加算分ですけれども、国の基準で1,050人ですから1,000人～1,200人っていうゾーンに該当いたしまして、基準額で1,225万8,000円の収入がございます。両方を足しますと1,726万5,000円の収入があります。これによって、駒ヶ根市と病児保育を行っておる「あるぷす」との委託契約で、駒ヶ根市の場合、病児1日1人当たり2万円を市が払っておるところであります。そうすると、ざっくりどうなるかという、1,050人掛ける2万円ですので2,100万円収入として入ってくると、こういう仕組みになっております。したがって、飯島町においてこの事業を実施していく場合に、町と事業計画者と委託契約を結ぶときに児童1人1日当たりの単価を幾らにするかというところが1つのポイントになるわけでありまして、現在、事業計画者のほうでも実際にこの事業をスタートした場合の財政シミュレーションを今検討しておるところでございます。したがって、この事業がスタートすることになりますと、現実には教育委員会のこども室で国への補助金申請ですとか、あるいは病児保育事業者との委託契約、あるいは保育園児以外の料金徴収などの事務が発生してくるわけでありまして、したがって、町教育委員会として運営費助成の後方支援をしていただけるかどうかについてお尋ねいたします。

教育長

病児・病後児保育を運営するには、町による直接運営する場合と、今お話にあったように委託を受けた者による運営が考えられます。近隣市町村の様子を見ますと、自治体から委託を受けた医療法人が運営しているというケースが多くございます。現在検討されている方式がどういう運営内容かということは、まだまだ未定なところはありますけれども、町から委託された場合、委託料として町から補助をするということは可能であると考えております。なお、議員がおっしゃる病児・病後児保育の運営に係る国、県からの助成、補助については、子ども・子育て支援交付金で賄われますが、国3分の1、県3分の1、町3分の1負担の交付金で、これは病児保育の実施に必要な経費が対象経費となっております。町負担はゼロではありませんけれども、これらを基に運営に充てることができればというふうに思っております。現在でも病児・病後児保育を希望される方は、多くの方が駒ヶ根に委託するような形で払っておりますので、それが飯島の町にやってくるということですので、仕組みとしては、国からの交付金を受けて、それが駒ヶ根に払われるか、飯島のそういう施設に払われるかということでもありますので、町の負担は、当然今と同じかどうかということにはちょっとよく分かりませんが、いずれにせよ、そういった形で行われていますので、飯島版のそれがしっかりできればいい

いんではないかというふうに思っております。

竹沢議員

じゃあ続いて質問要旨1-4、運営要綱が必要となるがということでございます。飯島町でこの事業を開始する場合に、市町村で定める運営要綱なるものが必要になっております。したがって、お手元に資料を配付してございますが、質問要旨1-4の資料の1から9でしたか、これは、ちょっと要綱長いもんですから要約ですけども、ざっくり申し上げますと、資料5を見ていただくと、これが、いわゆるあらかじめ利用する方が市町村へ申請する申請登録様式になります。それから、資料の7、8、9が実際にお子さんが具合悪くなっちゃった場合に施設を利用しますので、そのための利用申請とドクターの連絡票と、こういうものの様式になります。これにつきましては、いずれ飯島で始めるとこういうものが必要になりますので、私が先進自治体の要綱を参考にいたしまして飯島町バージョンで作り変えたものでありまして、実施の暁の参考事例にさせていただきたいと思ひまして資料提供したものであります。さて、この項目のまとめになりますけど、飯島町第5次総合計画の基本方針、人を育むまちづくり、5つの政策目標の中のみinnで子育て世代を応援する意識啓発や職場環境づくりでも述べているところでもあります。飯島町におけますところの病児保育事業の立ち上げは、事業計画者が働くお母さんと子どものために、最悪、経済的な助成がなくても、全額自費でも費用を準備して、可能であれば2020年の11月頃開始をしたいと、こういう思いがございまして。ちょっと話は違いますが、教育委員会が以前に実施した就学前アンケート、281世帯のアンケートの中を見ますと、この一年間で子どもが病気やけがで通常の保育を利用できなかったことがあるのが55.9%ございました。その対処方法として母親が休んだが48.1%、父親が13.2%休んだとの結果がございまして。また、このアンケートでは病児保育を駒ヶ根市のほうで利用された方の%も出ておりました。町内をちょっと違う視点で見回しますと、他の同僚議員の質問もありましたが、田切地区の発酵食品の会社、それから七久保の自動車部品の製造会社あたりは多数の女性従業員がおるわけでありまして、事業計画者のほうで事前協議いたしましたところ、病児保育を含めた子育て支援策をぜひやってほしいということで、この2つの事業所も関心が高いわけでありまして。また、現在駒ヶ根市の病児保育室「あるぷす」の経営者とも飯島町でこういう事業を始めたいけどどうかということで事前協議をしてあるところでもあります。「あるぷす」のお客さんが減っちゃうからですね。加えて、松川の町長さん、中川の村長さんとも私がたまたま協議する機会がございまして、飯島町もこうした事業を始めたいが、そのときは協力していただけるかどうかということをお願いしたところ、応援していただけると、こんなようなお答えをいただいております。したがって、るる病児保育室を飯島に作るについての説明をいたしまして、双方理解は深まってきたかと思ひますけれども、この事業開始に当たりまして、もちろん飯島町の財政負担も伴うわけでありまして、新たな子育ての支援策として、後方支援も含めまして、改めて町長の見解を求めたいと思ひます。

町長

やる気になって進んでいるなあというふうに思うところでございまして。まず、そこに関わるお医者さんをやはり確保しなければならぬんじゃないかなというふうに思っ

いるわけで、当然その部分はクリアした中で進めておるのかなあというふうに思っております。この施設等ができれば、もちろん町の住民、特に子育て中のお母さんはうれしいことだろうというふうに思いますし、企業も、そういった部分で町に働くお母さんたちの支援の体制が取れば非常に喜ばれる部分であるのかなというふうに思っております。ですから、これを主体的にやっという方々、あるいはまたこれのメリットを受ける企業の皆様方、そして飯島町がどのような役割の中でできるかということをやっばし研究していく必要はあるのかなというふうに思っております。積極的に研究はさせていただきたいと思っております。

竹沢議員

それでは、質問事項の2に入っております。「定期予防接種からもれた6歳未満に、B型肝炎ワクチン接種補助を。」についてであります。現在、我が国では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、かつて経験のない対策が全国で行われておるわけでありまして、この影響は我が飯島町においても多大でありまして、早速の終息を願うものでございます。

質問要旨2-1であります。6歳未満でB型肝炎に感染いたしますと、慢性化いたしますと肝硬変や肝がんに進展するため、対象者が少ないとは想定されますけれども、ワクチン接種の補助を求めるものであります。予防接種は法律によりまして、定期の予防接種は、B型肝炎ワクチンにつきましては生後2カ月で予防接種通知が来まして、回数では3回受けるわけでありまして、満1歳の誕生日の前日まで受けることになっております。ただ、この定期接種から漏れた場合について、6歳未満でB型肝炎ワクチンの接種補助を行っているのが、長野県77市町村でございますが、松本市が実施しております。金額は1回2,500円で、3回ですので7,500円ということでございます。飯島町第5次総合計画の基本方針、誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり、5つの政策目標、みんな子育て世代を応援する意識啓発や職場環境づくりに該当する事務事業であります。この取組は、関係する医師団によれば、お子さんに対する一生の贈物であるということと称賛しておるところであります。飯島町におきまして対象のお子さんは少ないと思いますので、検討していただいて6月以降の議会で予算化することを求めますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

B型肝炎はウイルス感染症であり、その感染者の多さと適切な治療を行わないまま年を重ねると慢性化し肝硬変や肝がんに進展するおそれのあるものでありまして、平成23年、将来の国民病と言われたときに肝炎対策の推進に関する基本的な指針が国から出されました。その中で、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、予防手段の1つとして予防接種を推奨していくことと明記されています。これを受けて、B型肝炎ワクチン予防接種の実施については、有識者からなる厚生科学審議会等で2年ほどの協議を重ね、平成28年10月から予防接種法の改正により定期の予防接種となりました。このとき、平成28年4月1日以降に生まれたお子さんから定期接種の対象となっているところです。今回の御質問により先駆者である松本市にお聞きしましたところ、松本市は平成23年から任意の予防接種として肝炎対策を実施したとのこととございます。B型肝炎ワクチン予防接種につきましては、予防接種法で実施している定期の

予防接種の対象者である1歳未満児とし、対象年齢を拡大することなく法律どおりの対象者に実施していくこととさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。また、B型肝炎ウイルス感染症対策に関しましては、母子感染予防として妊婦健診時の検査、ここでキャリアであった場合には健康保険で対策が取られます。また、町では成人の方の肝炎検査を行っておりますので、対象年齢の方の積極的な検査受診をお願いするところです。併せて、肝炎予防の啓発活動について今後も進めてまいりたいと思っております。

竹沢議員

了解いたしました。

じゃあ続きまして質問事項3「国土強靱化地域計画策定の目途は。また、土砂災害区域等の表示の工夫を。」についてであります。

質問要旨3-1、国土強靱化基本法に基づく地域計画の策定のめどはについてであります。飯島町第5次総合計画の基本方針、新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり、5つの政策目標、森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のあるまちに該当する事業であります。もともと質問要旨資料3-1を御覧いただければと思いますが、これは国で定める国土強靱化基本法の抜粋でございます。この第13条の中で、市町村は国土強靱化地域計画を定めることができる、できる規定ですけれども、と規定しております。当然にして、こうした地域計画策定がないと国庫補助が受けられないこととなります。令和2年度飯島町の予算案の中でも、これに関係するのかなあとと思われる事業、例えば緊急自然災害防止対策工事などは国土強靱化の補助メニューと判断するものであります。飯島町でも早急に国土強靱化地域計画を策定する必要があります。県内でも幾つかの市と町村で策定済み、または今後策定計画があります。国土交通省の調査によりますと、県下77市町村の中で策定済みが松本市、伊那市、駒ヶ根市、東御市で、策定中が飯田市で、お手元の資料の新聞記事は南箕輪が2021年3月に策定のめどであるということであり、県下では17の市町村が策定予定と、飯島町を含めましてなっております。飯島町は、これをいつ計画をつくるのかということですが、一情報によりますと、来る3月23日の議会全員協議会において議会側に提案があるやに伺っておりますけれども、この件についての取組はいかがか、お答えください。

町長

国土強靱化法の10条に基づき、町では飯島町国土強靱化地域計画の策定を進めてまいりました。内容は、町の地域防災計画を補完する計画としておりまして、インフラ整備を中心にハードの面で当面する整備箇所を記載しております。また、この計画は必要に応じて随時更新をかけていくようにしてございます。進捗状況ですけれども、県や天竜川上流河川事務所などのアドバイスを頂く中で計画の案を策定し、先月25日の飯島町の庁議で決定してまいりました。議員おっしゃったとおり、本議会最終日の全員協議会で御報告をさせていただきたいと計画をしております。

竹沢議員

そのように受け止めました。

じゃあ、質問要旨3-2であります。土砂災害警戒区域等の表示の工夫をについてあります。お手元の資料の質問要旨3-2の資料ですけど、カラーのやつを見てください。右上の電柱にある標識を御覧ください。これは愛媛県のある市の例であります。実

は、先日東京で研修がございまして、国土交通省の今井砂防部長さん、町長も議長も知っている方だと思いますけれども、この講演がございました。要は、当町で、また後で触れますけど、土砂災害警戒区域がありまして、日常生活の中で認知度を高めていくための目視できる媒体が必要であるということで、国からこうしたことを推進したほうがいいよという御提案もいただいたところでもあります。お手元の資料の3-2のカラーの3-2の資料A、飯島町の地図になりますけど、これは、ちょっと細かくて恐縮ですけど、幾つかあるんですけど、黄色く囲ってあるところが土砂災害警戒区域で、その中のピンクになっているところが特別区域と、こういうふうになってございます。箇所数につきましては次の資料BとCに掲載してございまして、この全体をまとめますと、当町におきまして土砂災害の警戒区域が52か所あります。この該当戸数が64戸、それから、うち特別警戒区域が46か所、人家戸数は17戸ということでございます。先般、全員協議会でも報告がありましたけれども、高遠原自治会をモデルにした災害等から命を守るための自主避難計画が策定されまして、また、新年度予算の中ではハザードマップ更新の予算づけもあるわけで、このことについては評価するところでもあります。土砂災害警戒区域について国が提唱するところの目視できる電柱標識表示、これもお金がかかるんですが、多分これも、国交省の今井部長さんもおっしゃっていましたが、先ほど前段で申し上げました国土強靱化の關係の補助メニューの中で多分対象になってくる、そういう事業かなあとと思うので、町内の危ない所、日常に見ても目視できる、また災害発生したときに、こういうところはすぐ現地へ行けるわけですよ、そういうことを含めて御検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設水道課長

土砂災害警戒区域等の表示の工夫をということでございます。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域につきまして周知、警戒避難体制の整備対策を推進するために平成12年に土砂災害防止法が制定されまして、これを受けまして、長野県で地域の基礎調査を実施しまして、このおそれのある区域、当町ですと土石流と急傾斜地が該当いたしますけども、土砂災害警戒区域等の指定を行っているところでございます。当町では、現在、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと呼んでおりますけども、議員からの提示もございましたのは急傾斜地かなと思いますけども、土石流と合わせますと84か所ございます。また、これの特別警戒区域、通称レッドゾーンと呼んでおります。こちらが67か所指定されておるところでございまして、平成21年に飯島町の総合ハザードマップを作成し、各戸に配布、そして町のホームページでも掲載をして周知を図ってきているところでございます。また、令和2年度におきましては、ハザードマップの更新が予定されておるところでございまして、議員からの御質問でございまして土砂災害警戒区域等の表示の工夫ということで御紹介いただきましたのは愛媛県の大洲市というところでございます。この例は、現地の電柱ですとか、また集会所もそうなんですけども、土砂災害警戒区域の表示板を設置する取組事例として国交省で紹介をされておるものでございます。近年、全国的に深刻な土砂災害が発生する中におきまして、当町でも災害発生時に迅速かつ的確に避難を行うことができ、災害による被害を軽減するため、警戒すべき地域、区域を地域の皆さんにより一層認識していただ

るよう、効果的な取組事例を参考にしながら表示の工夫を研究して、住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

竹沢議員

じゃあ十分研究を求めまして、質問事項4に入ります。これは細かいことでありますけど、「職員のマイナンバーカード取得状況を問う。」ということでもあります。これは、飯島町第5次総合計画の基本方針でいきますと「みんな」で進める健全で開かれた行政運営によるまちづくり、5つの政策目標では職員が想像力と実行力にあふれ行政サービスが的確に機能する町の組織づくりに該当する事務事業だというふうに受け止めております。新聞報道かなんかで、記憶によると、町長が全職員を集めて何か訓示だか何かしたときに、職員はもっと好奇心を持ってというようなことを言ったやに、何か新聞の記事を読んだことがございます。そのことと関連するかはちょっと置いておいて、お手元の質問要旨4-1の資料は、これは宮田村の例を参考に、新聞記事ですけども、紹介させていただいております。この記事をよく読んでみますと、国は2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるように運用開始を進めようとしておるわけであります。そこで、飯島町役場の職員もそうですけど、市町村共済組合の組合員と被扶養者にマイナンバーを取るように取得を呼びかけているところでもあります。来年の3月だと申請が混雑するというところで、宮田村は職員が多分気がついたと思うんですけど、いち早く取り組みまして、マイナンバーの取得率は長野県で1位、全国では、今日時点で、現在、市区町村数は全国で1,724ありますけど、1,724の中で5位と、こういうことでもあります。さて、飯島町はどうかということについてお尋ねします。

総務課長

職員のマイナンバーカード取得の状況についての質問でございます。宮田村では、昨年12月末時点での正規職員のマイナンバーカードの取得率が89%ということでございます。飯島町では、昨年10月末では20%ということを確認をしております。また、12月末の申請状況につきましては31.2%の申請率となっております、順次上がってきておるところでございます。マイナンバーカードにつきましては、令和3年の3月から本格的に健康保険証として利用することになりまして、当課総務課といたしましても職員への取得の通知を細かく行っているところがございます。3月末にも取得状況、申請状況の確認をすることとしておりますので、さらに推進をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

竹沢議員

行政の仕事もそうですけど、過去の歴史も宮田に追いつけ追い越せで今までやってきておるので、そんなふうに取り組んでくださいね。

質問事項5「人口減少にどう取り組むのか。」についてであります。

質問要旨1ですけど、人口減少への対策についてということで、朗報である2019年12月出生数が2桁の認識はについてであります。去る2月1日報道では、2020年1月1日現在の人口推計を公表いたしました。これによれば、長野県が204万6,660人、上伊那が18万537人、飯島町が9,062人で、飯島は130人の減少ということで、増減率では辰野町に続きまして2番目に減少率が高いという状況でございます。人口減少問題は、また明日、同僚議員からも質問がありますもんでありますが、先日東京で研修会がございまして、内閣府の講師から特に御案内の第2期まち・ひと・しごと創生戦略の講演

がございまして、この中で人口減少、少子高齢化の分析がございまして、出生数は毎年減少しておるんですけども、長野県では2015年～2018年の間に人口が4万人も減っておりまして、高齢化率は31.6%と。それから、長野県へ転入してくる人と転出していく人の状況を見ますと、東京圏へは2018年で3,000人転出のほうが多いです。これは、年齢層でいうと10代の後半から20代の若者でありまして、大学ですとか専門学校や進学と、あるいは就職ということで、そういう移動があるかと思えます。ちょっと私も不思議に思いましたが、3,000人、東京圏のほうへ一極集中なんですけれども、この増加人口の3,000人のうち2,000人が女性であるということが分かっておりまして、これはなぜかなあということで、国でも今分析を始めておるといところであります。ところで、我が飯島町では、平成29年から令和元年までの月別の出生数を調べてみますと、出生届件数ベースでありますけれども、令和元年12月には10人の出生ということで、過去3年間で最高の出生者数で、大変喜ばしいことでありまして、こうしたことを認識されておるかどうかであります。加えて、そのことをもう少し裾野を広げて次のことを問うわけですけれども、今議会において令和2年度の予算提案がありまして、特に人口増対策についても述べられております。第5次総合計画の基本方針の中で、「みんな」で進める健全で開かれた行政運営のまちづくり、5つの政策目標の中の職員が想像力と実行力にあふれ行政サービスが的確に機能する町の組織づくりに該当する事務事業であるというふうに認識をしております。そこで、副町長をトップとする人口増対策総括本部なるものを設置することになっているんですけども、先ほどの出生のことについてのコメントも頂きながら、この総括本部ではどういうことをおやりになるのかについてお答えをいただきたいと思えます。

町 長

昨年の12月、この出生届が10件でございました。久々に2桁になったことにつきましては、素直にうれしいことだというふうに喜んでおります。出生数につきましては、毎月、前年対比増減ありまして、一喜一憂してはおられないなというふうに思っておりますけれども、令和元年度の総数は1月末の時点で52件と、早くも前年度の総数を上回っておる実績でございます。欲目で見ると、自分をものすごく褒めてみると子育て支援策の効果が出てきたのかなあというふうに思っておりますけれども、しかし、今後に向けて気を引き締めているところでございます。さて、令和2年度に向けては、人口増対策に特に力を入れていきたいと考えております。例えば、町全体で子育て世代を応援するための企業等と協力した子育て応援宣言や若者世代をターゲットにした定住促進、希望の住環境をかなえるための研究など、これらを総括的な人口増対策として取り組んでいきたいと思っております。副町長を本部長として総合的な総括本部をつくらうというふうに思っています。今まで人口増に対して各課それぞれがいろいろの人口増に向けた事務事業を行ってきたわけなんですけれども、これを課横断的に、統合的に情報を交換して、的確な事業をスピード感を持ってやりたいというのが今回の副町長をトップにした総合対策本部でございます。今、副町長はふつふつとその責任に燃えておると思えます。朝、行き会うときに、この話題で、あれとあれをひっつけてこうしようっていう話をたまに聞いておりますんで、それを具現化していったほしいなというふうに思うと

ころでございます。以上です。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後4時17分

令和2年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

中村 明美 議員

三浦寿美子 議員

浜田 稔 議員

折山 誠 議員

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																				
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>唐澤 彰</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>中村 杏子</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>下條 伸彦</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課財政係長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	唐澤 彰	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	那須野一郎	健康福祉課長	中村 杏子	産業振興課長	久保田浩克	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	下條 伸彦	会計管理者	大島 朋子	企画政策課財政係長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																				
総 務 課 長	唐澤 彰																				
企画政策課長	堀越 康寛																				
住民税務課長	那須野一郎																				
健康福祉課長	中村 杏子																				
産業振興課長	久保田浩克																				
建設水道課長	片桐 雅之																				
地域創造課長	下條 伸彦																				
会計管理者	大島 朋子																				
企画政策課財政係長	小林 正司																				
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>																				

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年3月10日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 4番 中村明美議員。
4番 中村議員	おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。初めはSDGsに関する質問、昨日の質問にも関連してくる内容であります。よろしくお願いいたします。それでは、2030年を目標とする国際社会の指標であるSDGsが国連で採択されてから本年で5年です。期限まで10年となり、あらゆる人々が達成に向けた努力を強めていくことが必要になっています。町長の施政方針にSDGsが登場しておらず、大変残念な思いがいたしました。平成30年12月の一般質問で町民に対するSDGsの意識啓発を推進するよう求めた際、町長からは、町としては機会をつくりながら町民にSDGsというものを御理解いただくための努力をしたいとお答えでした。そこで、初めの質問です。SDGsに関する町民理解への取組状況と住民の認識度について伺います。
町 長	おはようございます。中村議員にお答えします。SDGsは、先ほど議員がおっしゃられたとおり、2015年、国連で採択されました国連加盟国が2030年までに達成しようとする行動目標、計画でございます。今まで町民の皆様方にSDGs、S・D・G・s、このことについて聞き慣れない言葉でございましょうというふうに思いますので、少しこの場を借りて説明させていただきたいと思っております、ざっと。
中村議員	ここでですか？
町 長	いや、簡単にやりますから。国際社会がいろいろの問題を抱えていると、これをみんなで解決する、そういう意識を持って生活しましょう、経済活動をしましょうということなんです。それで、やはり、今日この一般質問を見ておられる方に、昨日も久保島議員からSDGsについてお尋ねがありましたし、私もそれについて私の思いを語らせていただいておりますけれども、SDGsって何と、17の世界的な社会問題を抱えているから、世界みんなで取り組もうと、こういうことなんです。貧困問題、飢餓問題、健康福祉の問題、質の高い教育をみんなで受けようという問題、ジェンダー平等の問題、水やトイレの問題、クリーンエネルギーの問題、働きがいがある経済成長の問題、産業と技術革新の平等化、みんなでこれを享受しようという問題、人や国の平等の問題、住み続けられるまちづくりの問題、作る責任と使う責任の問題、気候変動に具体的な対策を取っていきましょうよという問題、海の豊かさを守りましょうという問題、陸の豊かさを守

ろうという問題、平和と公正であることの問題、またパートナーシップを持って取り組みましょうと、この17の問題を世界全体で解決しましょうということなんです。企業や投資家、あるいは自治体は、財務、どれだけもうかったかということではなくて、環境や社会の責任も考えましょうと、その中で経済活動をしましょうと、こういうことなんです。そういった問題を……

中村議員
町長

町長、取り組んだかどうかの内容だけ、一応分かったので。

これは、私は、この問題について多くの方に理解してもらわないと、この問題は前へ進まないんじゃないかなというふうに思っておりますので、この前提でお話をさせていただきたい、こういうことなんです。取り組んだかちゅうのは、今の項目の中に入っているわけです。それで、個人もその責任を認識しましょうという問題です。ですから、今17のある問題で、行政が真面目に真摯に、福祉問題とか、教育の問題とか、平等の問題だとか、こういう問題に取り組むことがSDGsにも関わることであり、こういうことを言いたいんです。ですから、行政は当然行政の課題を解決することにおいてSDGsに取り組んでいますよと、こういうことなんです。こういう見方で議員さんもSDGsというものを眺めてもらいたいし、わざわざSDGsをやっていますと言わなくても、その内容に関わることはちゃんと取り組んでいると、こういうことを言いたかったんです。そのための前提が、私が先ほど細かく申しあげましたことなんです。これで説明に代えさせてもらいたいと思います。しかし、これがみんな町民に浸透しているとは限りません。まだまだこれから、こんなこともSDGsに関係しているんですよっていうことを、わざわざやっぱしそこで言うていく必要があるのかなと、このように思っておるところでございます。時間が長くて大変申し訳ございませんでした。

中村議員

町長がここで町民の皆様に説明するっていう感じであったのかなあとと思います。私も町のやっている業務がSDGsにつながっていないということではありません。当然、そのようなことであるということは、この後で、また質問の中で言っています。ただし、町民がSDGsという言葉に慣れ親しんでいない、けれども世界はもうSDGsっていうものは何かっていうことを認識し始めている、その中で自分たちの地域に何が足りなくて何が足りていて何を世界のために私たちはしていかなきゃいけないのかなっていうことを理解させていくのが行政の責任だと私は認識しております。昨日の久保島議員の質問の中でも、テレワークの件等々質問をされていました。その中で、町側は、じゃあ、テレワークはオリンピックの交通に関する事なので、セキュリティとかいろいろ、そういうことが係ってくるので、去年は参加しませんでした。こういうことでは、私は前向きでないと思うんです。参加できるものであれば、新しい事業であれば、我が町に、我が町民に、生活にどう必要なのか、参加して勉強してこようという、こういう意欲的でなければ、町民もなかなかついていけないというか、遅れてしまうという、そういうふうに私は思います。また、農業のほうでは、既にもう町民のほうで、農家のほうで、農業のヘリコプター散布機とかを使ってやっているんですよっていう説明がありましたけれども、であるならば、行政が、これがSDGsにつながっているんですよ、こういう施策で補助ができますよ、どうしてそういうふうには持っていけないの

でしょうか。それは、町としてのまだ意識不足があったのかなあと、私はそう思って聞いておりました。

それでは、次の質問であります。SDGsは、全ての国が対象となっています。世界的な潮流を受け、日本は持続可能な開発目標推進本部を設置、本部長は内閣総理大臣として、副本部長は内閣官房長官、外務省です。この本部を中心に政府はSDGsを強く推進しており、政府の動きに呼応し、自治体も取り組みつつあります。第14回県地方自治政策課題研究会資料、この研修会には久保島議員、橋場議員、私が参加してきたわけでございます。そのことによって、3人がSDGsを、これは町として取り組む必要があるということで、そのころから質問してきていると思います。まず、SDGsに取り組む自治体に対する考え方や行動に対する調査結果での興味深い点を紹介いたします。これは2018年2月6日～7日の間にインターネットで全国調査、10代～79歳の男女に行ったものです。1、将来転居するならSDGsに積極的に取り組んでいる地域に住みたいか、そう思う、ややそう思うが62%。2、ふるさと納税をするなら積極的にSDGsに取り組んでいる地域を選びたいか、そう思う、ややそう思う61%。自分の地域が積極的にSDGsに取り組んでほしいか、そう思う、ややそう思うが75%。この数字から分かるように、SDGsの取組の重要性を感じられます。また、当町の人口増対策、まずSDGsの推進は欠かせないとこの数字から読み取れないでしょうか。内閣府が19年度に行ったSDGsに関する自治体の取組状況調査によると、推進しているは13.4%、関心あるは58.4%、さらに自治体職員における認知度は66%になっています。このように、SDGsへの意識が高まっている状況です。さて、当町の職員の周知が後れを取ってはいませんか。住民に後れを取るということは、住民に対して申し訳ない思いに駆られます。近年、SDGsの4文字が登場してきたため、自治体の多くに何か新しく取り組もうという志向が見られますが、先ほど町長も言われましたが、既に実施している事業がSDGsそのものと考えていいと私も思っております。要するに、地方自治体の取り組む全てがSDGsにつながっているということこそ、認識することが大事です。町職員は、自らが実施している事業がSDGsに貢献する事業だと気づいているでしょうか。住民への周知の前に職員の認知度を高める必要があります。そのために幾つか提案をしたいと思えます。例えば、職員の名刺に自分が担当している事業に関するSDGsのアイコンをプリントする。2として、役場の課や係の看板にアイコンを書き込む。自らの担当事業がSDGsに関係していると強く認識できるでしょう。まずは、職員に自分の仕事がSDGsに貢献しているということを意識させることがとても大事に思えます。3つ目としては、SDGsを理解できる体験型カードゲームというのがあります。これも幾つもの種類がありますが、SDGsの認知度を高めるには大変有効的かと思えます。具体的に言うと時間がかかってしまいますので言いませんけれども、ぜひ研究を進めてほしいと思えます。この3点を提案いたしましたが、このような取組、もちろん研修会、勉強会も必要かと思えますが、自らの仕事に、より誇りを持てるのではないのでしょうか。今後の施策や事業を着実に進めていくことにより、SDGsに着実に反映されると考えられます。そこで、2番目の質問、役場職員に自らの事業

がSDGsに貢献する事業であることに気づかせるために3つを提案いたしました、いかがお考えでしょうか。お聞きいたします。

町 長

地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであると定めております。地方自治体が行う事務事業は、SDGsが掲げる各目標に結びついていると考えております。職員一人一人が担当している様々な事務事業もSDGsが掲げる大きな目標に貢献するものであるということに気づいて意識していくことは、担当業務に取り組んでいくための新たな動議づけとなると考えておりますので、今後、研修会等を開いていきたいと思っております。しかし、SDGsというのは、日本の経済がこれだけ発展してきましたし、政治的にも文化的にも、世界においてある程度、ジャパン・アズ・ナンバーワンと言われるぐらいの、そういった成績を残してきました。これは、日本は、ODAを組むにしても、JICAの青年海外協力隊にしても、例えばODAの場合、技術とお金を提供して、その地域の人たちに技術を学んでもらって、自力で産業をおこしてもらいたい、こういうODAの仕方なんです。中国の一带一路のような場合には、技術とお金も提供しますけども、中国人を運んでいくんです。そこで産業をおこすんです。ですから、その地域の産業には根づかないんです。こういう本来日本がやっている世界的な貢献とか企業人の考え方というのは、株主義じゃなくて従業員主義の経営感覚だったんです。そういったことは、もともと日本に根づいていたことで、SDGsという言葉は最近入ってきた言葉なんですけども、それにわいわいって今騒いでいますけど、もともと本来は日本人にあった心であるということは、まず認識することが大事だと思っております。今、世界的な風潮で、皆さん、それは60何%賛成に決まっていますよ。あなたは幸せがいいですか、不幸せがいいですかって言われたときに、幸せがいいんですから。SDGsは、みんなの幸せを求めるためのSDGsの目標を掲げているわけですから、60%なんです。しかし、それは、外来でSDGsが入ってきているんですけども、本来日本の文化の中にはそういった文化が根づいているということ、この際、認識したほうがよろしいかと思います。

中村議員

はい。十分に認識しております。まず、このSDGsというのは、本当に日本のこういう社会というものがまずはモデルになっている、日本が本当に先進的に進めているということ。しかし、全てかという、17の項目の中で、全て日本は満たしているわけではありません。世界の貧困を救っている部分もありますけれども、まだまだ国民は知らない部分もありますし、環境にとっては自然を汚染しているもの、そういう部分、または男女の格差、そういう部分においては、まだまだ日本は世界から劣っているという部分もあるんです。だから、それを日本はやっているんだよっていうのではなくして、これを通して世界が一つになって丸くなるようにそれぞれが取り組んでいこうじゃないかというのがSDGsの考え方だと私は認識しております。決して日本が劣っているということは、私は思っておりません。かえってリードしていかなければいけないと思っております。ただし、この国際社会の動きというものを、まずは職員が、そして町民が、この動きを知っていくということが、世界から取り残されない、またリードしていく上でと

でも大事だと思いますので質問をしているわけでございます。

それでは、次の質問です。2018年3月に長野県では、しあわせ信州創造プラン2.0、県の総合計画にSDGsの考え方がビルトイン、組み込まれました。基本目標、確かな暮らしが営まれる美しい信州と定められました。確かな暮らしでは、誰一人取り残さないというSDGsの考え方にも呼応、美しいは豊かな自然や農山村の原風景などの美しさで、この目標達成に向け持続可能な地域づくりに取り組むよう計画しています。これは、経済、社会、環境の3側面が総合的に向上することで実現するものです。県が国の考えに呼応したことで、町としても県に呼応することを求める次第です。先ほど町長が地方自治法第1条の2について言われました。この中の住民福祉の増進を図るということは、SDGsで掲げる誰一人取り残さないということと合致するというか、同じ意味に取れるというふうに論ずる教授もおります。自治体がSDGsに取り組むことは、自治体自らの価値や意義に気づくこととなります。そして、自治体に光を当てる取組になることであり、積極的にSDGsに取り組んでほしいと思います。そこで、第6次総合計画にSDGsを掲げ、各政策を町民と努力しながら、10年後の町が目指す将来像に近づいているのか見直ししながら、目標達成を勝ち取ってまいろうではありませんか。そして、飯島町SDGs未来都市計画に反映することも求める次第です。また、飯島町環境基本計画第5次、町の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために2018年から22年までですが、その中の6、最後のほうになりますが、計画の進行管理と見直しには、適切な見直しを継続的に行いますとありますので、23年を待つことなく見直しを検討してはいかがでしょうか。難しく考えず、スローガンにある次世代に引き継ぐはSDGs持続可能とイコールであることから、例えばSDGs持続可能に沿い豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにと位置づけ、認識を深めていくのはいかがでしょうか。また、「人と緑輝く ふれあいのまち」はSDGsの理念に沿った取組となっており、経済と社会と環境の3側面で見ると持続可能な循環型社会につながっています。第6次ではSDGs17の項目の将来像に政策、事業を当てはめ、目標に向かっていくか見ていながら、持続可能で誰も置き去りにしない社会の実現に取り組まいませんか。先ごろの新聞情報では、伊那市がSDGsとも関連しながら第2次市環境基本計画案を市環境審議会に諮問したとありました。近隣ですので、ぜひ視察や研究をされたらよいと思います。また、SDGsの推進では、将来像の実現に我が町に何が不足しているのかを町民と共有し、解決に向けて努力することが重要であり、理解が共助に大きく影響するのではないかと考えております。町の第6次総合計画に向け行った住民アンケート調査では、地域の役職を避けたいとの数が多いこと、地域の活動について77%の方が参加するのはいいが役員はやりたくない、全体的に地域の活動への理解がいまいちのように思いました。また、先月2月22日、教育委員会主催の男女共同参画人権講演会での「みんなで考える地域づくり」から「～今目指すべき、地域づくりって何だろう～」でのアンケートの中で飯島の課題について、地域とのつながりの希薄化、人口減少、社会経済的な活力低下が目につきました。私は、この解決こそSDGsの推進に鍵があると確信しております。我が利益を優先することが果たして本当の幸せ、平和、持続可能な社会となり得るのか

を考え直す機会を生むからです。そこで、3番目の質問です。自治体がSDGsに取り組むことは、自治体自らの価値や意義に気づくことになる。第6次総合計画には、SDGsを掲げ、誰一人取り残さない住民の福祉の増進を図るための政策に反映すべきではないかと考えますが、町は、推進に向けての意欲はいかほどか、伺います。

町 長

世界全体の普遍的な目標として掲げられたSDGsにつきましては、飯島町としましても、世界における1つの地域として、その達成のために協力していきたいと考えております。第6次総合計画の策定では、町の将来像実現のために必要となる様々な施策を盛り込んでいくわけですが、SDGsの視点も含めて検討を進めているところでございます。また、6次総合計画の性格の1つとしてSDGsの達成に寄与するものであることを明記して、政策に反映させていきたいと思っております。6次総合計画は5次総合計画との関連性をもって、その流れをもって、未来を見据えた中で6次総合計画を進めていくことが大事です。基本的には、我が町の政策の流れをくんだ中で政策を行っていく、その中でSDGsと比べてと、こういう見方はいいんですけども、SDGsを金科玉条のごとく掲げて、それに沿った政治をとということではないというふうに考えております。SDGsも、それは参考にしながらいきますけれども、本来の飯島町のやるべきこと、住民福祉、これを重点に織り込んでいくことが大事だなというふうに思っております。

中村議員

ぜひとも検討を進めて、私どももお力になればというふうに思います。これは民間の協力も必ず必要ですので、SDGsを推進することは、国際社会が掲げる目標に取り組むまちは、地場産業、観光事業でのイメージアップや、また町に対する応援も出てくることでしょうか、町が官民協力でSDGs達成を共に推進していくよう求め、次の質問に移ります。

2の質問でございます。「幼児教育・保育無償化」実施の評価・今後の課題への取り組みは」について質問いたします。昨年10月、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。これは、小中学校無償化以来70年ぶりの大改革とのこと。そこで、全国の公明党議員2,982名により、昨年11月11日から12月20日にかけて共通の調査票による関係者の声を聞くべく、幼保無償化に関する実態調査を行いました。その結果、施設を利用する保護者1万8,922名、施設を運営する事業者8,502名、合わせて2万7,424名の方々から回答を頂くことができました。この調査で明らかになったのは、利用者への1つ目、幼保無償化に対する評価では、評価する62.2%、やや評価する22.5%を合わせると約9割、87.9%が評価しているとなりました。また、経済的負担に関して「負担が減った」と答えた人は65.5%でした。このことから、幼保無償化制度の目的の1、家庭の経済負担の軽減を図る少子化対策に対して高く評価されていると判断いたします。2つ目は、今後の取り組むべき課題は質の向上と受皿整備であることが明らかになりました。私自身も町内3保育園と利用者さん方への調査を行いました。いずれも県、国にほぼ似た結果となりました。①の質問です。町は、昨年10月から実施の幼児教育・保育無償化による対象者からの評価をどのように受け止めているか伺います。

教育長

今お話がございましたとおり、保育料の無償化は国の新しい経済政策パッケージとし

て経済財政運営と改革の基本方針 2018 の施策の 1 つということで 10 月からスタートして、現在まで 5 カ月たちました。この間、町が組織的に保護者から何かアンケートを取ってまとめるというようなことはしてはおりませんが、担当者が利用者等のお話の中では、無償化により経済的な負担が減り楽になったというお話を聞いております。我々としても、そういった声が多いという認識をしておりますし、子育て支援にとっては大変よい、そういう政策であったなあというふうに思っております。

中村議員 利用者に関しては、同じような評価であったというふうに伺っているということでございます。

それで、次、制度改革による事務負担について伺います。一方、全国の事業者への調査結果では、事務負担が増えたが 62% あります。当町は認可保育園であるため、主な事務事業は教育委員会であると思います。ですので、制度改革による事務負担の量は増えたのか、また今後を含めて無償化によって事務負担が増えるのかどうか、その辺を伺います。

教育長 制度改革の準備段階としまして、システムの改修への対応や保護者への保育料決定通知などの作成には確かに負担が増加しましたが、現在は、保育の必要量の確認といった作業があるものの、制度改革前と同じ程度の事務量というふうになっております。今後につきましてですけれども、今年度の場合は、子ども・子育て支援臨時交付金という制度で交付金が交付される、あるいは、来年度以降は交付税措置がされる予定ではあります。これらが一体どういう具体的な手続とか申請とか仕組みが必要なのかということ、現段階でまだ明確な通知も参っていないという状況がありますので、ちょっと未確定な部分があります。それから、ちょうどこの時期ですので、システムの年度切替えの事務等についてどうしていくかというのは、若干不明な点も残っております。国の動向を見ながらでありますけれども、上伊那広域連合、あるいは近隣市町村と調整や連携をしながら対応していきながら、事務の負担が大きくなるような方法を一緒に考えていけたらなあというふうに思っております。

中村議員 現在は落ち着いているようでありますけれども、事務事業の簡素化というか改革というか、そういうところで今考えられているというか、取り組んでいるところもあるので、ちょっと御紹介いたしますね。AI や RPA、ロボット・プロセス・オートメーションというものを導入しているところがありますね。様々なメーカーがこれを販売されているんですけども、ソフトウェアロボットのこともなんですね。ざっくり言うと、人間がパソコンで行う動作は、基本、何でも自動化できるというもの。作業ミスがなく、24 時間 365 日稼働して、人間では不可能な超スピードで計算がとても得意という長所を持っています。短所としては、業務のシステム化が必要で、PC 1 台にロボット 1 台分のライセンス費用が発生するということです。平成 30 年度に総務省の業務改革モデルプロジェクトに塩尻市の保育業務改革プロジェクトが採択されたことに伴い、これで RPA 導入による業務の効率化について実証事業として実施した結果がありました。大幅な業務の削減効果が見込まれて、令和元年度に保育園の入園業務に RPA を本格的に導入しています。電子申請の申込み率が 97%、若い世帯ですので、そういうものには強いのだ

と思います。保護者からは平日、休日を問わず自宅から24時間申込みが可能、また仕事の合間というか、お昼休みにでも保育園の入園申込みができる、いちいち窓口に行かなくてもいいという、そういう点が大変好評であったということでした。具体的内容は、また勉強してお伝えしたいというふうに思います。そういうように、幼児教育に関して今後そういうことも検討していくお気持ちはあるのかどうか、伺います。

教育長

AI等の利用というのは、これから進んでいくものと思います。ただ、保育料につきましては、保育料単独で動いているというわけではなくて、町のいろんな部分と絡んで保育料の徴収とか決定が動いていきますので、保育料だけ先に進むというのはなかなか難しいと思います。町全体のAI化が進む中で、保育料も併せて検討していければというふうに思っております。また、電子申請につきましては、提出書類がない場合には大変便利なんですけれども、何らかの形で書類を提出しなきゃいけないような場合には、申請しておいて後日提出するというような形にするかというようなことも含めて検討しなければいけないですが、やり方としては非常に合理的な方法だと思います。これをすぐというわけにはいきませんが、今申し上げたように、いろんなシステムの中で、町全体がAIを活用してくるという中には、当然入れていただけるようなことは考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

中村議員

次に、幼児教育、保育に関して今後取り組んでほしい政策はどの質問では、第1位が保育の質の向上、第2位が0～2歳児の無償化の対象拡大、第3位が待機児童対策、第4位が給食費の無償化、第5位が障害のある子どもの教育、保育の充実でした。まず、利用者が望む質の向上には、保育士の拡大、幼保と小学校の連携、遊びと学びの場の改善などへの要望が見られました。それで、次の質問ですが、利用者からは保育教育に関して今後は保育の質の向上への取り組みを求める声が多いが、当町はどのような政策に重要度を置くか、そのお考えを伺います。

教育長

今、保育の質の向上について御質問ありましたが、保育園の設備、環境の向上や保育士の配置基準の改善、あるいは保育内容の向上、保育士等の資質や専門性の向上、こういったことがありまして、大きく保育環境、それから人、それから保育内容の向上があるというふうに言われています。環境に関しましては、今までもそうでしたが、今後も施設の在り方を考えながら、子どもたちがより安心して過ごせる場所となるように、必要であれば修繕をして、維持管理をしっかりしていきたいというふうに思っております。人につきましては、会計年度任用職員制度の兼ね合いもありますけれども、適正な保育士の配置に心がけて安心して預けられる環境をつくりたいと考えております。また、職員自身も保育士としての質を高められるよう、保育士向けの研修会に積極的に参加していただけるようにしていきたいというふうに考えております。ただ、なかなか、保育士が研修に出たときに代わりの方がいらっしやらないとなかなか難しいという現実的な問題ももちろんございます。保育内容につきましては、保育指針がその都度改定されて、それに沿ってそれぞれの年齢に合ったふさわしい経験が積み重ねられるような内容を考えておりますし、健やかに成長できるように今後も支援をしていきたいと考えております。そういった環境、人、それから内容につきまして、様々な角度で質のよい保育を

目指していきたいというふうに思っております。

中村議員

施設、環境、人というところの中で、これから改善を図っていく、またしっかりとした環境の中で保育をできるような、そんな環境づくりを目指していくのかなあというふうに伺いました。

では、④の質問に移ります。保育従事者側が考えているのは、教育長のほうからもお話がありましたけれども、保育の無償化により早朝・延長保育を希望する家庭が増えることが予想され、対応する保育士の確保が難しくなるのではと。そのことで、また親子関係の希薄化が心配されるとの意見がありました。また、保育の質の向上のために何が必要かとの質問では、処遇改善、事務負担軽減、運営費補助が上げられています。この点をどの程度認識しているのかと、解決に向けて取り組まれているのかということを再度、今、教育長がお答えになられたことの中にもあったわけなんですけれども、事務負担の軽減、または運営費の補助、処遇改善、この辺のところ、もう一度改めて教育長に伺います。

教育長

今、保育の質の向上について御質問をいただきました。保育の質の向上というのは、子どもを育てる親にとってもいいわけですが、そのことによって親子関係の希薄化っていうようなお話がありました。これは非常に大きな課題だとは思いますが、現実的には、保育環境を整えて保護者が働きやすい環境をつくるというのは今のところ大きな目標の1つであります。うまくそのところを今後も併せてやっていかなければいけないのではないかというふうに思います。課題の具体的な面ではありますが、事務負担等につきましては、ただいま保育園でも園行事の見直し等によって保育士の負担を減らせないとか、職員の配置を今後工夫していかなければいけないということに取り組んでおります。運営にかかる費用等もちろんあって、町の負担になるわけですが、必要な経費は賄えるような、そういったことを今後も町と一緒に考えていけたらなあというふうに思っております。一番大きな課題は保育士の人材確保だと思います。保育士の資格があっても保育士の仕事をしないっていう方も多くいらっしゃいます。これは当町に限ったことではなくて、全国的なことだと思いますが、保育士を募集してもなかなか応募していただけないということがあります。これはいろんな理由が考えられますけれども、1つには、保育の仕事がいわゆるきつい仕事ではないかという、そういったことが上げられると思います。子どもの命を預かるという非常に責任感の大きな仕事でもありますし、そのほかにも保護者の対応とか事務仕事など、幅広く仕事をこなさなければなりませんので、なかなか休憩時間も区切って45分とか1時間とかしっかり取れるということではないということも大きな課題だと思っています。そういう現状はありますけれども、保育を志していただける方を、また広く継続的に募集しながら人材確保に努めていきたいなあというふうに思っています。また、保育士さんもお子さんを育てられている保護者であることも多いわけですので、そういった面では、町全体の動きの中にもありますが、働きやすい環境を整えて子育てと仕事の両立ができるような環境整備を、保育園はもちろん、全体的な動きと併せて考えていかなければいけないなあというふうに思っています。

中村議員 次の質問の中に関連してくるわけなんですけれども、教育長が保育士の課題となっている人員不足というか、そういう中にきついというのが挙げられました。そういうことは、回答の中でもありました。従事者の自由回答というところがあるんですけれども、その中では、若い担い手不足を多く指摘され、仕事がきつい、若手の定着率が低いとの声が聞かれます。また、処遇アップ等のもとより、魅力ある職場との意識啓発が少ないのではないか、それが必要ではないかという声がありました。幼児保育の従事者は子どもの社会性を学ぶ上でのスタートを担うわけでもあり、大変重要であるがゆえに、やりがいを持てる職種とも言えます。しかし、幼いため事故、病気予防の配慮、今回、コロナウイルス、このことにより、大変乳幼児を預かる保育園では、もうお掃除、床から隙間から全部お掃除をされていました。まさに、保育士さんはここまでやるのかと思うような配慮をされていました。また、意思表示もままならない子どもとの対応は、大変に心労を抱えているようであります。ですから、そのことを周りが、そうやって子どもたちに接して下さっている、そうやって一日子どもを見てくれている、そうやって子どもたちの成長を支えてくれているということに対して、周りがどれほど理解しているのかということが大事かと思えます。感謝していける環境でなければ、若い世代はますます離れていくのかなというふうに思えます。子育て支援の充実といっても、保育従事者の処遇改善が大事になっています。会計年度採用者の多くが保育士かと思えます。安心して保育に従事できる体制こそ、正規職員という立場で保育士がいるということ、そういう環境を増やしていくということが、また保育士の安心な職場環境、そこからやりがいも出てくるというのも1つかというふうに思えます。今後、保育士の正規採用ということについてはどのようなふうを考えているのでしょうか。

副町長 職員のことに関しますので、私のほうからお答えをさせていただきます。令和2年度予算査定をやった段階でも、教育委員会のほうでは、いろいろな関係で保育士さんの処遇改善、それから正規採用、適正な配置ということは、査定の中でも結構出ております。我々、町の財政の中で賄っておりますので、そういうことを鑑みますと、そこだけというわけにはいかない部分も出てまいりますので、今後、教育委員会の相談、それから現場のほうの実態を見ながら考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

中村議員 しっかりと考えていくと言われたので、本当にしっかりと考えていただきたいと思えます。今後は、しっかりとした質をという声に応えることが大事だと思います。それには、国レベルでの改革も求められ、今後は私どもも国政へ声を上げてまいりたいと思えます。教育環境というのは、1の質問でいったら、SDGsのアイコンでは4の質の高い教育、適切なよい仕事と経済成長となります。子どもたちの未来のため、保育従事者への処遇改善に町が努力することを求め、質問を終わります。

議長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩 午前9時58分

再 開	午前9時59分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。 2番 三浦寿美子議員。
2番 三浦議員	<p>それでは、通告に従いまして一般質問を行います。最初に、「加齢による難聴への補聴器購入補助制度創設と公共施設へのヒアリングループの設置について」ということで質問をしたいと思えます。加齢による難聴に関わる質問をいたします。私は、毎年健診を受けていますけれども、年々聞こえが悪くなっていることを実感しております。この聞こえが悪くなっていることを実感する出来事がありました。1つなんですけれども、ウマオイ、御存じでしょうか、虫のウマオイ、スイッチョンと鳴くのですけれども、最近では、夫と2人で、この頃鳴かないねえという会話をしておりましたけれども、その会話の中でも環境が悪くなったかねえなどと言っておりました。ところが、ちゃんとウマオイはありました。ウマオイの出す音というのは高周波だそうです。それで、加齢による難聴というのも高周波が聞こえにくくなることから始まるそうです。そんなことをテレビで前に言っていたなあということ思い出したわけです。最近では、用事があって高齢の方のおうちへ行きましても、テレビの音が大変に大きな音量で鳴っておりまして、インターホンを鳴らしても大きな声で呼んでも全く応答もなく、諦めて帰るといようなことが以前よりも増えたような気がします。12月の定例会の休日議会のときにも、傍聴に見えた方の複数の方が何を話していたのかよく聞き取れなかったというふうにお話されました。座った場所に原因があったんじゃないかというふうに言われておりますけれども、そのうちの数人の方は補聴器を使っていると言っておられました。私は、平成15年の6月の定例会の一般質問で、高齢化率が25%になり、老人性の難聴の人が増えていると感じている、行政として目を向けていかなければならないのではないかという質問をいたしました。交通事故や災害時、緊急時、防犯などの対応に問題が生じることを危惧し、補聴器の購入へのアドバイス、購入負担への支援策を講じるように求めた経過があります。あれから15年が過ぎ、高齢化率は30%を超えています。自分を含め、身近に加齢による難聴の人が増えているように感じているこの頃です。聞こえにくいなど聴覚に異常を感じている人が増加しているとの認識を持っているのかについてお聞きをします。</p>
町 長	三浦議員にお答えいたします。加齢性の難聴者は、軽度の方を含めると60歳代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上とも言われております。高齢化社会が進んでまいりますので、聴力機能の低下のため日常生活に支障を来している高齢者がおるといことは想像もできますし、その数は承知しておるところでございます。
三浦議員	それでは、②番の質問で、そのまんま、行政の立場として不都合を感じることもあるかについてお聞きをします。
健康福祉課長	今回の御質問によりまして、行政の立場で不都合を感じたことがあるかということ職員に聞き取り調査を行いました。聞こえにくいのではと感じる場面につきましては、

窓口対応や様々な説明会、会議等で感じた経験があるという声がありました。その対応といたしまして、窓口では雑音のない静かな別室に移動していただいて対応したり、付き添いの人に説明を聞いていただいたり、また説明会では、補助員、職員だったりするんですけども、を配置しまして対応するなど、内容や状況等によりまして個別の対応をしているところでございます。

三浦議員

ただいま、そういう実感があるというふうに、不都合を感じることもあるというふうに職員の皆さんも感じているということをお聞きいたしました。こうした方々に補聴器を使用するように勧めたいというふうを感じるかどうかについてお聞きをしたいと思えます。

健康福祉課長

補聴器は、聞こえやすくなる利点がある一方、無差別にあらゆる音が聞こえてくるため聞き分けが困難で大変疲れてしまうという声もお聞きしています。どんどん今開発が進みまして、小型化やデザインに優れたものもあります。補聴器をつけることに抵抗があるという声があるのも現状であるというふうに認識しております。聞こえに問題のある方につきましては、一概には言い難いところではありますが、まずは耳鼻科等医療機関を受診されて、聞こえの問題の理由、なぜ聞こえにくいかを見立てていただくことをお勧めしたいと考えております。

三浦議員

行政の立場でも実感をしているということが現実であるというふうに捉えました。今や社会問題であると捉えるべきで、先ほど町長からも70代60代の発症率の割合が、私も後ほどそのようなお話しをと思いましたが、先ほどお話がありましたけれども、そのように本当にそういう方が増えてきているというのが現状です。それで、社会問題として捉えて早急に対応すべき課題ではないかというふうに感じているわけです。そこで、以前の質問でも災害時などの幾つかの問題を挙げて質問をしたことを紹介いたしましたけれども、認知症予防や防災対策などの観点からも、補聴器を眼鏡や入れ歯などと同じように体の一部として普段の生活の中に当たり前にある暮らしを行政として推進していく必要があるのではないかと考えているわけです。先ほど健康福祉課長のほうから雑音が入ったり、いろいろ聞こえ過ぎて抵抗もあるというようなお話をお聞きいたしましたけれども、今いろいろな形状のものもありますし、機能もいろいろあるようですけれども、先ほど課長のほうからも言われましたけど、一人一人皆状態は違うわけで、安易に自己判断で購入することは問題があるというふうに私も思っているわけです。やはり、医師の診断を受け、自分に合った補聴器をつけることが必要だというふうに思います。結果として、医師の診断を受けて高額な補聴器が必要になるとか、そんなこともあると思いますけれども、補聴器を都合よく使えば使うほど電池を使いますので交換が必要になると、以前にもそんな大変なんだというお話を言ってくださった方がいますけれども、補聴器の電池の費用もなかなかばかにならないというふうに言っておられました。障害ではない加齢に伴う難聴に対する私は補聴器の購入への補助制度の創設を求めるわけですけども、先ほども私も耳が聞こえにくくなっているというようなお話をしましたけれども、難聴は既に30代から加齢の影響を受けているそうです。誰にでもなり得ることで、先ほど町長も言いましたが、70歳を過ぎれば3人に1人、80

代では3人に2人になるそうです。コミュニケーションも取りづらくなって認知症につながると言われておりますし、認知症予防としても補聴器の利用の促進が求められているというふうに言われています。補聴器は、慣れるためにリハビリが必要なんだそうです。これは専門医の話なんですけれども、補聴器から入ってくる音を脳が認識するためにリハビリが必要なんだそうです。先ほど課長のほうから言われましたような、いろんな雑音が入ったり、そういうことで抵抗があるというお話がありましたけれども、リハビリをして訓練をすると、ちゃんと聞き分けることができるように補聴器に慣れることができるんだそうです。それが大事だというふうに専門家は言うておられます。そうしたことに対する支援も必要なかなあというふうに感じているところです。全ての都道府県には日本耳鼻咽喉科学会の補聴器相談室というところがあって、相談員がいるそうです。そこを受診することを勧めるというふうに専門の医師が言うております。そういうことで、やはり聞こえにくい加齢による難聴の方が補聴器を使うことによって、ちゃんとそういう聞きづらいものが聞きやすくなってということになれば、今まで煩わしかった大勢集まる会合とか、そういうところやざわざわしたところでも気持ちよく出かけられるようになるのではないかなあというふうに思うわけですが、私は、そのためにもぜひ補聴器を使うよう勧めていただきたいと思っておりますし、そのための補聴器への補助制度や先ほど言いましたようなリハビリが必要ということで専門医にかかるようなときの費用の補助とか、相談の補助をするようなことなどの制度の創設を、そうしたための補助制度の創設を求めたいというふうに思うわけですが、所見をお聞きしたいと思っております。

健康福祉課長

御質問にありましたとおり、認知症予防には人と話すことやコミュニケーションを取ることが必要であるというふうに認識しております。聴力低下が進みますと、会話が滞りやすくなってコミュニケーションが取りにくくなることから出不精になって、地域社会への参加が減る、それによりだんだん閉じ籠りの傾向になって認知症が進むなどと考えられているところであります。また、災害時などの避難誘導等の情報が聞き取りづらいために避難が遅れることは、防災対策の立場からも防ぎたい事項であると認識しております。補聴器の購入費の補助制度につきましては、現在は身体障害者手帳の聴覚障害の方には補助制度がございます。級の指定によりございます。御質問の補聴器の補助につきましては、年齢が進みまして高齢になるにつれ、耳ばかりではなくて、目や歩行など、誰でもいろいろな箇所に支障を来すことが多くなってまいります。生活をしやすいするために様々な補助具を購入したりレンタルするものでございますけれども、行政が全ての補助具の購入に補助をいたすのはなかなか難しいところでございます。特定の補助具に対して補助をするということはなかなか難しいというところで、議員のおっしゃることは本当によく分かりますし、共感するところでありますが、現在のところ補聴器購入制度についてはなかなか難しいところでございます。

三浦議員

ただいま課長のほうからは、なかなか加齢に伴う難聴の補助は難しいというふうにお聞きをいたしました。加齢に伴う難聴の方の補聴器購入の補助制度を行っている自治体がありますが、その多くは所得に応じて負担額が決められているようです。近隣では、

平成 27 年から木曾町が補助制度を実施しております。中には、東京都の江東区のように 65 歳以上 1 人 1 台 1 回限り現物支給とか、新宿区では 70 歳以上は 2,000 円負担で補聴器を支給するというような制度を持っているところも全国にはあるようです。必要な人の全てに補助するということは、私も難しいというふうに思います。基準を定めて補聴器が必要な人の経済的な負担を少なくするという立場で、補聴器購入への補助制度を改めて、これからまた現状を見て、やっぱり検討をし、創設していく必要があるというふうに私は思います。特に、やはり、なかなか所得が低い方は、補聴器を購入しても、やはりきちんと医師に、医者にかかってきちんと使える、安心して気持ちよく補聴器が使えるというところまで結びつくことも難しいですし、電池の交換も必要ですし、なかなか出費が多いことになります。やっぱり聞こえにくくて煩わしいと思えば、せっかく購入してもそのまんま使わないという人もいますし、やはりつけていても大勢の、一対一で話するときはいいんですけど、やはり大勢が集まるところは、補聴器はつけていても本当に居場所がない、苦しいということで行きたくないという人も、やはり周りにもいます。ですので、やはり補聴器を使うことは本当に生活の中の大事な一部だと思いますし、それをちゃんと聞き取りやすく気持ちよく使えるように補助をするということも大事なことだと思いますので、ぜひ、そういう点で、全ての人の、住民の皆さんの要望に応えるというわけにはいかないかもしれませんが、ぜひその辺のところを検討していただいて、こうした制度をつくっていただきたいなあというふうに思います。全国では、やはりそういうことを社会問題として捉えて、行政として対応しなければいけないということで、こうした制度をつくっているところもありますので、ぜひ飯島町としても、難しいと言わずに、検討の鍋の中に入れていただいて、近いうちにはこのような制度を創設していただきたいというふうに思います。これは、そういうことで、求めるということで要望をしておきます。

⑤番です。日本補聴器工業会は、超高齢化社会で難聴者の聞こえを支援するのは喫緊の課題としています。日本は欧米に比べて補聴器の普及が遅れていると指摘をしております。ヨーロッパ諸国では補聴器購入にかなりの補助金を出しているが、日本では公的補助が限られていて、ほとんどが個人負担となっているとし、公的補助制度は国を挙げて最優先の課題であるとも言っております。その上で、難聴の人に補聴器を通して直接クリアな音を届けるヒアリンググループというのがあり、公的な場所に設置することで高齢者の生活の場が広がると言っております。ドイツのバリアフリーに関する法律を挙げ、公共の劇場、映画館、鉄道駅、スーパーなどにヒアリンググループの設置をドイツでは義務づけているとのこと。また、フランスなどヨーロッパ諸国でも法的な措置を取っていると指摘をしております。高齢者が多く集う場、会場、例えばいちいの会などの会場にヒアリンググループを設置することで、様々な音が聞こえていても会話などが聞き取りやすくなるということです。大がかりな工事をしなくても、今は携帯用のヒアリンググループも販売されているということです。文化館のような大ホールでは備付けの装置が必要になると思いますけれども、会議室などでは携帯用を必要時にセットすることで対応できるというふうに言われております。数台用意すれば貸出しも可能になり、公民館

や自治会の集会所などでも活用ができるかと思ひますし、補聴器の難点の解消で大勢集まるところには行きたくないと言っている人も参加しやすくなるのではないかと私は考へております。日本補聴器工業会の成沢理事長が補聴器の普及には公的補助やヒアリンググループの設置の義務づけが欠かせない、難聴者が生き生き暮らしていける社会づくりに力を尽くしたいとおっしゃっておられます。難聴を補聴器を使うことで解消し、幾つになってもいろいろな集まりや趣味など大勢で集う場所に参加してもらうことが私は大事だと思ひます。そのための施策としてヒアリンググループを公共の場所に設置することも提案をいたしますが、所見をお聞きいたします。

健康福祉課長

ヒアリンググループは、難聴者の皆様の聞こえを支援するために補聴器を補助する放送設備ということで、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで音声磁場をつくって周りの騒音や雑音、部屋の反響に影響されずに音声を正確に聞き取ることができるという特徴の補聴システムであるということをお聞きいただきました。日本では公共施設等で設備されているところは限られている現状でありまして、また町内の公共施設には設置されていないのが現状であります。設置型のヒアリンググループにつきましては、御自分の補聴器を切り替える必要があるため、補聴器を装着していることが前提となっているようでございます。このことについては、当面の取組としては、今後の検討事項としての御意見として承りたいと思ひます。

三浦議員

ぜひ、こうした加齢に伴う難聴の方々が増えている中で社会参加を推進していくためにも、ヒアリンググループの設置は公共の場には必要ではないかなあというふうに感じております。ちょっと手元には、置いてきてしまったんですけども、近隣では議会の議場の傍聴席に設置をしているところも、たしか飯田市とか、下伊那にもあったような気がしますが、設置しているところもありますし、様々なところで対応できるというふうに思ひます。そういう公共の場やいろんな集會なんかでそれが利用できて、補聴器をしていても安心して参加できるようになれば、補聴器が煩わしいとか、補聴器をなかなか買うところまでは至らなかった人たちが補聴器を購入することも選択肢の1つとして、社会参加にまた一歩進めるのではないかなあというふうには私を感じるわけです。ですので、ぜひ前向きに検討をしていただいて、あまり遠くない時期には用意をしていただけるといいかなあというふうに思ひます。携帯用のヒアリンググループですと1台が40万円くらいで購入できるというようなことも資料を見ておりましたら出ておりましたので、そんなことも含めて、検討をぜひ前向きに、具体的にぜひしていただきたいなあというふうに思ひます。

では、次の質問に移っていきたくと思ひます。次の質問は、「介護事業所のグループホーム利用者の費用軽減への補助制度導入について」ということで質問をしたいと思ひます。認知症グループホームを利用することが望ましい状況でも経済的な理由で入所が困難という事例に対応できる制度であるというふうには捉えております。グループホームの利用者の利用料を軽減している事業所に対して自治体が補助をする制度ということです。この制度を使うと、利用者も介護事業所の負担も軽減となるというようなことで、このような制度があることを承知しているかについてお聞きをします。

町 長 御質問の介護事業所のグループホーム利用者の費用軽減制度につきましては、介護保険制度の地域支援事業中の任意事業のその他の事業の中に認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業があるということの報告を受けております。

三浦議員 このような制度があることを認識されているということが分かりました。この近隣には、伊那市が実施をしております。利用者の負担軽減をしている事業所から喜ばれているというふうにお聞きをしております。低所得者がグループホームを利用しやすくなり、私はよい制度だというふうにそれを聞いて思ったわけです。伊那市の制度は、先ほど町長言いました。同じ名称かなあ、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業という補助制度です。伊那市内の認知症グループホームを対象とした制度です。低所得者の家賃、光熱費、食料料費の軽減を行っている事業所に助成を行うという事業だそうです。町内にも認知症グループホームを開設している事業所もあります。事業者の理解が得られれば、低所得の方も住みなれた町の中のグループホームを利用できる可能性が生まれるというふうに考えるわけです。利用者負担軽減は、認知症グループホームに低所得者に対し利用料を軽減する規定があることで行われているというふうに聞いています。事業者の、これは善意によるものと受け止めているわけです。低所得者にとって大変ありがたいことですが、軽減分は事業者の負担、持ち出しとなっています。この事業者の取組に対して伊那市は助成事業を行っているということになると思います。町に伊那市の認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業のような制度があれば、事業者が低所得者の利用料の軽減について前向きな検討ができるようになるのではないかとこのように考えたわけです。さらに、利用料の負担軽減が可能になれば、低所得者が身近なグループホームを利用することができるようになると思えました。町の施策として認知症グループホームの低所得者の利用料軽減に対して助成する制度の導入を求めるわけですけれども、所見をお聞きいたします。

健康福祉課長 御質問のグループホームは、介護保険制度の中の住み慣れた地域での生活を支えるための地域密着サービスの1つであります認知症対応型共同生活介護でございます。グループホームの利用料は、介護保険給付の自己負担分に家賃、食費、光熱水道費、管理費等を加えた額で、月に十数万円の費用となり、その費用負担は大変大きいものでございます。町の地域包括支援センター職員からも、認知症で在宅介護が困難となりグループホームの入居を検討された場合に、費用負担の面で厳しい、どうしようといった声を聞いているところでございます。伊那市の制度につきましては、低所得者の方への伊那市の保険者、介護保険者としての軽減制度であります。認知症対応型共同生活介護でありますグループホームへの入居は、地域密着型サービスのメニューの1つでございますので、このサービスは町が指定、指導監督の権限を持っておりまして、国の基準の範囲内で町独自の介護報酬指定基準ができることとなっています。町では、地域密着サービスの適正な運営を確保したり必要な事項を協議したりするために地域密着型サービス運営委員会を設置しております。御質問の費用負担軽減につきまして、現行の町の制度にはございませんので、今後の委員会においての協議事項とは、まずさせていただきます。令和2年度は第8期飯島町介護保険計画の策定年度であります。令和3年からの計

画になります。御質問の低所得者の方への軽減制度導入の有無につきましては、伊那市等、実施市町村の情報を頂いたり、さきに申しました地域密着サービス運営協議会の御意見を参考にしたりしながら、見える化システムによる介護保険料の給付見込み、制度導入における介護保険料への影響、介護保険特別会計の運営、国の動向等と併せながら慎重に協議をしております。

町長

議員御指摘の制度につきましては、飯島町ではそれを取り入れていなかったという現状でございます。ただいま担当課長のほうから、ただいまの現場の状況を説明していただいた中で、運営委員会にも協議をしていただくということでございます。積極的にこの政策について研究していただいて、積極的な対応を取れたらなあというふうに思っております。

三浦議員

ぜひ、取り組んでいただけるということですので、ぜひ早い時期に、計画が令和3年からの計画だということですので、これから計画に盛り込んでいく中に、早い検討をしていただいて盛り込んでいていただきたいなあと思います。

では、次の質問に移っていきたいと思います。最後の3つ目の質問です。「上伊那広域のゴミ袋の証紙について」ということで質問をしたいと思います。実は、町の中を歩いて、いろんな声が飛び交うんですね、ゴミ袋について。今、ゴミ袋、前から、今もですけども、チケットを持ち、それからゴミ袋代と証紙代がセットでゴミ袋を購入することができます。ところが、なぜ証紙が必要なのかということが分かっているようでよく分からない、説明をしろと言われても、私もどう説明したらいいのかなあとなってしまふようなこともあるわけで、今回は、そこで、そんな素朴な住民の皆さんの疑問をすっきりするために分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思うわけです。それから、私の要旨の中に①番②番ありますが、関連をしておりますので、別々にお答えいただくよりは、一緒にお答えをいただいて、そのほうが分かりやすいかなあと思いますので、分かりやすいようにまとめて御答弁をいただけるとありがたいかなあと思います。まず①です。証紙代が変更される前に購入をしたゴミ袋は、現在は使用できません。増額分をシールで対応していた期間もありました。政策的な判断で旧ゴミ袋の全てを使い切ることも私は可能だったのではないかなあという認識を持っておりますが、これは過ぎてしまったことですが、そんなふうには私は思ったわけです。そこで、なぜ証紙は必要なのかと、このことについて改めて説明を求めたい。②番です。改定前に燃やせるゴミの袋を購入したと、袋1枚につき30円の証紙代を払っている、ゴミ袋として使えないのだから証紙分は返金するのが筋ではないかという声もありました。この住民の方に対しても、考えてみればそうかなあ、そうかもねというふうにも思うわけで、この疑問に対して納得のいく説明を求めたいと思います。よろしく。

住民税務課長

それでは、三浦議員の御質問にお答えいたします。まず、証紙の必要性でありますけれども、まず、廃棄物の処理につきましては費用がかかります。そういうことで、応分の負担をいただくということで証紙がございます。皆さんの購入いただきました証紙につきましては、その証紙代が一旦販売店から上伊那広域連合のほうへ参ります。それで、上伊那広域連合のほうから町のほうへ、ゴミの減量化対策、また資源化の対策の財源と

いたしまして町のほうへその証紙代が参ります。町としましては、その証紙代を交付金として頂いておりますので、それを財源としまして、皆様から出されますごみの運搬費、可燃ごみ、不燃ごみの運搬費、そちらのほうの費用ということでありまして証紙代を御利用させていただいております。また、旧ごみ袋の関係でありますけれども、こちらにつきましては、町では平成 29 年の 1 月、また 8 月の町の広報誌のほうで広報しておりますし、上伊那広域連合におきましては、その前年の 28 年の 9 月にごみ処理の有料化の見直しにつきまして広報しております。この関係につきましては、使用期限の 2 年半前、早くは先ほど申しましたけれども 28 年の 9 月から行っておりますので、平成 31 年 3 月 31 日の 2 年半前に広報を行っております。また、町のほうでは、29 年の 7 月から 8 月にかけて職員が各自治会のほうへ説明会に行っております。そのときにも旧ごみ袋の期限とか、あと証紙につきましても、昨年、31 年の 3 月 31 日をもちまして使用できなくなりますということで、そのときにも返金はできなくなりますというお話をさせていただいております。この制度につきましては、町ばかりではなくて、上伊那広域全体、上伊那の市町村の統一事項でございまして、そういうこともございましてかなり前から周知をしておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

三浦議員

変更になり、そういう周知をしてきたと、確かに、それは私もお聞きしましたし、周知は、廃止になるということについては、使えなくなるということについては、私は分かっているわけですが、じゃあ、それまでに今まで持っていたごみ袋を全部、だから使い切ることができるかというのは、また話は別でありまして、お金のあるときに買っておきましょうということでたくさん買って、引き出しの中からいっぱい見せてくれた人もいましたけど、結局その方は、そのまんまほかのところに使っていると思えますけれども、そんな方の中にはいらっしやいました。要するに、必要なあとと思ってたくさん買いましたけれど、シールも貼って出しましたけれど、でも残っちゃいましたっていう人は、それは、ごみがいっぱい出てどんどん出す、だからそれまでにみんな使ってしまうとって使えるならそれで終わりますけれど、買ってしまいましたけれど、そんなにどんどん出すわけではないのでやっぱり残っちゃいましたっていう人は大勢いらっしやったと思います。後は使えませんから、ほかのことに使ってくださいというのが説明だったと思います。それで、②番で私におかしいじゃないかと言った方は、証紙は、そういうごみ処理の費用にかかっているのだから証紙が必要だというふうに言われて説明を受けたと思うんですけど、ごみ袋は、そういうわけで買って、証紙の証紙代も出して買ったけれど、自分は使えないじゃないかと、その証紙代はどうなっちゃったんだっていうのが、どういう使われ方をしているんだっていうのがまず疑問のようです。そのところ、もうちょっと分かるように説明してください。

住民税務課長

まず、ごみ袋の購入の考え方なんですけれども、先ほど三浦議員のほうでお金があるから買ったという方もいらっしやるという話をおっしゃいましたけれども、ごみ袋につきましては、毎年チケットを皆様のほうにお配りしておりまして、そこで、どうしてチケットが必要かということでもありますけれども、やっぱり、ごみの減量化が目的でありまして、とにかくお金があるから、余裕があるときには買っておくというのも確かに 1

つの方法かもしれませんが、ごみチケットの在り方がごみの減量化、ですから、計画的に私はこのくらい出そう、出すだろうということをおおむね皆さん、それぞれの皆さん立場が違い、ごみの出方も違うと思いますけれども、ごみを出すときの考え方、減量化に努めていただくような形で買っていただくことが余分なものを買っていただくなくてよかったかなあということでもありますので、ごみの減量化を視点におきまして御購入いただければと思います。

三浦議員

購入するときの、その減量化の、そういうふうに、そういう立場でと、理解をしてということは私も分かります。そんなにたくさん買わなくていいじゃないかって思うかもしれませんが、購入するときにはかなり高いですよ、私も今 50 円の証紙代のつく燃えるごみ袋を買いに行きますと、10 枚入りで、大袋ですと 1,000 円近くかかりますよね。ですから、燃えるごみと不燃ごみとって幾つか証紙チケットをもらったときに購入しようと思えば、お金のあるときに何とか買っておこなきゃってという思いも働きますよね。だからといって、じゃあ 10 枚があつという間に終わるわけでもないというようなふうに、それは今でも前でも同じだと思います。ですので、そういうやりくりをしながらごみも出さなきゃいけない、ごみ袋がなくて、じゃあそこらで燃やせばいいかとか不法投棄すればいいかという問題ではないので、やはり皆さん、あの手この手で苦勞をしてごみを出していると思います。じゃあたくさん出せばいいなんてと思ってたくさんごみ袋を買っているわけでもありません。ですけど、値上がり前の 30 円の証紙代はどこへ消えてしまったんでしょうねと、私は払ったけれど、ごみ出していないじゃないかっていう素朴な疑問ですので、もうちょっとそこんところを分かるように説明していただいけませんか。

住民税務課長

これ、上伊那広域連合のほうの統一見解でございまして、証紙の返金につきましても、計画的に買っていただくことでその価値が見いだせるっていうことでもありますので、そのために何回も前から言っておりますので、そこで御理解いただければと思うんですけども、難しいでしょうか。

三浦議員

事はお金の問題だと思うんです、その方の言われているのは。だから、証紙というものがどういうものであって、じゃあ値上がりして、その 20 円の差ですね、燃えるごみ袋でしたら、使えないんだから、自分はずっと証紙代も含めて買ったのにもう使えない、その証紙代はどこへ行っちゃった、30 円はどこへ行っちゃったんだっていうのが素朴な疑問ですので、広域連合が決めたことだからとかっていう問題と私はちょっと違うかなあと思うんですけど、分からなかったら、そういう質問があったので、これをどうしたらいいのかということについてもうちょっと説明が、そういう疑問に対してきちっと納得できる説明を今回求めたわけですので、また次回お聞きしますので、もう一回ちゃんとその辺のことを理解してもらえようような説明に至るようにしていただきたいなあと思います。この 30 円、丸ごと残ったかどうか分かりませんが、30 円の証紙 10 枚ですから 300 円ですね、それは払ってごみ袋を購入しています。ですから、使えないということは、それだけ無駄にしたと、それで、その 30 円はどこかへ行ってしまったのかなあということで、ちょっとお聞きをしたいと思います、もう一回。

町長 切替えのときのトラブルっていうのは、いろいろあるのかなというふうに思っております。全員が全員きちっとそこに切り替わったということはなかなか考えられなくて、そういう方は、また、8市町村、上伊那広域でやっていますから、8市町村、約20万人の方々がおる中で、全員がきちっとできたというふうではなかったでしょうね。どうでしょうかね、この30円の袋の有効期限、食品でいえば賞味期限、これが何日までですよということを2年も前から、あるいは1年前ですかね、連絡していたということかと思えます。その間に使ってくださいねという、こういう上伊那全体の認識の下に次のスタイルに移行していったということじゃないかなあというふうに思えます。食品を買ってきましたけど、食べるつもりで買ってきましたけども、冷蔵庫の中で賞味期限切れになっちゃったという場合もたくさんございますので、ぜひ、そんなような感じで、使える期間が過ぎてしまったということで御理解いただきたいなというふうに思えます。

三浦議員 町長の答弁で納得していただけたらいいかなあというふうに思いました。では、質問を終わります。

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻は11時5分とします。休憩。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時05分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。
9番 浜田稔議員。

9番

浜田議員 それでは、通告順に4件の質問を行います。いつもは4件もやったことないんですけども、多分今年の後半は行政も議会もさま変わりする議論をしなければいけないのかなという何か予感がありまして、ちょっと積み残しにならないようにいろんな問題について町側の立場をお尋ねしたいということが趣旨であります。

まず、1「野立て太陽光パネルの規制強化を。」についてお尋ねします。平成28年の一般質問で、私の一般質問ですけども、町長は環境問題も含めて、当時、放射性の産業廃棄物の宮田の件も話題になったもんですから、そういったことも含めた項目の一部として専門家を交えて研究するというふうに答弁をなさっておりました。くしくも、実はちょうど4年前のこの時間です。3月10日でした。ちょうど4年きっかりだったというわけで、町長が当選されて2回目の本会議で、今回も2回目の本会議ということでもあります。ということで、多分肯定的な御返事をいただけるのだらうなあというふうに思っております。翌年には飯島区会からの陳情も採択されています。つまり、やはり飯島町全体の問題として、野立てソーラーパネルをどうするかということについては大きな問題になっているんだというふうに思っております。そのときの町長の答弁に従って、研究されるということでしたので、まずその後の4年間の研究の結果、進捗はどうなっているか、結果としてどういう結論を出されたのかについてお尋ねいたします。

町長 浜田議員にお答えいたします。野立て太陽光パネルの規制強化について、専門家等を交えての研究につきましては、平成 30 年度飯島町地域新エネルギービジョンの一部改定に当たり、当時の策定委員長先生への聞き取りや相談をしております。また、飯島区からの陳情に対しましても回答しておりますので、その経緯、詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。

住民税務課長 それでは、お答えいたします。御質問の 28 年度以降の進捗状況でございます。先ほど町長が申しましたけれども、新エネルギービジョンに携わっていただきました先生のほうへ、その報告書を持ちながら御相談に行っております。そのときに、条例、規則につきましては、現在 10 キロも含めまして規制になっておるんですけども、そちらにつきましては、自家消費発電、また畜エネルギーにつきましては今後規制を緩和すべきであるということで頂いております。また、その反面、野立てにつきましては、大きな事業につきましては町で抑止地域の枠組みをもう一度再点検しろとか、そういうことをいただいております。それをもちまして、今現在、県内の市町村のほうにも問い合わせをしております。現在研究中の段階でございます。また、飯島区から出されました陳情につきましては、手続に係ります規則の一部を改正いたしまして、合意形成、また安全対策、あと設置後の対応等につきまして新たに設けまして、その旨を飯島区のほうに回答している状況でございます。以上でございます。

浜田議員 飯島区への回答は、議会には報告されてないように思いますけれども、議会で議決した意見書ですので、そのあたりはきちんとやっていただきたいなあというふうに思います。

ところで、飯島区の陳情の中にはこういう記述がありました。これは平成 29 年の 9 月だったと思いますけれども、陳情の中で、その前年、つまり平成 28 年には 18 件が飯島区内で建設されたと、そのうち半分は町外事業者だったという報告だったわけでありまして、もともと飯島町は、県の中では先進地域だというふうに呼ばれていまして、佐久市、飯島町、それから飯田市が太陽光パネルに対する規制をいち早く条例化したまちだということで、県のほうでも評価しているところでもあります。その効果もあったのかなというふうに思ったんですけども、であれば、その後、要するに平成 29 年以降、野立てのソーラーパネルがどのくらい建設されて、そのうち町外の事業者がどのくらい、町内の事業者がどのくらい、この推移の経過を押さえておられるようでしたら報告願いたいと思います。

住民税務課長 経過でございますけれども、野立てにつきましては、平成 27 年から統計がございます。平成 27 年ですけども、野立てにつきましては 18 基、そのうち町外が 11 でございました。また、28 年度につきましては 8 基、全て町外でございます。また、29 年度につきましては 6 基、うち町外が 5 基でございます。30 年度、昨年度でありますけれども 5 基、全て町外でございます。また、途中でありますけれども、本年度につきましては 4 基で、全て町外でございます。

浜田議員 今の数字で明らかのように、私も最初の頃はかなり町外事業者に対する規制効果があるかなあというふうに期待しておりました。ただ、今の数字で明らかのように、残念な

がら現実にはほとんど町外の事業者の事業になってしまっているというのが現実のようであります。中には、御存じのように春日平の一番西側のかぶちゃん農園ですね、本社が倒産して、今どういう管理状態になっているか分かりませんが、その後の始末もどうなるか分からないようなものまで飯島の中には持ち込まれていると、その一方で飯島に降り注ぐ太陽光は町外事業所の利益として持ち去られていると、こんなことでのいかというふうには私は思いますし、4年前の一般質問の中では町長も非常に積極的なお答えをいただいている、やはり自然を誇りにする飯島町を空から見た場合にソーラーパネルが並んでいる風景というのはのり弁当のようなもんだという非常に的確な表現をしていらっしやいました。そうであれば、なおさらのこと、4年前の答弁、それから今までの調査経過をもっと具体的なきっちりとした規制能力のある形に実行に移すときではないかというふうには思いますけれども、具体的な条例、さらに規制力の強化、これを急いでつくるというふうなお考えがおありかどうか、町長の見解を伺いたいと思います。

町長

先ほどの先生の御意見のとおり、やはり自宅、自家発電用の屋根の発電は、これは緩和して、これは自己防衛のためにも必要だろうということ、よその資本による大規模なソーラーパネルについては、景観上、各種問題があるということは、最近そういう認識が高まってきているかなというふうには思います。その中で、どのように規制するかなんですけども、議員が携わっていただいた規制も、やはり、その規則に基づいて規制というのはなかなか難しくなっているという、難しいというか、条文が非常に曖昧だという専門家の御意見です。例えば、罰則を設けるような場合に、罰則を設けられるような条文ではないということなんですね。ですから、それも含めて規則をしっかりと見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っています。また専門家の方々にお集まりいただいて、そのこの条文の見直し、新しい条例のつくり直しをしなければならぬと、このように思っているところでございます。

浜田議員

ぜひ速やかにお願ひしたいと思います。つまり、今の条例でも、実は佐久やなんかより進んでいるところがありまして、飯島町、規制を10キロ単位にしているんですね、よそは大体50キロ以上、つまり高圧連携のものだけを対象にしているんですが、それでは規制逃れができるだろうということで、その点は進んでいるかなあと思います。そんなことの利点を生かしながら、私としては2点、最低限できることは、今の条例の厳密な履行と、もし違反した場合にはこれを公表すると、そのパネルの周りには、例えば立て看板、町が認可していないという看板を立てて業者名を公表するとか、そういったところから含めて、より強い罰則規定のあるものに進めていただきたいなあというふうに希望するわけでありまして。この件については、もうこのくらいにしますけど、1つだけお伺ひしたいのは、大体その規制の強化する条例等をいつ頃までに策定されるというおつもりなのか、この点について改めて町長の決意をお伺ひしたいと思います。

町長

まずは、新年度にまず会議を開くことが大事かなというふうに思っております。

浜田議員

私、サラリーマン時代にさんざ言われたのは、期限のないのは仕事じゃないというふうに言われました。これ以上しつこくは申しませんが、やはりスタートすることがあれではなくて、いつ頃までということについては、近々、次の機会にお話を伺いた

いと思います。

それでは2番目の質問に移ります。「与田切公園事故をなぜ1カ月半も公表しなかったのか。」ということでもあります。まず最初に、この事故が起こって公表されるまでに1カ月半が経過しました。私は非常に遅かったなというふうに思っておりますけれども、公表にこれだけ時間がかかった理由と判断の責任についてお尋ねいたします。これ、10月の11日、ちょうど議会が住民との懇談会をやっている夜に招集されまして、そこで報告があったということですが、実際に公表されたのは11月の29日の記者会見でした。普通では考えられない遅さだと思っておりますけど、まず、その理由についてお尋ねいたします。

町 長

昨年の事故でありまして、それを思い出しながらお答えしたいなというふうに思っております。事故直後、まず、その対応で一番重きに置いたのは、被害者とその家族へのお見舞いと、何といても管理責任のおわびでございます。そこで、健康状態の安否確認を重視して各家族を回らせていただきました。お一人だけお医者さんへ行って捻挫という診断を受けたということをお聞きしてまいりました。その後、学校と家庭と連絡とっていただきまして、私どもが急に家庭訪問というわけにはいきませんので、学校を間に、仲介者としていろいろの毎日の状況を綿密にお聞きしてまいったところでございます。けがをされた方は、1度お医者さんに行って診断を受けましたけれども、それだけで次の日には出向かなかったということをお聞きしております。それと、警察の捜査への協力というのを3番目に重視しております。現場の保全等の捜査に協力しなければならないことについて事情聴取を受けました。また、警察側も、被害者、あるいは家族の方々にもそれぞれ時間をかけて当たったと、学校側にも当たったということでもございました。それについての協力をしたということです。次に大事となったのは、これもその日のうちにやったんですけども、現場の安全管理ということで一旦全部閉鎖しまして、与田切公園の全てに関わるものについての安全性の点検を、これまた時間がかかったんですけども、器具を含めて全体の公園の敷地内の安全点検をさせていただきました。先ほどの議員の全員協議会を夜ですけれども招集していただきまして、今回の事故についての報告をさせていただいたということでもございます。その部分で、やるべきことは全てその日のうちに手を打ったということで認識しております。その後、警察のほうで各被害者、御家庭、学校等をずっと時間をかけて事情聴取をした中で、手前みそになりますけれども、飯島町の対応について、非常に的確で迅速で、早くてよかったと、こういうお話を先日も署長さんのほうからお聞きしておるわけでもございます。被害者等につきまして、学校、家庭につきましてのそういった心証は、まずよかったかなというふうに思うところでもございます。それで、どの程度公表するかということなんですけども、まずは、警察の捜査に協力するというので、今回のことについて指示を仰ぐのを待っていた感があります。いつ公表するかということについて、調査の段階等を追いながら、何かのシグナルがあるだろうということの中で待っております。そういう経過がございました。そうしているうちに、御家族との話、あるいは、まだ警察のほうから連絡が来ないんだけれども、流れ的には示談の話に進んでいくという流れも出てまいりました。御家庭、

学校のほうでも、最終的に負傷された人、非常に悲しいことなんですけれども、不幸中の幸いで軽いけがで、捻挫、それで1回通うだけで済んだという、その事件の大きさ、事故の大きさ等も鑑みた中で、学校や家庭、その当事者について配慮をしていただきたいと、公表について、こういうお話もいろいろお話をさせていただく中で浮き上がってきたわけでございます。記者会見を開いて発表となると、私はいろいろの事故の原因とか明細なことを言わなきゃいけないだろうなという感じで捉えておりましたので、何らかの指示、原因等の警察の返答を待っていたということについて、ちょっと時間がかかった。今思えば、いや、そんなことだったら事件が起きた、詳しい内容はしゃべりませんけれども、お話しできないんですけれども、本当に記者の方々が集まっていたてもいろいろの内容を語れないので、そういう記者会見になってしまうんですけれども、事件が起きたことは、今思えばもっと早い段階で伝えてもよかったかなというふうに思っておるところでございます。いずれにしても時間が、そういったペンディングの保留の中で、いろいろ事案の整理、御家庭との補償の整理が整ってきて、示談が整っていったわけでございます。それでも警察のほうから連絡がなかったんで、弁護士を通じて記者会見してもいいかということの中で、それは返答なくて、そちらでどうぞということだったもんですから、私どもで会見をさせていただいて、御家族、学校のことを配慮しながら、全面が明確になったわけではございませんけれども、記者会見を発表させていただいたということでございます。そういったことで、この流れの中でいろいろ判断していかななくてはならなかったもんですから、そのような状況になってしまったというところでございます。こういうタイミングの誰に責任があるかというのは、もちろん全ては町長に責任があるというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

浜田議員

そういう御返事であれば、おおむねこの質問は要らないのかなあとと思いますけれども、ただ、念のために幾つか申し上げておきたいと思います。初動の対応は、大変私も見事なもんだというふうに思っております。適切だったというふうに考えております。ただし、公表は警察を待つというのが初日の晩に議員にあったときに、私は大変な違和感を感じて、理事者に抗議を申し上げました。分かった範囲で速やかに町民に公表すべきではないかということで申し上げたわけですが、帰宅したときに町側から電話がかかってきて、町の方針は変わらない、そういう大変残念な回答がありました。その後、10月23日に公園の緊急点検が続きまして、しかし、ずっと閉鎖は続いていて、町民へはですよ、町民の皆さんには何の説明もなかったんです。越百の水も使えなくなっていますし、米俵マラソンも、私も例年あそこで交通整理やることになっているんですが、マラソンの駐車場としても使えなかったと、けれども、その理由も町民の皆さんには説明がなかったというふうな経過だったと思っております。記者会見の中で、遅れた理由はやはり問われたわけですね。お手元の資料の1枚めくっていただいたところに、これは長野日報の記事だと思えますけれども、あります。その中で、特に事故から会見まで1カ月半が経過した理由についての説明が次のように書いてあります。「町側は「示談が整ったことに加えて、警察の捜査の状況と被害者の感情を考慮した」と。そうしますと、

議会に説明したのは警察の捜査に協力するからだということだったんですが、ここでは第一義的な理由が示談のためだったというふうに読み取れます。それから、警察の捜査、これは、実際にその後でどの程度まで明らかになったかっていうのは、議会にその後報告がありませんけれども、警察の捜査と連動しているのかどうかも私にはよく分かりません。それから、被害者の状況を配慮してという、先ほどの町長のお言葉にもありましたけれども、被害者の皆様がこの事故そのものの公表に反対しておられたのか、どうだったのか、このあたりが私にとっては依然として曖昧です。この3点について、もう一度お答えいただきたいと思います。

町 長 示談を待って、示談するまで公表しなかったという基準はございません。何らかの警察からのシグナル、報告等を得てからということ、思いの中で、示談が進んでいったということ、それと、何でしたっけね。

浜田議員 警察の捜査状況がその後明らかになったのか、この間に。

町 長 ああ、捜査状況。捜査状況は、先日、刑事さんがお見えになって、送致はしませんと、送検はしません、何かそういうようなニュアンスの言葉で、事件としては今のところ送致しません、しかし、今後何かが出てくれば、また捜査することがありますけれども、こういうことで、はっきりした原因とか、事故、犯罪性、事件性というものについては何もおっしゃらなかったです。その器具については、警察で預かっていたものを製造メーカーのほうへ届けて、製造メーカーのほうで調べてくださいと、こういうことでございました。これは、先週お見えになった話なんで、また改めて御報告させていただきたいと思います。そして、保護者からの配慮いただきたい、その生徒さんの特別な事情がございますので配慮していただきたいということでございましたので、そこを付度したということになっております。

浜田議員 ということは、この記事、誤りだったということなんですかね、新聞記事が。それは、今の説明と非常に、記事の中身とは微妙に違うような気がしますけれども。細かい話を続けていると時間がなくなりますので、ちょっとまとめの質問をさせていただきたいと思うんですが、今お配りした資料の1ページ目に、あるビジネス雑誌の記事が出ています。その中の一部を大書きにしたんですが、「日経ビジネス」というのは、実は毎年12月になると「謝罪の流儀」という特集を組むことになっているんですね、その一年間の、みんながフラッシュライトを浴びながら起きた不祥事一連に対してそれぞれの企業がどう対応したかという、その中でやってはいけない6大NGっていうのをここにまとめてあります。じゃあ飯島町の場合はどこに対応するのかというふうに私は思っているんですが、「遅れる」これは間違いなく私は遅れたと思っています。普通、基本的には、事故が起これば直ちに事故が起こったということを町民に知らせて、その都度、新しい情報があれば伝えていくというのが鉄則ではないかというふうに思っています。2番目の「逃げる」これは該当しないと思っています。町長、副町長が前面に出て最後の謝罪まで行っているわけですから。「問題の責任を負うべき人物が出てこない」ところが、逆に、逆のパターンが私はここにあったと思っています。問題の責任を負うべきではない人物が記者会見に同席していました。この方は、立ったまま頭も下げずに、あの方

は何だというふうにインターネットで話題になっていました。これがなぜかということですね。弁護士さんですね、町の。この話をつなぎ合わせてみると、実は、新聞記事は実は的を射ているのではないかと。つまり、示談が整ったことに加えて、つまり、この事故を公にするための条件が、実は、弁護士さんが非常に示談を進めやすくするために表に出ないようにしておいて、整ったから記者発表した、これが実際、真実なんではないでしょうか。あと「うそ」。これは、うそはおっしゃっておられないかもしれませんが、しかし、公園の閉鎖したときの事情について事故があったということはおっしゃらなかったですね、器具の点検かなにか、そんな理由にしていたと思います。それから「隠蔽」これはなかったと思います。「小出し」これはそのとおり、小出しだったというふうに私は思っています。「開き直り」これはなかったと思っております。そんなわけですけれども、最後の1点、実際に記者会見が遅れた最大の理由は弁護士の意向によるものではないのか、このことについて町長のお考えをお尋ねします。

町長 弁護士は、再三再四、警察と連絡を取って、この記者会見を開催するについても、やるからっていうことを連絡しておいたわけで、示談が整ったからではなくて、もうこういう状況になってしまったんでと、1つの区切りではあったんだけど、それを引き延ばしておいたということはありません。公表するな、するなっていうことじゃない、何らかの警察からのお達しがあるだろうっていう、こういう事件につきましては初めてでございますし、警察の捜査に協力するということについての協力とはっていう部分も自問自答しながら、何らかの警察からの返事を待っていたということで、その部分は、弁護士ではなくて、私どもが、いや、公表すれば公表するんだけど、いろいろしゃべっちゃいけないことがあるのかなあ、いろいろ難しいなあということの采配の中で、警察の一応指示を待っていたということになります。今考えると、いろいろあれだこれだと、いろいろ思い浮かぶわけなんですけども、ぎりぎりそこでやったんですけども、事故が起きましたっていう報告は、今はしてもよかったかな、今思えばです。流れの中で、その判断はなかなかできなかったということでございます。

浜田議員 もう既に退任されていますけれども、前副町長からは、弁護士がこの問題については関わっていたというふうに私は説明を受けました。これ以上追求しませんけれども、実際にはそういう流れがあったのではないかというふうに思っております。いずれにしても、こういう事故は、もちろん想定できなかったのも、いろいろな混乱の中で町長がいろいろな判断をなさったということは、それなりに理解可能であります。ですけれども、最後に1つ、2-2、危機管理の広報のルールが実際にはなかったのではないかというふうに1つは思いますね。これは危機管理の中の重要な事項ですので、基本的には制定すべきではないかというふうに思いますが、この点について、そういうそもそもルールがあるのか、それから定める必要があるとお考えなのか、これについてお尋ねいたします。

町長 今回の事故についてのみならず、飯島町の行政全体に係る危機管理広報についてルールが整備されているかという趣旨でお答えさせていただきます。現在のところ、飯島町役場における危機管理広報のルールと呼べるものは定めておりません。町民の皆さんの

生命、財産に関わるものにつきましては遅滞なく報告を行わなければなりません、事件性のあるものにつきましては、必要に応じて弁護士のアドバイスを求めながら、法的なことがございますので、案件ごとに総合的に判断し、公表の時期や方法を検討してまいるのがいいかと思っております。

浜田議員

弁護士に相談するのは結構ですけども、最終的判断責任は理事者にあるということを申し述べて、次の質問に移ります。

3番目の質問は、町の大型施設の運営検討の在り方を問うってという質問であります。昨日から一般質問の中で取り上げられております項目も含めてですけども、特に文化館、それから給食センターの再建の問題について議論がなされております。町の文化館については、活性化に向けた将来ビジョンということで社会教育委員会が招集されて、9人の委員で5回にわたる会議を持たれて答申がまとめられていると、そんなことであります。それから、給食センターについても建設委員会があるということですけども、どちらの議論、私、給食センターのほうはそれほど詳しくは知りませんが、まず文化館について言えば、それなりの労作、まとめではあったというふうに考えています。文化館に関わることの多かった皆さんが委員になって、過去を振り返って現状の問題点を議論したという点では、そういう議論かなあというふうに思っていますけども、一方で、大変食い足りなさも感じました。それはどうしてかっていうと、飯島町の文化館の運営に関する振り返りだけしかないんですね。一方で、実は、文化館、公民館については、御存じのように文科省を中心にかなり突っ込んだ議論がこれまでも行われています。過疎問題懇談会、平成29年の文科省の生涯学習政策局あたりで、例えば高齢化支援ですとか、あるいは孤食、高齢者の独りでの食事、それから孤立化防止、そんなことが議論されていますし、それから、生涯学習の文化館の企画部会なども繰り返して行われています。それから、これをたどっていく中でちょっと目についたんですけども、新居浜市の教育委員会の教育長が関さんっていう方ですけども、公民館が担っていくべき機能ということで3つほど私案っていうのを提言なさっています。ラーニング&アクションセンターという機能とSDGs、もう、これ1回しか使わないことにしますが、推進センター、それから地域活性化創生センターと、この3つの機能があるんじゃないかということで、学習することと実践活動を結びつける拠点を目指して、大人から子どもまでアクティブラーニングに取り組むことができる。それから、対話を通じてよりよい地域を目指して行って、もう一回言ってしまうんですがSDGsの持続可能な開発目標を具体的なテーマにする。それから、もう一つ、飯島では特に中心になるかもしれませんが、山村や離島など地域社会の維持そのものが課題になっている中で、なりわいを立てるための事業や共助の仕組みづくりを担う活動を公民館の機能だと、こんな報告がたくさんあるわけです。本来、文化館の今後の将来を議論するのであれば、飯島の歴史の中だけを振り返るのではなくて、中央省庁も含めて、全国的にも先進事例がたくさん紹介されていますし、そういったことをまずは審議会の皆さんの中で共有していただいて、その上で議論をまとめるべきではなかったかというふうに思うわけでありまして。それから、給食センターについても同様です。せんだって、実は長野市で勉強会がありました。

オーガニック議員連盟という非常に緩い議員連盟ができたんで、そこに顔を出したんですけれども、愛媛県の今治市の産業部長さん、この方が30年にわたって学校給食を核にしながら、実はそれ自身が目的ではなくて、地域の生産物の地産地消の運動を繰り広げてきたと、その背景には30年前の市長さんの強い思いがあつて、それを担う部局があつて、担当者が本当に生涯をかけて取り組んできたというお話を、長い講演を伺ったわけですが、大変刺激的な話でありました。これは、学校給食を通じて食育をする、それも長崎大学の教授を連れてきて、本当に健康にまつわること、その日の食べた食事とうんちの関係を子どもたちに調査させて、どんな影響があるか、それから体の中の仕組み、どういう食事が病気を引き起こすか、こういったことを本当に体験しながら教え込んで、食べたい食事よりも自分たちの健康によい食事が大事だということを実習を通じて勉強させると、それに親が影響を受けて、子どもたちが親の買物にもついていって、ラベルを見てこんな物を買っては駄目だとか、それからジュースを実際に作らせてみて市販のいろんなジュースっていうのは実は砂糖水に過ぎないんだということ子どもたちに分からせて、こんなことを通じて地域自身が自然の食事に興味を持つということで、今治市では地産地消というラベルを貼らないと、これはイオンのような大手スーパーも含めて、そもそも特売もできないというぐらい地産地消が広がっているようです。これには長い30年間の取組があつたというふうに聞いております。ですので、もちろんそれぞれその都度の経済的な事情やなにかもあるかもしれませんが、私は、こういった20年30年、あるいはそれ以上の長い期間維持される建物や組織の運営に対しては、やはり原理原則、それから全国の先進事例、そういったものについてもっときちんとした共有をした上で議論を進めるべきではないかというふうに思うわけですが、こういった点について教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

教育長

ただいまの文化館と給食センターの運営に関する先進事例について、もっと研究すべきではないかというような御指摘をいただきました。文化館につきましては、御報告いたしましたように、今お話がありました答申をいただいて現在考えている最中なんですけれども、確かに、おっしゃるように飯島町の文化館の歴史を振り返りながらまとめた答申であると思います。そのほかにも上伊那の各市町村の文化館の状況とも比較しながら答申をまとめていただいたところでもあります。上伊那というのは、比較的、歴史・経済的な状況も近い市町村ということで、それは多くの参考になるだろうということで比較対照させていただきました。現在、この答申について今後どうしていくかって、特に運営の問題について今後どうしていくかっていうことをこれから研究する段階に入っているわけですが、おっしゃるように全国的な事例ということも、今幾つかの事例をお聞きしましたので、そういったことも参考にしてみたいと思います。どれだけ先進事例をこれから取り組んで研究していくかということですが、特に何かコンサルを頼むというようなところまでは考えておりませんし、遠隔地、これからの研究ですが、必要があればまた考えていきたいと思いますが、すごく手を広げて根本からということまではちょっと至っていないという状況であります。ですが、今のおっしゃっていただいたことは大変参考になりますので、今後の参考にさせていただきます。

たいと思いますし、給食センターにつきましても、運営形態が直営なのか、委託を含めた指定管理とか、いろんな方法があります。箱物っていうんですかね、物はできるわけですが、運営についてはこれから考えていかなきゃいけないんですが、給食センターにつきましても、こういった話があると様々な業者とも話をしたんですけども、施設規模からして様々な他市町村でやっている千何百食、3,000食ある給食センターがやっている方法は経済的に非常に難しいところがあるだろうというような御意見を頂きながら、今のところ直営の方向で考えておりますけれども、中には、委託を受けた業者が空いた時間に総菜を作っているというような、そういう事例も承知しておりますので、そこら辺のところなんですけど、なかなか兼ね合いが難しいところがありますけれども、そういったことも含めて検討していきたいと思っておりますけれども、ちょっと大規模な視察団をつくるのか、あるいは費用をかけるというところまではなかなか至っておりません。今お話しいただいたようなところ、またこれからも情報を頂きながら取り入れていければなあというふうに思っております。

浜田議員

いろいろ研究していただくということなんですけども、実は、もっとストレートに言いますと、私、心配しているのは、実は昨日の教育長の答えで、一部、私、引がかかったところがありまして、ソフトとハードは別物だというお答え、私は全く納得できなかった。これで心配するのは、その考え方に対して議論するつもりはないんですけども、実は今、公共の施設の運営については、全国が今分かれ道に立っているのではないかなというふうに思っています。その背景になっているのは、第9次の地方分権一括法という法律がありまして、私の目から見ると、経済優先っていいですか、予算優先、あるいは維持費優先で、どうやって効率を進めるかという方向での議論が中心になってきている。これは、一定の事情があるのはもちろん理解できますけれども、その中で基本になる理念までがねじ曲げられてはいけないというふうに私は考えるので、そういう意味で、全国の、あるいはいろんな意見が交ざっていますけれども文科省の様々な専門部会が行っている議論に対しても目を通していただきたい、そういう意味であります。ぜひ、たくさん調べろとか、そういうことを言っているわけではありませんけども、基軸になっているのは何なのか、それから、今分かれ道に立っている考え方がどこかにあるのではないか、このことについてぜひ配慮をしていただいて、そういったことが配慮された答申、あるいは方向づけになるように求めて、3-2の質問に移りたいと思います。

これは、もう時間がないので手短かに申しますけれども、この間からも人口問題、改めて蒸し返されています。私も、あまり空元気でたくさん人口が増えるんだという言い方は、実は地に足がついていないのではないかなというふうにはずっと思い続けてきました。ただ、この間、ある衝撃的な記事をちょっと見たんですけども、アメリカのオレゴン州のポートランドという町が毎週600人の転入者を迎えているという記事がありました。話すと長くなるんですけども、ここはカナダに近い西部の市で、今はもう既に60万人ぐらいになっているんですけども、実際にこれがうそではないぐらい、年率数%の転入者があるアメリカで最も住みたい町だという町なんです。スタートは、高速道路の延長に反対して、それを取り壊してしまって、市内を住宅区域と、それから農業地域に真っ二

つに区画してしまって、農業地域に関しては本当にオーガニックな農業で暮らすと、それから街はコンパクトシティにすると、かなり住民運動の中でコンパクトシティを推進してきたということで人気があったまちです。飯島もある意味ではそれに近いモデルは描けるのではないかとということで、悲観論、楽観論をそれぞれ抽象的な数字で語るだけではなくて、もう一つ大きく伸びられるような構想を持つべきではないかと。町長のお考えの中には、それにかかなり近いお話も、かなりありますよね。昨日もお話がありましたけども、バイオマスやなにかを使って農業まで展開させるという大きな構想がありますんで、そういったものを具体化していけば人口に対する考え方も違うのではないかと、今回は一方的な指摘だけにとどめさせていただきますけれども、もう一回6次総の中で見直すべきではないかというふうに思うわけでありまして。それが給食センターや文化館やなんかの運営の予想のベースにもなるだろうというふうに考えるからであります。なお、一言だけ申し上げますと、町長は柔軟で非常に発想力豊かで、それに対して異論を唱えるのは職員の皆さんとして大変だと思いますけれども、一方で、町の職員の皆さんは専門家で、町長以上に専門的な内容を御存じなので、町長と十分切り結ぶだけの議論をそれぞれの課長さんやなにかはやっていただいて、町長に付度はしながらもですよ、やはりその軌道に対して修正をかけるぐらいの熱い議論はやっていただきたいということを申し上げて、3番の質問を終わります。

次に、4番目の質問、これは前回も逃してしまいましたけれども、教員の変形労働時間制の導入についての姿勢を問うということで、前回、教育長からやや全体的なお話は伺いました。変形労働時間制というのがおなじみじゃない方もあるかもしれませんので、資料の最後のページを御覧に入れますけども、今、教員数が非常に少なく、仕事も非常に厳しいという中で、教員の補充ではなくて勤務時間を変えてしまおうと。この図の3ですね。繁忙期、新入生が入ってくる4月～7月については、8時間労働ではなくて一月180時間労働を基準労働時間にしてしまえ、だけど、この時間については残業手当はつかないと、その分、閑散期にそれを補償するというので、年間としては総労働時間を保証すると、こんなことが提案されているわけです。ちょっとまとめて質問いたしますけれども、町立学校の教職員の労働時間の実態ってどうなっているのか、それから本当にこのやり方っていうのが労働環境の改善につながるのか、町としては、やはり町の思いを県や国にきちんと伝えるべきではないかと、この3つについて教育長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

教育長

教員の変形労働時間制の導入ですが、実態につきましては、長野県が全国の平均かどうかということとはちょっと問題あると思いますが、その長野県の平均値と比べたデータは、昨年12月のものですが、時間外勤務、それから休日勤務時間の平均値と持ち帰り仕事時間を合わせたものが勤務時間よりどれだけ多くなっているかということですが、小学校の場合、町内の平均値が45時間7分、県の平均よりは56分短い、ですが、中学校は60時間16分で、県平均よりも9時間56分も多くなっていると。中学校が多くなっている最大の理由は、これは部活の在り方の問題でして、冬季に部活は一切やっていなかったんですけれども、部活指導の制限がかかってきたために、夏の間うんと延

は政策の一番中心になるっていうことで、何人かの方からやっぱり人口の質問がありました。町長は、就任直後の平成 27 年 11 月の町公式ホームページの就任挨拶として掲載した一文に人口に対する思いを次のようにつづっております。ちょっと一部抜粋して申し上げますと、この中には就任時の町長の思いが赤裸々につづられておりますので申し上げますと、平成 26 年 5 月、日本創生会議が消滅可能性自治体を発表し、私は、そこに——私ってというのは町長ですが、そこに飯島町の名前を見て背筋が凍るショックを覚えました、不名誉にも特に危険性が高い部類に属し、長野県でも 11 番目にランキングをされてしまいましたという危機感を持って、崖っ縁に追い詰められた飯島町ですが、この窮地こそが町が一つにまとまれる千載一遇のチャンスだ、住民の力を結集して町民が安心して暮らせる豊かなまちを目指し、今後、粉骨砕身、努力をしていくというふうに結んでおります。この創生会議ってというのは、人口問題だけではなくて国の様々な課題に向き合う民間の団体で、この消滅都市っていうところへ持っていった予測値ってというのは、国立の人口社会保障とか人口問題研究所がいろんな係数でもって予測をした数値を、いわゆる創生会議がオリジナルにつくり上げた、課題提起をするためにつくり上げたものであります。研究所のほうは、一番大きな要素は、地方から大都市へ若者が流出していくっていう、その傾向なんです、それはどこかの時点では政策的にもいろんな状況の中で終息に向かっていくだろうっていう、落ち着いていくだろうという予測をしているんですが、その傾向がずっと続いていくという仮定の下に出されたのが創生会議の消滅都市の人口値であります。そういったことを考えながら、来年度は下平町長が就任間もなく前町政から引き継いだ後期総合計画、後期 5 か年計画の最終年になるわけです。私が思うに、町長は、この 1 期 4 年間、まさに公約どおり民間の風を吹かせようと多くの努力をされてきました。私も議会も議決という形でその多くの施策を支援してまいりました。町民が一つにまとまり町を活性化するために、町長、粉骨砕身のこの 4 年間、今今日の人口動態をその成果と受け止めて、凍りついた背筋は少しは緩んだんでしょうか。就任時の意気込み、思いは別にして、今の率直な感想はどうなんでしょうか。それを伺いたいと思います。

町 長

折山議員にお答えいたします。人口増のこれまでの取組について、第 5 次総合計画の施策として評価をさせていただきます。まず、第 5 次総合計画では、将来人口の枠組みとしまして令和 2 年度の人口を 9,500 人と掲げ、取組を展開しておるところでございます。本年 2 月 1 日現在の人口は 9,355 人となっております。依然として厳しい状況が続いておるところでございます。しかし、人口問題研究所が平成 25 年に公表いたしました令和 2 年度における、現在における飯島町の将来人口は 8,680 人と明記してあったところで、背筋が凍ったというところでございます。現在と比較した場合は、9,355 人でございますので、人口問題研究所の予想に比べて 675 人多い状況となっております。そこで、背筋の冷えが少しは和らいだというところになってくるのかなというふうに思うところがございます。このことは、町が一丸となって取り組んできた人口増の、これは長年の成果であると評価しておると捉えております。次期、第 6 次総合計画でも人口増の取組は欠かせないと考えております。表記の仕方については検討中です

が、従来のようにいつの時点で何千何百人と挙げるよりは、減少が危惧される将来の人口を長期的な目線で押し上げていくという形がよいのではないかとこのように考えておるところでございます。

折山議員

今、町長の言われた1つの数字9355が9680の予測値よりも675多いということなんですが、これ、比較する数字が、社会問題研究所のほうは国勢調査ベースの人口です。それから、町のほうで言っているのは住民基本台帳人口だと思います。過去4年間を見ていると、270人〜390人ほどが、いわゆる住民基本台帳人口よりも国勢調査人口のほうが少ないわけですね。10月1日時点で実際にここに住んでいる人っていうことの考え方でいくと、すり合わせるならそっちへすり合わせる必要があるということで、大体300人前後、基本台帳よりも国調のほうが数字少ないですんで、675であれば、300引いておおむね400人くらいの政策効果があった、こういうふうに見るっていうことになるのかというふうに思います。いずれにしましても、この10年間で400人、もっと言うと、これを、町長就任直前の10月1日の国調の数字が当初の人口問題研究所のほうでは加味されななんでやっているんで、そこに置き換えてみますと、その時点で200人、二百数十人、町長がそこにさらに上乘せをして、この4年間で、また400人っていう、こういう1つの政策効果が出てきているわけで、人口1万人っていう小規模な自治体で400人っていう数字は、10年間で、とても大きな数字だなというふうに、これは評価できるものだというふうに思うわけでありまして。ただ、日本全体の人口が今後急激に縮小していく20年後を見据えたとき、飯島町だけが劇的な数字で盛り返せるっていうことは難しいんじゃないのかなあというふうに思います。昨日の一般質問でも出ましたが、このところ定期的にマスコミ報道で上伊那の市町村の人口の減少率を報道しております。ちょっと私の記憶でいくと、飯島町と辰野町が減少率の大きさの1番と2番を競り合っているような状況で、よそもやっぱり一生懸命いろんなことに取り組んでいるんだらうな、これを日本中で取り組むから、子どもたちも、昨日の1桁から2桁の出生っていうようなところへ行って、だんだんに、いわゆる創生会議がもくろむように国中がそのことに危機感を持って少子化対策に当たったりっていう当初の目的がそこへ効果として表れていくのかなあというふうに期待するものなんですけど、現実的にもう一度見詰め直してみると、やはり、どういうふうに言ってみても、町で公表している過去の人口の動態の検証のグラフを見ますと、勾配の緩やかか急はあるんですが、直線的に減少に向かっているっていうのはグラフでも明らかなんです。先ほど、考え方としては、町長の言うとおりに何人にするんだっていうことではなくて、それをいかに政策的に緩めていくかっていう、おっしゃるとおりだというふうに思います。当初の町長の1万5,000人っていう意気込みはさておいても、次の総合計画の中では、今、町長おっしゃったとおりに、ぜひ、そういった現実的な視点の中で人口フレームをつくる必要があるんだなっていうふうに感じるわけでありまして。なぜなら、高度経済成長期、昭和52年以前、この高度経済成長期から飯島町っていうのは長年にわたり1万2,000人っていう人口、これを想定しながらいろんな施設を建設、増やしてまいりました。よく考えてみると、いろんな分野で高齢化が進んだり少子化対策が必要になったりして、新たに造る施設は多いんですが、人

口の減少に応じて閉鎖してきた施設はないような気がするんですね、時代に応じて。とすると、極端な話、社会保障問題研究所のように飯島町の最盛期の半分に近いくらいの人口にだんだんになっていくってことを考えると、そこを見据えた総合計画、20年後に問題研究所では6,700人くらいを想定しているんですね、それで、10年間で400人上積みめるとすると20年間で800人、そうすると7,000人台の頭くらいまでは回復、今と同じような努力を続けてですね、できるが、そこら辺が限界、あるいは何かウルトラCの政策があつてってということも考えられると思うんですが、これからの長期を考えてみたときには、そこら辺を視点にしながらのいわゆる公共施設整備のこれからのありようだとかいうことを考えていかないと、町がそれこそ財政的に行き着いてしまう場面が出てくるのかなあということ懸念して申し上げるものであります。総合計画そのものが、今、案の策定段階で、この夏頃にパブリックコメントを経て12月の議会へ総合計画を上程されるという計画で資料が出されております。その過程の中で町長が確定的なお考えを述べられるってことは難しいかと思いますが、20年後を見据えたそのうちの半分の10年、町長の、今、胸の中では、より現実的な、やはり先ほど浜田議員のほうでそれいけどんどの的なんではなくて、ちょっと現実を見据えたというような発言ありましたが、総合計画の枠組みそのものをそこへ少し視点を持っていく必要があると思うんで、町長、もう一度、枠を目標人口を持たずにやっていくのか、ある程度、現実路線の今言った20年後に七千何百人、こういったようなところで持っていくのか、今のお気持ちはどんなところにあるのか、もう一度お答えをいただきたいと思いますが。

町長

これは6次総の研究の1つの指針となりますけれども、この数字については、よく精査しないと、専門家も交えて精査しないと、希望だけでの話ではないというふうに思います。日本全体が人口減少していく時代、その中の飯島町ということを考えれば、当然減るだろうというふうに思います。その半面、そのずっとなだらかに減っていく半面に、この伊那谷が、リニア、あるいは三遠南信という1つのインフラが整うことによってまた魅力を増してきて、それを押し下げ、押し上げてくるっていう要素も加味できるわけでごさいます、今までの中で、人生、生活の多様化の中で、田舎暮らしもおつなもんだという考え方も出てきておるわけです。猫もしゃくしも東京へなびいていった時代というのが見直されて、また田舎へっていう流れも考えられるわけですね。そういったことで、大きな流れのマイナスの中でプラス要素をどれだけ持つかっていうことは非常になかなか難しいことで、数字が言えないんですけども、6次総の担当の中で、飯島町として数字を出すか出さないかというのは、こういうプラスの要素もある、こういうマイナスの要素もあるというような書き方もあるし、数字の書き方もあるしということで、ちょっといろいろテーマだなというふうに思っておるところでございます、正直なところ。

折山議員

そうですね。今、町長が最後に言っていたことが、ちょっと私の今言いたいことなんですが、ちょっと近隣の例を申し上げます。平谷村、昭和30年に1,200人を超えていた村民人口だったんですね。ところが、今日では3分の1の400人にまで減少しているんです。これは、社会問題研究所の予測値よりも多く減ってしまったっていう、こ

ういう村があります。しかしながら、多分財政的には厳しいんだと思うんですが、村としての自治を今日も守り、立派に行政運営を行っている村なんですね。国全体が先ほど町長言われたとおり縮小していく中で、ほかの自治体と優遇措置を競いながら転入者を奪い合う政策も、1つ、これ大事なのかもかもしれませんが、町民が助け合いながら身の丈に合った穏やかな時間の流れる暮らし、町長の言葉を借りれば田舎暮らし、そういった政策のほうを大切にしていってという価値観も1つあっていいのかなあというふうに思い、多分、町長この激動の4年間を過ごされてみて、改めてそちらの価値観というのが心の中に芽生えている部分が大いではないのかなという、日頃の一般質問を通じたやりとりの中で、私ではなくて、ほかの議員とのやりとりの中でそんなことを感じるときが結構あったんですね。ぜひ、もしそれが芽生えているのであれば、負託を受けた町長ですから、ぜひ、その思いは総合計画の中へねじ込むってということも、民意を大事にすることも大事なんですが、負託を受けた俺が目指すのはここだという姿勢を、やっぱり総合計画の中へきちっと意思表示するってということも大事かと思しますので、1つのリニアだ、三遠だ、それからIT時代だ、観光だ、活力を増した飯島町だという、そういった、もう活性化に向かうまちづくりも併せて行うんですが、町民の真の福利向上という部分で、やっぱり田舎のいいところを伸ばしていくという政策をぜひ打ち出していきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

町長 私の今回の2期目の立候補のときに掲げました5つの政策目標、これの第一番目に挙がっていることが「森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のある町へ」というのがあります。これを一番最初に挙げさせていただいたということは、目指す町の姿であるということでございます。まず、飯島町の魅力はここだろうと、田園風景の静かな中で安定した生活ができる、これは外せない目標だろうというふうに思います。中学生の子ども議会の子どもたちでさえも、この飯島町の自然に囲まれた環境の中、これを大事にしたいと、大人も子どももそう思っている、これは飯島町の大きな価値だというふうに認識しておりますし、都会から移住してこられる方の評価も、この部分がよくて来ているというふうに思っております。これは、田園風景を守ると同時に、自然環境を守ると同時に、飯島町が残していかなければならないことでありますから、いつの時代でも町民が望む1つの大きな目標に据えても恥ずかしくない目標だろうと思います。議員のおっしゃるとおりな形の中で進めたいと思っております。

折山議員 ぜひ、ちょっと民間出身の町長だから、何か企業経営的な考え方の中で、この町を豊かに、金持ちでっていう、多くの観光客が来て、活性化をして、工場も来る、そういうイメージもうんと期待を持たれていると思うんですが、また、町長の今おっしゃったような、そこへ1つ重点を置かれる政策も町長の中にはあるんだよということをぜひ大きく発信をしていただけて、2つの側面を持ったすばらしい飯島町ができるように、総合計画をぜひ築き上げていただけることを求めまして、次の質問事項2へ移ります。

「自然エネルギー政策」を伺います。質問要旨です。やはり、これも次期総合計画に関することです。その主要な施策の中へぜひ位置づけていただきたいというものです。近年の異常気象に伴う乾燥、洪水、土砂崩れ、竜巻、今までにないようないろんな局面

の災害が起きておりまして、これは、もとより温暖化に起因するものではないかと思うわけなんです、そのほかに野生のインシシを媒体とする豚コレラとか、鳥インフルエンザですとか、今度の新型コロナウイルスだとか、うがって考えると、これもそもそも温暖化が原因じゃないかっていうふうに思うほど、近年、地球上の人類に対してのいろんな影響を与える現象が世界的に広がっているわけでございます。したがって、この先の10年、うちの総合計画のスパンっていうのは、我が国をはじめ、世界各国はもとより、自治体そのものが環境問題に積極的に取り組むべきタイムリミットではないかなというふうに、ある少女の言葉ではございませんが、私も考えるものであります。特に自然エネルギーの活用で積極的に温暖化防止に取り組む姿勢っていうのは、それぞれの自治体、海があるところなら海水温だとか波の力だとか、幸いにして当町では豊かな森林資源と中央アルプスを水源とする豊富な水資源がございます。また、これは日本的に比較してどうかは検証してございませんが、個人的な感想では、日照時間も、雨のときはそんなに特別多いわけでもなく、日照時間も長くて、太陽エネルギーも潤沢な地域だというふうに考えるわけでありまして。次期総合計画では、ぜひ、これらを活用した自然エネルギー政策を主要な施策として位置づけていただき、前期計画や実施計画の中では、人的にも資金的にも大胆な支援策を掲げて、予算もつけて、金も人もつけて、そのことを背景にして自然エネルギー活用推進都市宣言飯島町といったような、もう周りに打って出る、飯島町みたいになれよというような環境政策をぜひ位置づけてほしいと思うわけですが、やはり、これも策定途中、町民の皆さんの意見が反映されなければならないんで、町長としての見解は述べにくいと思いますが、下平洋一個人の胸の内としてのお考えをお聞きできるものならお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長

自然エネルギーにつきましては、現在、民間資本によるバイオマス発電や小水力発電について、課をまたいで、プロジェクトチームにおいて可能性を研究している段階でございます。再生可能エネルギーの利用につきましては、長野県企業局でも小水力発電施設の新設、改築の方向も具体的に出てまいりました。町としても再生可能エネルギーの利用につきまして、関係各課等で研究を進める上で積極的に主要施策として位置づけてまいりたいと思っております。先ほど、飯島町の静寂さ、大自然の中に恵まれた静寂さの中で生活基盤、それだけでは経済がありませんので、その中に脈打つ経済的な活力がなければならぬというふうに思っております。その1つが新しい政策としてバイオマス発電。この自然のエネルギー、豊かな自然から、森林から排出されるバイオマス、あるいは豊かな水、水量、与田切川から流れてくる水、このエネルギー、これをどのように使うか。ただ環境を守れ環境を守れだけでは、生活できません、そこへ。それをいかに経済につなげていくかということだと思います。それで、バイオマス発電、あるいは水力発電を、この地域のエネルギー拠点、パワーステーションをつくる中で、関わるあらゆる産業をそこで成長させていきたいというふうに思っておるわけでございます。これの核となるエネルギーを確実に地域のものにしていくことによって、飯島らしい、ほかにはないまちづくりができると私は想像をしておるところでございます。これにこれからしっかりと取り組んで、今、行きますし、計画もしておりますし、調査もしております

す。具体化できるように、私は確信しておるところでございます。努力をしてまいりたいと思っております。

折山議員

なかなかタイミング的に町長としての御見解を述べられるのは難しいかなと思ったんですが、今のお言葉で、多分、施策に移行したときには、かなり思い切った予算づけ、人の配置、こういったものがなされるという期待が持てましたので、次のほうへ移りません。

質問事項3「土地開発公社の在り方」。質問要旨3、次期総合計画で明確に。風通しのよい町政を訴えて就任された下平町長には、以前にも一般質問で風通しのよい町政運営のために土地開発公社の解散を迫りました。その折には、これまで土地開発公社はその意義があるから存在が継続してきたものだというふうに考える、こういうお答えで、ちょっと関連的な御答弁で終始されて、私が示した理由に対する反論なり説明はなされませんでした。就任後、間もないときでありますし、それ以上は、そのときは申し上げませんでした。1期4年を経過しましたので、改めてもう一回、同じ質問をさせていただきますが、今度は関連的ではなくて、1つの事実を1つずつ、もし違っていれば御指摘をいただければというふうに思います。全国の公社に共通する問題点があるというふうに申し上げました。経営責任を負うべき公社理事の多くは行政の理事者、これは町長、副町長です。建設課、総務課、こういったところを所管する課長、これが充て職で理事に任命されております。あと3名ほど、農業委員会ですとか、商工会ですとか、そういった関係の皆さんが出て、多くは町長の命令下にある人間の中で構成された理事会でございます。必ずしもその皆さんは土地取得や経営のプロフェッショナルの皆さんではございません。したがって、外郭団体とはいえ、町長の決定事項が公社理事会の決定事項となる、これは覆ったことがないかというふうに思います。もう一つ、公社の用地取得は町政のお目付役である議会の審議や議決を経ずに行ってまいりましたし、それが行える機関であります。すなわち、町民の知らないところで億を超える金が動き、議会に上程されるときには、幾ら赤字になっているから一般会計の補正予算を繰り入れてくださいという補正予算、あるいは、いわゆる予算の提案に至ってからの段階になります。このことから、土地開発公社っていうのは、下平町長の最も嫌う、いわゆる風通しの極めて悪い団体、こういうものであります。しかし、高度経済成長期のように一晩寝ると地価がどんどん上がっていった時代、これは、限られた議会の開催を待つて用地の取得の議案を出していたら、1億円で買えるものが2億円に値上がっていて契約には至らない、こういった時代も確かにございました。先行的に取得をして活用していく、こういった時代が確かにありました。そのときは、町民益としての公社の果たす役割は大きかったと思われまます。今、当町の土地が飛躍的に高騰していくなんていうことは考えられません。現に、今議会初日には、収益的収入収支差額2,600万円の赤字を土地開発公社の新年度予算では計上していることを町長自ら報告をなされております。もはや公社の役割は時代的に終結したと思われまますし、住民の見えないところで巨額な赤字を生み出している経営がなお可能な公社は今日的な組織ではないというふうに考えるものであります。全国でもそうですし、近隣では伊那市が平成25年に解散しています。こういうこと

を申し上げました。私が在任していたときに前唐澤理事長が理事会の場で解散検討に踏み込むことに言及されたということが記録に残っているはずですが、今後、公有地の取得が必要であるんなら、一般会計に計上して、議会の審議を経て予算化をして、何ら支障がないというふうに思いますし、それが町長の目指すさらに風通しのいい行政につながるはずなんです。これらを踏まえ、公社解散に向けた姿勢を次期総合計画の中ではきちっと明文化していくべきではないかというふうに訴えるんですが、4年間の実績を踏まえた今日、町長の見解を伺いたいと思います。

町長

土地開発公社は、その誕生の歴史の中で、いろいろ土地を買収し、それを販売してきたということ、土地がどんどんどんどん動く時代は、その機能が発揮でき、土地開発公社の役割というのもあったかと思います。ここ何年になるんでしょうかねえ、経済が低迷して20年、失われた20年とも言われております。そこで買い取った、買った土地が塩漬けになっていたと、こういう部分がございました。工場用地も大きく、そしてまた住宅用地もありました。それが売れ残って負の遺産として引き継いでおるわけでございます。このたび、工業団地の広いほうにつきましては、4,000坪ですかね、目鼻がついたというところで、ようやく整理ができるかなというふうに思っております。そういうことで、今後、今までのような土地開発公社の事業形態ということは、まずできない、先取得して工場用地を形成して、それを販売していくということよりも、オーダーメイドという形の中で、注文があれば、その土地を確保して提供していくということに政策が切り替わってきておるところでございます。そこで、今後、土地開発公社というものをどのようにするかということについては研究しなければなりませんけれども、今、現時点でそれをなくすというよりも、土地開発公社があるほうが便利だという場合と、いや、町単独でその取得に入ったほうが便利だと、都合がいいという、この2つの利点があるという現場での声も上がってきておるところでございます。そこら辺を精査する中で、今後検討してまいりたいと思っております。

折山議員

便利さって言ったらね、絶対に公社があったほうが職員やそちらは便利なんです。大した議論もせず、町長が気持ちさえ決めれば取得できるんですから。町長、これ町長の時代じゃないんですね、もう長い歴史の中で。町長、今売れ残っている住宅地があるって認識されているんですが、見て回ったことありますか。こんな所をなぜ購入したのっていうところが残っているんじゃないですか。とすると、取得に問題があったんですよ。どういう理由で、なぜって、こう追求したくなるんですが、もう時間があまりにも長く過ぎてしまっているんで、今さらそのことを追求してみても詮ないことですので、ぜひ、そういうことが起こり得ない、議会がきちっとそこところを検証できる仕組みに変えてゆくべきではないんですかということをお願いして、どうも前回と違って、町長、半分は、その点、理解をいただいて、それでもなあ、ちょっと俺がこれから声をかけてくるという、工場の用地を取るときにはこっちのほうがぱっといけるだろうなという思いが半分の中で迷われているっていうことが何となく伝わってまいりますので、どちらが町民益になるのか、長い目で見て。町長、いずれは町長でなくなるんです。そのときにどんな人がここへ出てきて、その人がどんな取得の仕方をするかっていったら、

不安な部分が残ると思うんです。というところまで申し上げて、ぜひ総合計画では、そこら辺の姿勢がきちっと位置づけされるように求めて、次の質問事項へ入ります。

質問事項4「高齢者支援」について伺ってまいります。4-1、在宅支援、地域共助。ここからは、具体的な、ちょっと細かい施策になりますので、よろしく願います。過日の長野日報の記事ですが、諏訪市では、御近所さんが車に乗り合わせて買い物などに出かける際の事故対応のため、保険加入費用を補助する制度を構築して、この3月の議会へ関連予算を上程するとの報道がありました。これは、今まで当町でもさんご議論を重ねてきた、いわゆる交通弱者対策に直結する内容だかと思うんです。ほいでまた、そのことで地域互助を進めていける。何で諏訪がこれを始めたかっていうと、ある善意を持った方が御近所の方に、俺買物に行くで一緒に乗っていかんかって言ったら、周りの親族だとか、そのほかの御近所さんが、あんた、そういうことをして事故でも起こしたら、誰が、あんたが補償するんだよっていう話になって、そういう見方で見られるから腰が引けてしまって、それができなくなっちゃった。これは、もう当町でも全く同じことが言えるわけです。そういうことを、保険を掛けて、お互いにその保険の中でっていうことの中でお互いの助け合いが助長できるのではないかということが、これを発想した担当課の言葉として掲載されておりました。当町でも、ぜひこれをやっていただくと、金額も大きい金額ではなかったです。搭乗者1人2,000円だそうです。5人定員であれば保険料は1万円だそうです。この1万円を全額補助したかどうかはちょっと見過ごしたんですが、5割なら5,000円、ですから、予算も10万円とか、何か大きい予算、諏訪市であって大きい予算ではなかったような気がいたします。財源的にも、当町、十分対応できると思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

地域で暮らし続けるための支援策について、地域包括支援センターの相談支援等の地域包括ケアシステムの推進を進めているところですが、坂本議員の御質問にもありました御助隊が地域共助や互助の重要な役割になるのではと考えております。また、議員御質問のとおり、在宅支援、地域共助を進めるときに、事故があった場合の補償等について心配する声を聞いております。進めやすくなるような制度の構築についても、民間の補償制度等が創設される等、新しい取組が出てきているところですので、情報を取り、飯島に合った仕組みについて研究してまいります。

折山議員

財源的にもそんなに時間かけて研究するほどではないと思いますんで、ぜひ、本当は町長に、担当課長じゃなくて町長がどう思うかを本当は聞いているんですが、結構です。担当課で研究しろっていうことは、町長が、やることに向けて研究しろよ、こういうことだったかと思えますんで、次のほうへ行きます。

4-2、地域医療。これは、新しい副町長が誕生しましたので、特に取り上げた問題でございます。高齢者が地域で暮らし続けるために必要な大きな要因として、地域医療機関の確保と在宅医療、訪問診療があります。これらを実現するには、どうしてもドクターの確保が大前提であります。そこで提案ですが、当町出身で現在活躍しているドクターが多数おります。ドクターの中には、地域医療に身を投じたい、訪問診療に力を注ぎたい、そのように考える方が全国に多数いるというふうに個人的に考えるものであり

ます。ぜひ、年に1回は当町出身のドクターと情報交換を持続的に行って、将来を展望した医師確保、人材確保、そういったことに尽力をされるべきというふうに考えます。幸い、宮下副町長のような現中央クリニックのドクター招聘に大きく関わってきた適任者が就任しましたので、町出身ドクターと親交を深めながら、恒常的な情報収集のために、時期を定め年1回は町出身のドクター所在地の全国の各地へ副町長と所管課長同席で共に派遣をされるべき、そういうふうに考えるんですが、町長でも副町長でも結構です、お考えをお伺いします。

副町長

地域医療っていうのは永遠の課題だなというふうに思っております、中央クリニックの先生を連れてくる際もそういう気持ちで誘致の活動をしておりました。今の現在やっている内科医、診療医、3名の先生方につきましても、いずれまた後継者がいない先生が出てくるというふうには感じております。その中で、地元のところへ帰っていただく方につきましては、今、議員がおっしゃったように、何人かは私どもの中の情報の中に入れておまして、機会あるごとに連絡を取れる体制を取っていききたいなあというふうに思っております、実際に連絡を取ってきた経緯もございます。ただ、先生方それぞれ思いはありましても、自分の今の生活実態でございますとか、将来の計画に合わせてということが、やっぱり大きな要因がございますので、無理強いをするということとはちょっとできないというのが今までのやった実感でございます。ただ、今のここにおられる先生の状態を見ながら医療機関の先生たちの確保を、情報発信は常にやっておるんでございますけども、していかなければならないというふうには感じておりますので、今後も、それについて担当課と協議をしながら、毎年1回というか、機会があればその都度という格好に、今までの経験上、その機会を捉えてということでやっていくのが一番いいかなというふうに考えておりますので、そういうような格好でやっていければいいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

折山議員

ドクターも人間でありますから、電話で連絡も取れるし、インターネットでも連絡は取れるんですが、伺って、敬意を表して、これを一年に一遍求めているわけでありまして。あと、医科大学の教授までされている方がいらして、その方は、やっぱり病院そのものが医師を育てる大学病院ですので、人脈もあるはずなんですね。ですから、連絡が取れるとか取れんではなくて、町長、ぜひ命令の下に、副町長と所管課長を一年に一遍、全ての町出身の医師の下へ訪ねていくように、命令をぜひしていただくことを求めて、時間がありますので次に行きます。

4-3、認知症保険の町加入検討を。長野日報によれば、今日は日報さんが来ているから、長野日報さん、本当に地域の細かい情報提供をありがとうございます。南箕輪村では、村内の認知症の高齢者に個人賠償責任に被保険者として加入してもらい、保険料の半額を村で補助する制度を創設する方針を示し、認知症患者が徘徊して事故を引き起こし、家族に多額の損害賠償金を支払う責任が生じた場合への支援策として計画したそうでございます。県内では、ほかに下條村があるそうです。それで、事業は、認知症高齢者等見守り支援事業と銘打って4月1日施行を目指すそうで、関連事業費の約2万円を盛った一般会計当初予算を、やはり3月の議会へ上程するというふうに載っております。

した。認知症、私も経験あるんですが、認知症になった方をうちへずっとつなぎ止めて置くっていうこともあるんですが、この田舎ですから、出歩いたときにみんなが見守ってという温かさがあってもいいのかなあ、そのときに、やっぱり置いてあった植木を落としてしまったり、極端な例は線路で事故に遭って鉄道を止めてしまって大きな補償問題にとか、そういったときのための賠償保険だそうです。それがあれば安心かどうかはさておいて、そういったいわゆる認知症者を地域で見守っていくことに対する温かな政策も、予算的には宮田で2万円、小さいですが、そういった政策も大切なのかなあというふうに思います。ちょっと時間が押していますので、担当課長に振りたいと思うんですが、町長のお考え、こういった細かい政策ではございますが、そういった温かさを持った政策、これについてどうお考えになるのか、町長のお言葉で聞きたいと思います。

町長 担当課長が現状等の中から御提案について御意見、また、その後、町長がコメントすると、こういう段取りになっていたわけでございますけども、1つ飛ばさせていただきます、大変ありがたい保険だと率直に思います。しっかり研究していく必要があると思っております。

折山議員 あと2つです。ちょっと時間内をお願いしたいと思いますが。4-4、福祉タクシー券交付基準を問う。町民の声でございます。これは1つの例です。ある方の町民の方の御近所に息子さんと暮らす足腰の弱った高齢者世帯があるそうであります。自動車は車庫にあるんですが、動いたところは見たことがない、なぜなら、息子さんは引き籠っていて、なかなか外に出られない状況だそうです。このような世帯への交付は可能でしょうか。これは課長に伺います。

健康福祉課長 今の要綱のとおりになりますと、なかなか難しいところでございます。

折山議員 今の質問は、多分事務室へ行って聞けば、これで終わってしまう質問だと思うんですが、ちょっと町民の皆さんも同様に苦しんでいらっしゃる方、ちょっとひきこもりが多いってことは、それこそ担当課長のほうからも報告を受けておりますんで、若い方がいてもなかなか自動車を活用できない、そういったこともあろうかと思えます。ここで町長に伺います。そうした人を救う制度にすべきではないですか。端的にお願いします。

町長 福祉タクシー券をもっと使いやすくすべきだと思っております。

折山議員 ぜひ、ちょっとやっぱり、1つの事例が生じたら、よく考えて、これが怠けてではなくて真に困っているとすれば、それを救う手だてっていうのは所管課を中心にみんなで検討すべきかなというふうに思いますので、ぜひそのような取組を求めて、最後、4-5、いいちゃんバスの利用促進をについて伺います。これも町民の声であります。いつも空で走っているいいちゃんバスですが、どんなものかと、ある御婦人の皆さんが体験乗車をしたそうであります。昭和病院まで往復したそうであります。昭和まで200円で行けるんだに、ものすごくいいに、運転できなくなったら私は利用したいとのことでございました。その皆さんは、このまま使われないうままにいくと、いつか廃止になっちゃうぞっていうことで心配をし、このバスいいよということをもっとみんなに分かってもらうために、町民の皆さんが体験乗車をするような、そういう取組を呼びかけてくれん

かねって、こういう内容であります。私も、そういうふうに乗ってみたいなというふう
に思いました。町の取組として、これ、高齢化が進む中で大変重要な政策だと思います
んで、どうぞ、体験で呼びかけたらどうでしょうか。200 円払って昭和まで行ってくだ
さい、200 円払って帰ってきてください、こんな取組を求めるんですが……

議 長 時間が到達しました。

折山議員 ……。

議 長 時間が終わりました。

折山議員 終わりです。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後2時21分

令和2年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年3月23日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 3 第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算

日程第 4 第16号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 第17号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 第18号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 7 第19号議案 令和2年度飯島町水道事業会計予算

日程第 8 第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算

日程第 9 発議第 1号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出について

日程第10 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症拡大に対し、行政の速やかな対応を求める決議について

日程第11 請願・陳情等の処理について

日程第12 議会閉会中の委員会継続調査について

令和2年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和2年3月23日

追加日程第1 発議第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第4号 「国民健康保険への財政支援の増額を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会計管理者 大島 朋子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局長書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年3月23日 午前9時10分
議 長	<p>おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。</p> <p>これから本日の会議を開きます。今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会において、新型コロナ対策としてマスクの着用など御不便なことをお願いいたしましたが、提出されました案件につきまして大変御熱心な御審議に当たられ、感謝を申し上げます。</p> <p>本日は、お手元に配付のとおり第15号議案に対する修正議案が提出されました。また、議案2件が追加提案されており、去る3月5日の本会議において各委員会へ付託しました条例案件1件、新年度予算案件6件、請願・陳情案件3件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。</p> <p>本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。</p>
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。
社会文教委員長	<p>それでは、ただいま議題になっております第5号議案について社会文教委員会審査の経過の報告を申し上げます。3月6日に社会文教委員会を開催して審査を行いました。説明員として住民税務課・健康福祉課職員に同席を願ったところでございます。主な質疑の内容について申し上げます。課税3方式への移行について質問が多く出されました。「所得、資産、平等、均等の課税4方式から資産割を廃止して3方式にした経過の中で、国保運営協議会への諮問は町から3方式をあらかじめ提案したのかどうか。」この質問に対しましては「4方式と3方式の両方の資料を提供して、協議の結果、3方式の答申を得ている。」ということでございます。また、「3方式とすることのメリットは何か。」こういった質問がありまして、「昔と異なり、固定資産を有している人も収入に結びつかない時代となってきた。固定資産税を納税している人で収入がない人は救われていく。所得の多少に重きを置いた課税方式は、時代背景に則していると思われる。」こういうお答えでした。低所得世帯などの軽減措置についての質問も集中しました。「国保は他の医療保険の適用を受けられない人の最後のとりでで、低所得層の多い保険だ。国保運営協議会には、低所得世帯の所得や世帯構成などの具体的な事例を示すなど、今税率改定に</p>

伴う負担増の実例を示した上で理解を得ているのか。」こういった質問に対しましては「具体的な世帯事例の説明はしなかったが、医療、後期高齢者支援、介護納付分別の7割・5割・2割軽減別に改定前と後のそれぞれの軽減額と年間増加額を示し、案分率改定の理解を得るように努めてきた。」こういう説明でございます。その他の質疑につきましては、この後の質問でお答えを申し上げまして、討論、反対討論「低所得世帯にも増額負担があり、大きな影響があるために反対。」、賛成討論「収入を生まないのに固定資産税に応じて課税される納税者からは、過重な負担だとの声は以前からあり、本改正によりその点の改善ができることはよかった。」。以上の討論を経て、採決はお手元に配付のとおり賛成多数で可決すべきものと決定をさせていただきます。以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山委員長、自席へお戻りください。
これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

2番

三浦議員 それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をしたいと思っております。国保運営協議会の委員の方々には、時間をかけて協議をしていただいたことには敬意を表すものです。しかしながら、今回の国保の条例改正案では、資産割がなくなり、平等割、均等割の増額となります。国保の加入者の多くは年金生活者、非正規労働者、無職者などであり、総体的に所得の少ない人が加入している健康保険です。にもかかわらず、所得に対する負担割合は、協会けんぽ7%、健保組合5%に比べ国保は10%と重い負担となっています。さらに、世帯にかかる平等割、家族の加入者一人一人にかかる均等割はほかの健保にはないものです。資産割がなくなった分が平等割、均等割の増額となります。問題は、今も滞納者はいますが、悪質な事例はないということです。分納し短期証の世帯も20件以上あります。7割・5割・2割軽減の対象は664件、うち7割軽減291件あり、4割強です。7割軽減の対象者は、総所得金額と山林所得金額の合算額が33万円を超えないものであるということになっています。この状況下で増額されれば、さらに負担が重くなり、滞納額の増加や新たな滞納世帯が生まれることが心配されます。滞納の解消は一層困難な状況になります。全ての人々が安心して医療を受けられるための国民皆保険です。高い国保税に苦しんでいる世帯の暮らしへの影響を考慮した救済措置が必要と考えます。国保制度の軽減策では、救済困難な事案を想定した救済ができないため、町の施策として救済措置が私は必要だと考えます。本条例案には救済措置がないため、反対といたします。

議長 次に、原案に賛成討論はありませんか。

4番

中村議員 私は、今条例に賛成の立場で討論を申し上げます。多くの被保険者は負担が増額になります。しかし、一番弱い立場の方を守るために資産割を削減する3方式になるわけです。よって、その一番弱い皆様を守るという立場から、3方式になる条例に賛成といたします。

議 長 次に、反対討論ありませんか。

9 番
浜田議員 この条例に反対の立場から討論いたします。一番弱い立場と言われる 7 割の世帯の実情については、先ほどの反対討論の中でも出されましたけれども、大体年額 2,000 円の負担増ということになります。この 2,000 円の重みが実際に審議委員の皆さんの中でどれほど具体的な重みをもって捉えられたのかということ、私は大いに疑問とするものであります。既に滞納者がこの世帯では増えているということからも明らかでありますけれども、その生活実態に本当に寄り添った検討が行われたのか、これは、私はそのようには思えません。実際にその日のお金で苦勞されたことのない方々が議論されたのかなあといううがった見方さえ私はしてしまうわけでありまして。個人的になりますけれども、掛け持ちで仕事をして十分な栄養の取れない、そんな生活、それから仲間が旅行や様々なイベントを楽しく議論しているときにその場から離れなければいけない生活、そんな生活の中での 2,000 円っていうのは決して小さい額じゃないというふうに思います。よりまして、弱者に対するまだまだ十分な施策が検討されていないという条例だという意味で、私は反対といたします。

議 長 次に、賛成討論ありませんか。

3 番
久保島議員 私は、賛成の立場で討論させていただきます。本条例は、資産があっても収入がないという方への救済でございます。それから、7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減と所得に応じた軽減措置もされているということから見まして、この条例改正は適当であるというふうに認識いたします。よって、賛成といたします。

議 長 次に、反対討論ありませんか。

討論はありませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 5 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立多数です。したがって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 3 第 15 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計予算
日程第 4 第 16 号議案 令和 2 年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第 5 第 17 号議案 令和 2 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 第 18 号議案 令和 2 年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第 7 第 19 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計予算

日程第8 第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算

以上、第15号議案から第20号議案まで、令和2年度会計予算6議案を一括議題といたします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

予算特別委員長

本定例会初日に予算特別委員会に付託されました令和2年度予算関連6議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。審査を付託された議案は、第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算、第16号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第17号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第18号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計予算、第19号議案 令和2年度飯島町水道事業会計予算、第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算であります。予算特別委員会では、総務産業、社会文教の2つの分科会を設けて各所管事務の審査を求め、3月6日から16日までの間に委員会並びに分科会を開催して慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり付託された6議案を全て可決すべきものと決定しました。審査は300項目を超える多数の事業にわたって行われた上、各会計にまたがる事項もありましたので、ここでは6議案の審査全体を横断的にまとめ、質疑や意見と執行部答弁の要点を報告します。まず、財政に関してであります。下水道、農集排の特別会計から下水道事業会計への移行について担当課の詳細な審査が行われ、適正な処理案と認められました。併せて公共、農集の統合をはじめ経営改善の検討が進んでいることを認めました。新年度から始まる会計年度任用職員制度に伴う人件費の増減に対しては、共済費や社会保険費などの仕訳ルールの影響もあって、実態を明確にできませんでした。これを整理するには多くの事務作業が予想されることから、予算審査の判断材料とはしませんでした。非正規職員の処遇改善を検証し、総人件費の推移を明示できる資料の提出を求めるものであります。飯島町営業部が1つの事業コードにまとめられ、補足資料なしには事業内容が把握できず、公文書として不十分であるという指摘がありました。飯島町営業部予算を具体的に記述するよう、予算書の改善を強く求めるものであります。また、予算書の項目が前年度予算との比較にとどまっており、決算との比較も記すべきとの意見がありました。前年度決算の記載は不可能としても、過去数年間の決算との比較を示している自治体もあり、検討を求めるものであります。新年度予算にコロナウイルス対策費はまだ計上されておらず、当面、危機管理を事務局とする対策本部が現予算の範囲で対応するとのことでありました。なお、過去数年と違って今回は財政運営の在り方に関する質疑はありませんでした。改善が進んでいるという議会側の認識の表れというふうに認められます。次に、事業や継続のルールや見直しに関する質疑を述べます。非常に多岐にわたっておりますので、審査された主な点だけを簡単に列挙いたします。循環バス昭和病院線の利用者が増えていることと経費対策、消防団の安全靴支給、はっぴから活動服への統一、町ホームページを再度変更するに至った経過、減債基金の繰入れの増額の理由、伊南DMOの組織構成と町の立ち位置についてなどでありましたけれども、いずれも所管課の説明を理解する結果になりました。一方、地産地消や食育を推進する部署の明確化、特に農家と学校給食センターを結ぶコーディネーターの配置、給食センター

への正規職員の配置、高齢者のごみ出し支援策などの要望がありました。なお、町の負担金の中で、伊南地区農業振興協議会、伊南バイパス建設促進費など、必要性の不確かな費目の見直しを求める意見もありました。理事者に対しては、特に地域福祉総合事業の進め方に質疑が集まりました。平成28年からの総合事業がうまくいっていなかった経過を背景に、既に地域ニーズを把握できているのではないかと、健康づくりから福祉、介護までを一体的に進めるには職員の手が回らないのではないかと、プラットフォームやいじまお助隊の具体的な姿を明示すべきではないかと、社協に対して町は人材も含め主体性をすべきではないかなど、様々な角度からの質疑が交錯しました。理事者の説明は、トップダウンや全町一斉にではなく、どこかの地区から具体的な取組を積み重ねて拡大していくというものでありましたが、今後もさらに念入りな説明の必要性を残した結果となりました。ほかにも障害者福祉施設の設立、マイナンバーカードの普及促進、自然エネルギー推進部署の明確化、特別職の報酬検討など、多くの質疑が行われましたが、個別の報告は割愛させていただきます。以上の質疑応答を経た後、一般会計予算については、社会資本整備計画の充実を評価する、前年度予算の執行評価に基づく予算編成を評価するとの賛成討論と、一方で、顧問弁護士費用の減額を求める反対討論がありました。また、国保特別会計の予算には弱者への配慮不足の反対討論があったものの、採決の結果、第15号議案から第20号議案までの6議案全てを認定すべきものとして可決した次第であります。以上、予算特別委員会の審査結果報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。――ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田委員長、自席へお戻りください。以上で令和2年度予算関係6議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。ここで、浜田稔議員ほか1名から第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算に対する修正案が提出されております。修正案に対する提出者の説明を求めます。

9番

浜田議員 それでは、第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算に対する修正案を提出する理由について申し上げます。一般会計予算そのものについては、もともとの実施計画に基づき、その内容の全般については特に意を挟むものではありませんけれども、項目の中の顧問弁護士費用については不適切だというふうに考えまして、この修正を求めるものであります。総務費からこの金額を減額し、予備費に充当するという内容であります。お手元の資料の総括表を御覧いただきたいと思いますが、総務費6億155万5,000円を6億11万9,200円、総務管理費、それから、その分を予備費に充当するという提案であります。提案の趣旨でありますけれども、昨年秋に生じた与田切公園事故の公表が1カ月半にわたって遅れました。これは、町民に対する開かれた町の行政に対して、大きくそれを毀損する結果になったというふうに考えております。もちろん、その責任は理事者にあるわけではありますが、実際にそこに至った経過は、被害者との示談を優先して公表を遅らせるというアドバイスを行った弁護士によるものだというふうに

理事者に対する聞き取りの中からも私は確認いたしました。また、顧問弁護士の選定に当たっては、これといったルールもなく選定されてきたという経過も非常に不明瞭なものであるというふうに認められる。よって、提案のように弁護士費用については1カ月分だけを残して、この部分について修正するということを提案するものです。以上、提案理由の説明といたします。

議長 浜田議員は自席へお戻りください。

これから、浜田議員ほか1名から提出された修正案について質疑を行います。質疑につきましては、修正案に対するものと、修正案に伴って理事者のほうに質疑を求めることもできることになっておりますので、併せてお願いをいたします。それでは、質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算について討論を行います。まず、原案に賛成の方の討論はありませんか。

7番

折山議員

第15号原案に賛成の討論を行います。ここでは、賛否の焦点になっております新年度顧問弁護士費用に焦点を当て、原案に賛成の討論を行います。このたびの与田切公園野外遊具事故の顧問弁護士の対応は、極めて適切な対応であったと評価をするものでございます。これまで幾度となく、所管課長、町長から議会に説明された内容は、事故当日、弁護士からは何をおいても被害者に対して迅速に誠意のある誠心誠意をもって対応することを優先するように、先ほど発議の報告者も同様のことを申し上げておりました。まさしく、これは大切なアドバイスだというふうに認識するものでありますし、また、その後は警察の捜索に全面的に協力するように、こういった弁護士のアドバイスの下に行政的な対応をした結果、刑事訴追、それから訴訟、こういったところに発展することなく終結できたものと、これは評価をするものであります。ただ、惜しむらくは、被害者や警察対応に追われて、気持ちのゆとりもなかったかと思いますが、公園遊具閉鎖の町民説明までに時間を要したということは、今後の行政対応に向けて改善すべき点はあるものとは思いますが、穏やかな解決に向けた町の適切な対応に貢献をした顧問弁護士の新年度予算を確保するために、本原案に賛成するものであります。

議長 次に、原案及び修正案反対の討論はありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する方の討論はありませんか。

3番

久保島議員

原案に賛成するものでございます。ただし、少し注文がございます。例えばお助隊の事業、それから地域ポイントの事業等、計画が不明確である点は、非常に残念だなあと、思います。予算を計上するからには、少し練った体制で、少し検討されて、こういう方向で行きたいんだ、だからこれだけの予算が要るんだという説明が欲しかったなあと

うふうに思います。それから、ただいま議論になっております弁護士費用の件につきましては、これはやっぱり12カ月分計上するのが適切であろうというふうに思います。ただし、折山議員が後から申したとおり、現在の顧問弁護士については、適切であったでしょうけども、本当に町民のため、町民の利益のためという点では多少抜かりがあったというふうに思います。その点では、少し選任の方法、もしくは選任に何らかの方法なり検討なりがされるべきだというふうに思います。この費用を盛って、その後、適切な選任、それから、またルールづけも必要かなあというふうに思います。そのような注文を申し上げ、15号議案に賛成の立場といたします。

議長
8番
坂本議員

次に、修正案に賛成の方の討論はありませんか。

それでは、修正案に賛成の立場で討論いたします。以前からのつながりということで、雇用弁護士に決められた経過は町長答弁で分かりました。しかし、この数年の幾つかの案件での対応は、はてなと思えることもありました。現在、県内では経験豊かな弁護士も増えております。顧問弁護士に係る基準を決めてからでも遅くはないと思われま。よって、1カ月分の弁護士対応の費用を盛る修正案に賛成するものです。

それとは違った中の一般の予算の中で2つ申し添えます。新ということで、総合事業、飯島町総合事業の推進という中で、先ほど久保島議員も言われましたお助隊なんですけれども、コーディネーター、それから体制整備事業ということで735万円が予算化されておりますけれども、政策の全体像は分かりませんが、手順の組み立てがまだできていないと思われま。この全体を組み立てていく手順がちょっと読み取れないと思われま。主導権は町なのか社協なのか、昨年からの取組が今年こそは何らかの形になることを期待するものです。もう一つは、学校給食においては、建物だけではなく、地産地消の町内産自給率の向上や、そこに働く方々の処遇改善や、また学校における食育など、進めていく事柄がありますので、少しずつでもそれを実現していただけますよう求めまして、討論といたします。

議長
11番
竹沢議員

次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

それでは、第15号議案 令和2年度飯島町一般会計予算に賛成し、修正案に反対する立場で討論に参加いたします。飯島町第5次総合計画でいうみんなが安心して暮らせる豊かなまちを目指しての予算案であります。さきの3月16日、予算特別委員会でも議論になりましたけれども、私は、5つの政策目標の中の1つであります活躍するシニア、技術が地域に生かせる元気な人生100年時代への新規事業としてお助隊プラットフォーム構築事業がございます。これはいいと思います。今の世の中、皆さん御存じだと思いますけれども、特に大人の男女の世界というのはやっぱりマッチングが大切なんです。要するに、助けたい人と助けられたい人をマッチングするための飯島プラットフォームをつくるというのは大変いいことだというふうに思うわけでありまして、大いに進めていただきたいと思うところであります。次に、5つの政策目標の中の森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のある町への継続事業でございますけれども、こ

れにつきましては、国の財政支援を受けて町道南田切線ほかの整備、上ノ原幹線の舗装整備、芝宮線などの調査開始、林道では辰巳ヶ沢入線の舗装工事の継続など、町内のインフラ整備、生活基盤の整備ということで予算の重点配分をしていることについて評価するものでございます。加えて、ゼロ予算ではありますけれども、人口増対策統括本部なるものを設置していくわけでありまして、この取組についても大いに期待をするところでございます。よって、飯島町の令和2年度一般会計予算について賛成するものでございます。

次に、修正案に反対の討論を行います。制度上、議会の中で、予算特別委員会においても本会議におきましても予算修正をできるということは十分承知でございますけれども、本来でしたら部分的な修正で出すんじゃないかなと思うところでありまして、3月16日、町長は顧問弁護士の選定につきまして議会に今後報告するというふうに答弁しておるわけでありまして、私はそれで十分だというふうに思います。本日2020年3月23日の状況の中で、飯島町が、下平町長が未来に向かって誰を弁護士にするかはまだ分からないわけでありまして、議案上もそれは読み取れないわけでありまして、あくまでも現在の弁護士との契約は2020年3月31日で切れるものでございまして、新年度のことは何人も知れない未来の空想に過ぎないわけでありまして、よって、修正案に反対するわけでございます。ある町民からは、参考の御意見ですけど、そんなにいろいろ言うんだったら東京飯島会の会長の弁護士さん、その人に代えたらどうですかという御意見も参考におつなぎしておくわけでありまして、

いずれにいたしましても、私もそうですし、松本市出身の池上彰さんもそうですけれども、令和とは横文字でビューティフル・ハーモニーであります。我が町の新時代、令和2年の予算が下平町長の提案する案につきまして全会一致で可決されることを議員各位に訴えて、私の発言といたします。以上。

議長 次に、原案及び修正案に反対の方の討論はありませんか。
(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する方の討論はありませんか。

10番

本多議員 一般会計に賛成する討論を行います。本定例会の予算についての一般質問において、町長は、予算編成において、前年度の行政評価を踏まえ、事業ごとに過去の決算状況と今年度の執行状況を確認し、課題や施策の方向性などについてヒアリングを行いながら策定作業を進めました、この作業により事業費の増減の判断、また課題のある事業について見直し、改善の取組を指示したと答弁され、特に令和2年度予算査定で次年度へ反映された特徴的な部分を掲げました。町長の思いやりの予算編成ができたと思ひ、賛成をするものです。

続いて、顧問弁護士を誰に指名するかは理事者側の専権事項であり、議会の同意を得る必要は全くないと考えております。顧問弁護士を一方的に批判することはどうかとも考えます。弁護士相談料39万6,000円は必要な予算であり、月々3万3,000円、妥当な

金額と考えております。これを減額する必要は全くないと考えております。

議 長 そういふことで、修正案には反対し、原案には賛成いたします。

議 長 次に、修正案に賛成の方の討論はありませんか。

議 長 (なしの声)

4 番 議 長 それでは、ほかに討論はございませんか。

中村議員 それでは、原案に賛成の立場で討論を申し上げます。町長は、今予算は新たに民間活力を融合したまちづくりを行うための魅力向上予算としたとの説明でした。前年度予算より 1 億 1,200 万円増額され、行政 3 大事業として、1、いいじまお助隊を募集し地域コミュニケーションの構築やいいちゃん地域ポイントの推進とした福祉増進事業、2 として、アグリイノベーション、J A インターン、音楽関連の町、発酵食品の町とした産業振興事業、3 として、国、県の補助、また急発進防止装置など、スピード感のある安全管理事業を推進、この 3 つを基盤としております。町長 2 期目の強い思いが込められた予算と町の活力を推進するための予算と評価するものでございます。また、先ほど来、特別委員会でも審議された顧問弁護士に対する説明においては、町長が今後、委託事業において議会でも説明をしていくというお答えでありました。ぜひ、そのように求める次第でございます。さて、先ごろ令和 2 年度職員編成が行われ、各課トップ、課長異動は大きく変わりました。町長の思いを力強く推進するための人選とうかがえますが、今事業を形にし、町民の安全・安心なまちづくりを進める上では、全職員の団結なくして達成は難しいと思います。よって、ぜひ一人一人の職員の声を受け止める体制強化を求める次第です。また、一議員としても令和 2 年度の事業に対して共に努力する決意であります。したがって、町側も議会への事業推進に当たる説明、報告をこまめに、また透明度をもって行ってもらうことを申し添え、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。——ありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

初めに、第 15 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計予算を採決します。本案に対する予算特別委員長の報告は可決すべきものです。続いて、浜田稔議員ほか 1 名から修正案が提出されています。よって、議事の整理上、まず浜田稔議員ほか 1 名から提出された修正案について採決します。この採決は起立によって行います。第 15 号議案について修正案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立少数です。したがって、第 15 号議案に対する修正案は否決されました。

次に、原案に対する採決を行います。第 15 号議案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第16号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

2番

三浦議員

私は、先ほど国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対をいたしました。保険税の案分率など予算に関係しておりますので、国保税の特別会計についても反対をいたします。

議長

次に、原案に賛成討論はありませんか。

10番

本多議員

賛成する立場から討論いたします。県の国保運営方針である保険料水準の統一3方式と料率の一本化を目指すための改正であり、町は先行して将来を見据えた改正を行うことを高く評価いたします。よって、この特別会計に賛成します。

議長

ほかに討論はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第16号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立多数です。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

原案に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第17号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、賛成討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第18号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。
 お諮りします。本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第18号議案は原案のとおり可決されました。
 次に、第19号議案 令和2年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。
 討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第19号議案 令和2年度飯島町水道事業会計予算を採決します。
 お諮りします。本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第19号議案は原案のとおり可決されました。
 次に、第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算に対する討論を行います。
 討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第20号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計予算を採決します。
 お諮りします。本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 発議第1号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の
 提出について
 を議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11 番
 竹沢議員 それでは、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明を行います。地方分権時代の今日、地方議会の果たす役割が重くなってきておりまして、活動の分野も幅広く活動しているところでもあります。一方、昨年の統一地方選でも町村では立候補者が減少し、無投票当選が増加し、住民の関心の低下もありますし、また議員に対して負託をしてお任せということなどを含めて、議員のなり手不足が問題になって、大きな課題であります。平成23年度廃止されました町村議会議員年金制度でありま

すけれども、当時、私も加入しておりましたが、掛金の2割をカットされまして、一時金支給で終了しました。この時点で議員年金を支給されていた先輩の議員さん方は、今でも支給が継続されておるところであります。現在は、厚生年金加入者が議員となれば、その期間は今度国民年金となる、こういうことでございます。そこで、従来あったような平成23年に廃止したような議員年金制度みたいなものを新たにつくるのではなくて、現在の議員の在職期間につきまして厚生年金に移行して加入することを求めるものであります。この法整備がまだ整っていないからであります。国民年金よりも厚生年金のほうが有利であることは皆さん御案内のとおりであります。もし、飯島町もしかりですけれども、全国の地方議会の議員が経済的にも安定した状況が確立されることになれば多くの意欲ある議員が立候補することが考えられるわけであります。議員報酬の改定、引上げとともに、地方議会議員の厚生年金加入制度への法整備を全議員の御賛同をいただきまして国へ法整備を求めることについて提案するものでございますので、よろしく御賛同をいただきたいと思っております。以上です。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第1号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 発議第2号 新型コロナウイルス感染症拡大に対し、行政の速やかな対応を求める決議について
を議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番

橋場議員

それでは、新型コロナウイルス感染症拡大に対し、行政の速やかな対応を求める決議について、お願いします。3月11日、世界保健機構は新型コロナウイルス感染がパンデミックとみなせると表明しました。日本国内でも感染拡大が続いており、愛知県では既に受入れ病床数の不足も伝えられております。感染そのものへの懸念に加えて、経済活動の縮小に伴う生活への影響も深刻になりつつあります。商工業への影響は既に顕著ですが、時間給や非正規の雇用者、高齢者、独り親家庭などの生活弱者への様々な影響は時間とともに深刻さを増すと予見されます。早く何とかしてほしいということは、そういう声も聞こえてきております。事後の復旧より事前の対策のほうがはるかに効果的であることは全ての災害に共通するものです。飯島町議会は、実情の把握と対策の提案に全

力を尽くす所存でございます。同時に、町当局におかれましても、事態の緊急性に鑑み、深刻な影響が出る前に下記の対応に注力されるように切に要望いたします。議員皆様の全員の御賛同をお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号 新型コロナウイルス感染症拡大に対し、行政の速やかな対応を求める決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11 請願・陳情等の処理についてを議題とします。本案につきましては、去る3月5日の本会議におきまして総務産業常任委員会及び社会文教常任委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。これから委員長報告を求めます。初めに、橋場総務産業委員長。

総務産業委員長 総務産業委員会請願・陳情審査報告をいたします。去る3月5日の本会議において本委員会に付託された令和2年陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、そして令和2年請願第1号 自治会の負担軽減(町道除雪作業対策)についての請願を3月6日に委員会を開き内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しました。

なお、審査経過、内容については、以下申し上げます。

令和2年陳情第2号については、最初に参考人、林澄男氏の出席を求め、補足説明を受けました。審査で出された主な質疑です。問い「700円からいきなり1,500円というのは結構な額になる。そこのところはどう思うのか。」の質問に、お答えとして「月22万円～24万円は人間らしい生活をするのにぎりぎりの線だ。時間に置き換えると1,500円になる。生計調査の中でも、これだけ必要になるということが分かった。企業の意識変えや個人消費も増えると考えている。」などで、ほかにはありませんでした。賛成討論では「我が国を支えているのは中小企業と労働者だ。少し目標が高いかもしれないが、最低賃金の引上げと全国一律賃金に取り組んでほしい。」。以上の経過によりまして、全員の賛成で採択すべきものと決定しました。

次に、令和2年請願第1号については、最初に紹介人であります浜田議員より紹介理由と内容説明があり、次に参考人、伊藤隆盛氏、小林淳一氏、両名の出席を求め、補足

説明を受けました。審査で出された主な質疑です。問い「公的な場所はどうしているのか。」、答えとして「自治会の範囲内でしている。」などございました。ほかにはありませんでした。賛成討論では「高齢化に伴い除雪事業は厳しいものだ。しかも危険を伴う。現状が理解されているのか、いないのか、ふさわしい措置が取られていない。急な対策は無理だとしても、万が一の場合、地元が安心して世間並みの補償を得られるよう様々な制度をしてもらいたい。地域差があるので自治会ごとに保険の内容により補償してもらおう。この請願を町に実施してもらいたい。」。以上の経過によりまして全員の賛成で採択すべきものと決定いたしました。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りください。

次に、社会文教委員長からの報告を求めます。折山社会文教委員長。

社会文教委員長 社会文教委員会を3月6日に開催いたしまして、付託審査案件の2陳情第1号 国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書について審査を行いました。参考人として七久保、下平まち子氏に出席を願いました。主な質疑でございます。「陳情書では、全国知事会、全国市長会、全国町村長会が公費1兆円を投入して国民健康保険税を協会けんぽ並みの負担率にすることを求めていると記載しているが、示された国保新聞からは全国知事会がそのように求めているようには読み取れないが。」といった質問に対しまして「全国知事会が社会保険と国保との負担格差の是正のために国庫負担の増額を求めている内容を理解いただきたい。」というお答えでした。その他の質疑については、質問によってお答えいたします。討論、反対「負担を協会けんぽ並みに減額することを求める趣旨に賛成できない。国は、この3年間、軽減措置の拡充など、国保の財政基盤安定のために国庫負担を増額してきており、その経過を見守るべきだ。」、反対「陳情資料は最新のものがなく、現状を把握しての判断が困難だ。少子高齢化で若者の社会保障負担が大きくなっている。高齢者は若者の5倍の医療費が必要であり、国費投入には持続的な皆保険制度の構築、世代間負担など多角的な検討が必要で、協会けんぽ並みに負担軽減を求める趣旨には賛成できない。」といった討論を経まして、採決の結果は反対多数で不採択すべきものと決定をさせていただきます。以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長、自席へお戻りください。

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に、2陳情第1号 国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書について討論を行います。本陳情につ

いての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

2番

三浦議員

私は、国に対して国民健康保険料（税）引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書の提出を求める陳情について賛成の立場で討論をしたいと思います。全国知事会では、毎年、国庫負担の増額を要求しております。所得に対する保険料率が約7%の協会けんぽに対し、国保は約10%と逆進性ともいえる構造的な課題の解消を求めてきました。医療保険制度間の公平と今後の医療費の増高に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入や国の定率負担の引上げなどを求めています。国民健康保険制度の見直しに向けての全国知事会の提言では、国保の保険料を国保と類似性のある協会けんぽの保険料負担率が引下げの目安となるのではないかと、将来的な一元化を見据えたときも各保険制度の中間レベルの協会けんぽ並みの水準を目途とすることが適当と考えるとしています。協会けんぽ並みの保険料にするために必要な額は約1兆円です。平等割、均等割を国庫負担1兆円の増額でなくすることが可能です。このことから、国に対し協会けんぽ並みの保険料となるよう1兆円の国庫負担の増額を求めることに賛成です。

議長

3番

久保島議員

次に、原案に反対討論はありませんか。

本陳情につきまして反対の立場で討論いたします。本陳情では、公費を1兆円投入し、国民健康保険を協会けんぽ並みの負担にするようにというふうに求めております。そこにはちょっと無理があるというふうに思っています。国は、平成27年から1,700億円を毎年、国保の運営のため支援を拡充してきております。さらに、平成30年からは1,700億円を、令和元年には1,770億円を加算してきているというところでございます。国保の支援充実に努めてきておるということの評価しなければならないというふうに思っています。また、消費税対策等が落ち着いた段階では、さらなる期待ができるというふうに私は思っています。また、後期高齢者や介護保険等のバランスもございまして、ここだけ引下げ、支援を拡充ということには多少無理があるというふうに思います。しわ寄せが後期高齢者や介護保険のほうへ行ってはならないというふうに思っています。その配慮も求めるところでございます。また、提出者ではなく、参考人からは、説明の中で協会けんぽ並み、もしくは1兆円ということにはこだわらないんだというお話もございました。そうであるならば、私から、協会けんぽ並み、1兆円を除く、国に国保のさらなる支援を求める意見書というものを出してほしいというふうに提案をしたところでございます。その旨を申し添え、本陳情は不採択とさせていただきたいと思っております。

議長

7番

折山議員

次に、原案に賛成討論はありませんか。

本陳情に賛成する討論を行います。先ほどは、私、社会文教委員長として委員会では反対であった旨の報告をさせていただきましたが、ここでは折山一議員として討論に参加をさせていただきます。本陳情の趣旨は極めて単純であるというふうに考えます。これまで国保運営主体であった市町村や今日の運営主体となっている県など、地方自治体

の財源に厳しい運営実態を背景にした、そういった思いを背景に訴えた陳情だというふうに考えるものであります。我が国の医療皆保険制度というのは、大きく3つになっております。国保、社保、共済であります。社保には協会けんぽと組合健保の2つがありまして、組合健保っていうのは、主に大企業の皆さん、従業員の皆さんが加入するものであって、比較的有利、また一方、協会けんぽのほうは主に中小零細企業、零細事業者の皆さんが加入されている制度であります。組合健保に比べると、協会けんぽのほうは先ほどから討論がありましたように被保険者負担が大きくなっております。一方、国保はそうなのですが、私もそうですが、他の医療保険制度の適用を受けられない国民の健康と命を守る最後のとりでとした制度であります。しかしながら、被保険者負担は最も重いという実態がございます。同じ国民でありながら、また命を守るための医療制度でありながら、適応を受ける制度により町民負担に軽重、重い、軽いがあることを望む自治体の首長はどこにもいないと思います。加入者負担を減じるためにルールを超えて財源を投じる自治体も中にはございます。多くは、財源確保が困難であり、国から示される基準に従って加入者負担を算出しているところなのですが、本陳情は、確かに思い込みの強い文面や古い資料提供など一部に違和感はあるものの、陳情の核となる趣旨は、制度の一元化に向けて検討が進む今日、国保の被保険者がせめて協会けんぽ並みの負担になるように国費をもって行ってください、これを求める趣旨であります。私は、町の一議員として、命に関わる制度だけは限りなく町民の間に現存する制度間の差を埋めてゆく姿勢を貫いていかなければならない、そういう思いで本陳情に賛成するものであります。

議長 ほかにも討論はありませんか。

4番

中村議員

私は、今陳情に反対の立場で討論を申し上げます。まず、国保会計が継続的に運営されていくために、抜本的な改革を平成26年度から実施してきております。そういうものが現在に至っているわけでございます。その中で、この陳情は、抜本的に改革をしろという、そういう内容でございます。国が地方自治体、知事や地方代表と協議を重ねながら現状、先ほど反対討論の中にありましたが、1,700億円余を国が負担をしてきております。これで終わりというわけではございません。国もさらなる拡充を検討している中であります。そういう中において、抜本的ということはゼロから、また何か問題点を改革しろということです。でも、抜本的原因については、この陳情の中には書かれておりません。よって、私は、この陳情に反対といたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2陳情第1号 国に対して「国民健康保険料(税)引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで、念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決

を取ります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立少数です。したがって、2陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、2陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択です。初めに、原案に反対討論はありませんか。

4番

中村議員

反対の立場で討論を申し上げます。最低賃金については、働き方改革実行計画、これは平成29年3月28日に決議されたもの、決定されたものです。これが年率3%程度を目途として名目GDP成長率に配慮しつつ引き上げていく、これにより全国加重平均が1,000円になることを目指す、このような最低賃金の引上げに向けて中小企業、小規模事業者の生産性向上等のため支援や取引条件の改善を図るとされています。厚生労働省は、このような最低賃金の引上げに向けて中小企業、小規模事業者に対する生産性向上等の支援を行っております。まだ途上ではありますけれども、国は改革を進めている途上でありまして、世界から比べたら確かに日本の賃金は低いと、最低賃金の低さというのは私も認めるところであります。しかしながら、急激にということになりますと、賃金だけで世界と比べていいのか、今、社会保障とか、保険制度とか、いろいろあるわけですが、そういう点を全部含めて日本は世界に劣っているのか、そういうところから基盤整備をしながら、今、最低賃金1,000円に向けて、またそこが到達したところで次の拡充というふうに、なるべくスピードアップを求める次第でございますが、今、国はこのように行っているところであり、急激に1,500円というところは、ちょっと無理があるのではないかなと思います。また、先ほどと同じように、この陳情は抜本的改革ということを求めています。今まで検討されてきている過程を覆すような陳情内容について反対といたします。

議長 次に、原案に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

2陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立多数です。したがって、2陳情第2号は採択とすることに決定しました。

次に、2請願第1号 自治会の負担軽減（町道除雪作業対策）についての請願書について討論を行います。本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に

反対討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 次に、賛成討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから2請願第1号 自治会の負担軽減(町道除雪作業対策)についての請願書について採決します。
お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、2請願第1号は採択とすることに決定をしました。

議 長 日程第12 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。
お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、各委員長から申し出のとおり継続調査といたします。
ここで休憩といたします。再開時刻は10時45分といたします。休憩。

休 憩 午前10時28分
再 開 午前10時45分

議 長 会議を再開いたします。
ただいまお手元へお配りしましたとおり竹沢議員、久保島議員からそれぞれ1件の計2件の議案が提出されました。
お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出について

事務局長
議長
11番
竹沢議員

を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

それでは、私のほうから発議第3号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出についての提案理由を説明いたします。こうした案件は、過去に我が議会では2回ございまして、前回は反対者もおりましたが、全体としては合意していただいて意見書を出した経緯がございました。本日も、先ほど反対の声もあつたりしましたので、まさか意見書を説明するとは思っておりませんので心の準備はできておりませんが、説明させていただきます。まず現状ですけど、東京と長野県を比べますと、東京が1,013円で長野県は848円、これを月額平均労働時間150時間で換算いたしますと、東京が15万1,950円、本県が12万7,200円ということで2万4,750円の差がございまして、例えば我が町の中でも、現実のことですけれども、ある小さな事業所で先般848円を下回っておりまして労働基準監督署から忠告、勧告を受けたことがございます。私もその関係に知り合いがおりまして、そういう情報を得ております。そういうことで、要するに日本全国どこへ行っても本来は中小企業に働く労働者の皆さん同じ賃金をもらって働いていく、そのことによって働く皆さんの労働力の質の向上ですとか、あるいは購買力の増強、あるいはそういうことによって地域経済や中小企業を支えていくと、こういう機能を果たし、循環型の地域経済が成り立っておるというように思うわけでありまして、こういう弱い人たちの立場を救い上げていくのが1つの大きな課題だと思っております。記以下にも書いてありますけれども、もう1,500円以上っていうのは、確かに目指す目標ですので、いや、高いかなあと思われかもしれませんが、本文中にもございますけれども、1,500円掛ける150時間は22万5,000円です。これは、全国的に見た労働者が働く、生活のための費用としては当然の金額であるということで、こうした目標は少し高いかもしれませんが、国に訴えていくっていうのは必要なあと思っております。2つ目のところで、先ほど触れたように、全国あちこちで働くのに賃金が違うというのはやっぱりおかしいわけで、東京でも長野でも、あるいは愛媛やそういうところでも同じ額であるということが大切であるわけでありまして、こうした運動を国会議員の中でも全国統一的にやるべきだという意見で頑張っておる議員さんもおるところでございます。よって、本意見書につきまして先ほど反対した方もおりましたけれども、ぜひ御賛同いただいて、全会一致で本意見書を国のほうに議会の名の下に提出できますことを心からお訴え申し上げまして、意見書提出の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長
議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。初めに、反対討論はありませんか。

3番

久保島議員

本意見書に反対の立場で討論いたします。数年前に最低賃金1,000円という意見書を提出したところでございますけども、全国平均が1,000円に至る前に1,500円という要求、要望っていうのはいかなものかなというところでございます。OECDの中で最下位だと言っていますが、そんなことはございません。中位でございます。決して低いとは言えないところでございます。そもそも、最低賃金の考え方が製造業を基本にして考えているということでございまして、現在1,500円っていうことになりますと、主流となっています非製造業、物販とかサービス業、この辺などの利益率っていうことについては非常に大きな影響を及ぼすと、また農業に対してもそうだろうというふうに思います。中小企業の支援というふうにならざるを得ないところではございますけれども、税額控除程度ではとても実施できるものではございません。効果が薄いと感じています。給与補填っていうことはとてもできないというふうに思いますので、具体的な施策や財源等も見えず、これは中小企業支援というのは絵空事に過ぎないというふうに思っています。また、全国一律、統一ということには無理があります。およそ、すべからず単価っていうのは需要と供給のバランスによって、いわゆる均衡点で決められるのが常識でございまして、これが経済の理論でございます。地域差はあって当然でございますし、都会は経費がかかりますが、交通の便や効率、回転率っていうところでは多少よいものがありますので、多少人件費が吸収できるというところでございます。しかし、地域、職種によっては差が出るのは当然でございまして、田舎のほうは、経費は安いけれども不便性がある、回転率悪いということで、人件費の吸収っていうのはなかなか難しいと思います。全国一律となれば、都市集中が解消されるというような机上の理論がございましてけれども、これはかえって反対だというふうに思っています。そういう経済学者の方も多くございまして、効率の悪い田舎の中小企業は成り立っていきませんので、当然廃業という形になってくるだろうと、そうすると、職を求める人たちが都会に集中してくるということが起きてくる、これは、もう明白でございます。よって、本意見書については反対といたします。

議長

次に、賛成討論はありますか。

8番

坂本議員

この意見書に対して賛成の立場で討論いたします。先ほど言われたように、中小企業の支援策ということが3番目に盛り込まれておりますが、全国一律ということをも、もしこれを実現すれば、逆には都市集中は今の徐々に解消する逆の形、最初から底辺の人たちに対して一律の賃金を払っていくという形の中で日本の経済の動向を変えていくということもできるかと思えます。それは、具体的な政策はここには語られておりませんが、地域格差というのは、かれこれ、もう長いこと地域格差でありまして、それを少しずつという形の中でも、今回のコロナの問題に関わっても、地方にとっても非常にひどいことになっておりますので、こういった中で、これを実現していくということが地域の格差を減らすということにもなるかと思えますので、この意見書を政府に出すことに賛成するものであります。

議 長	次に、反対討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 暫時休憩とします。
休 憩	午前10時56分
再 開	午前10時56分
議 長	会議を再開します。 これから発議第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第4号 「国民健康保険への財政支援の増額を求める意見書」の提出について を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
3 番 久保島議員	それでは、趣旨説明を行います。先ほどの陳情審査のところでも申し上げましたけれども、審査の説明員の御意向によりますと、陳情書の中にありました協会けんぽ並み、1兆円投入というところにはこだわらないという御意見でございました。であるならば、そこをしんしゃくして、私どもも国に対しさらに今の支援から拡充していくことを求めていきたいというふうに思っています。これは、県の議長会、町村会でも求められていることでございます。私どもも、さらに負担軽減、さらに安定化というものを目指して国に支援を求めていきたいというふうに思います。意見書のほうの本文を御覧ください。最初のところには、経営は厳しいよという話でございまして、それから75歳以上の人を対象にしているというところで所得水準が低いということは確認されております。それから、中段のところ、国の国庫負担、医療費負担っていうのが11兆、約7,000億円っていうものが当たっているという中で、ここではさらに強化策として27年度からは1,700億円、そして30年度からは財政調整機能、それから保険者努力支援、財政リスクの分散、軽減等に1,700億円ということで増額されてきております。これを評価するとともに、さらにまたこれを続けていってほしいということで、記書きのほうに国民

保険、後期高齢者保険、介護医療保険のバランスを取りながら国民健康保険者の負担軽減に配慮すること、それから2番目として現在の国民健康保険への財政支援の継続と可能な限り段階的増額っていうのを求めていくものにしたいと思っています。そのような意見書で提出したいと思いますので、御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第4号 「国民健康保険への財政支援の増額を求める意見書」の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。
ここで町長から閉会の御挨拶をいただきます。

町 長 3月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る6日から本日まで19日間の会期をもって開催されました3月議会定例会、議員各位におかれましては、連日にわたり慎重な御審議をいただき、上程いたしました22議案の全てを原案どおり御同意、御議決いただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

さて、3月も余すところ1週間あまりとなりました。国を挙げての新型コロナウイルスの感染予防対策により、3月6日からは小学校、中学校が休校となっているところでございますけれども、17日は中学校、18日には小学校の卒業式が挙げてまいりました。今回の卒業式は、来賓の臨席がないというこれまでに例がない卒業式となったにもかかわらず、厳かに、また晴れやかに行われたと伺っております。このような異常な状況下であっても、子どもたちにはそれぞれ大きな夢と希望を持って元気に巣立ってほしいと心から願うところでございます。特に、進学や就職で飯島町を離れる皆さんには、新天地で大いに勉学や仕事に励まれることを願うとともに、ゆくゆくはふるさと飯島町に帰ってきていただき、まちづくりの主役として力をいかに発揮していただくことを切に願うものであります。そのためにも、飯島町を離れた若者が夢を抱いてふるさと飯島町に戻ってこられる、戻ってきたいと思う経済基盤のある地域づくりのために邁進する覚悟でございます。

先ほど議決賜りました令和2年度の予算は、従来からの町民の皆様と行政との連携に加え、民間活力を融合したまちづくりを行うための魅力向上予算として位置づけ編成いたしましたものであり、住民生活に直結する生活基盤の充実を重点としながら、民間との連携による事業の推進、展開を図ろうとするものです。これらの取組によりまして町

民の皆さんが元気で安心して暮らせる豊かなまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、先ほど議員発議により新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対し行政の速やかな対応を求める議決がされたところでございますが、町といたしましても、今回の国の自粛要請により影響を受けている企業に対して町独自の融資制度の拡充を計画しているところでございます。非常事態である新型コロナウイルス感染症が一刻も早く終息に向かうことを切に願うところでございます。

今議会におきまして議員各位から、本会議や委員会での審議をはじめ、一般質問、予算特別委員会での総括質疑を通じまして貴重な御意見や御示唆をいただきました。これらを重く受け止め、町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、私をはじめ全職員が心を一つにして同じ目線に立って、様々な発想と行動力をもって全力で行財政の運営に努めてまいり所存でございます。

令和元年度の町政運営につきまして、議員各位をはじめ町民の皆様方には多大な御協力を賜りましたことに、改めましてこの場において感謝を申し上げます。

令和2年度におきましては、コロナウイルスの世界的パンデミックやリーマンショックをしのぐ経済危機とささやかれる歴史的な波乱含みの中ではありますが、我が町は、大きな災害もなく、安寧な生活が送られますよう願ってやみません。今後とも町政運営につきまして一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本定例会に御出席いただきました羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんには、大変お忙しいところ誠にありがとうございました。

議員はじめ皆様方には、ますます御健勝で御活躍されることを心からお祈り申しあげまして、3月議会定例会閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもって令和2年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員